

# 神戸消防の動き

令和 6 年版消防白書

## 第1章 令和5年中の災害状況

1 火災の状況	1
2 救急の状況	2
3 救助の状況	4
4 その他の状況	5

## 第2章 災害に備えて

1 警防体制の強化	6
2 消防団の活動	8
3 救助体制の充実	10
4 広域的な応援・支援体制の充実	12
5 災害時の緊急通報	13
6 航空機動隊の活動	15

## 第3章 一人でも多くの命を助けるために

1 救急救命活動	17
2 救急業務の向上	18
3 医療機関との連携	20
4 市民救急の推進	20
5 大災害時の市民、医療機関、 民間団体との協力体制	23
6 救急需要対策	24

## 第4章 市民と共に築く安全な暮らし

1 防災福祉コミュニティ	25
2 防災教育の支援	26
3 住宅防火	27
4 露店等の防火対策	28
5 市民への火災予防広報	28
6 市民の皆さんとともに	29
7 同じ火災を繰り返さないために	30

## 第5章 災害に強い都市をめざして

1 自主防火・防災体制の推進	32
2 違反対象物への対応	33
3 超高層建築物	33
4 社会福祉施設等の安全対策	34
5 消火活動上の安全対策	35
6 小規模飲食店の火災対策	35
7 危険物行政の動き	36
8 消防活動阻害物質の届出	38
9 保安三法事務について	38

## 第6章 新しい時代に対応する人づくり

1 消防行政は人なり	42
2 人材の確保	42
3 人をつくる・いかす	42
4 研修制度の充実	43
5 女性消防吏員の採用と職域の拡大	43
6 魅力ある職場づくり	43
7 職員の健康管理と安全衛生管理	43

## 第7章 消防施設の整備

1 消防施設の整備	45
2 庁舎管理	45
3 車両製作	45
4 車両の点検整備	46
5 機械器具の点検整備	46
6 消防艇の点検整備	46
7 消防救急デジタル無線	46
8 消防管制システム	47
9 I C T化の推進	47

## 第8章 市民防災総合センターの業務

1 消防学校の研修概要	48
2 消防科学研究業務	49
3 特別消防係(消防音楽隊)の活動	50
4 市民研修係の活動	52

## 資料

1 消防機関の機構図	資 1
2 消防署所等所在地・庁舎規模	資 2
3 消防署所等配置図	資 3
4 消防職員数	資 3
5 消防自動車等の保有数	資 4
6 消防水利施設数	資 5
7 消防団の状況	資 6
8 年次別火災状況	資 7
9 年次別主な出火原因	資 9
10 119受信内容	資 10
11 消防部隊別出動状況	資 11
12 ヘリコプターの活動状況	資 12
13 消防艇の活動状況	資 12
14 消防団出動状況	資 12
15 救助活動状況	資 13
16 年別救急取扱件数	資 14
17 行政区分別救急取扱状況	資 15
18 防火管理者を必要とする対象物数	資 16
19 消防用設備等を必要とする対象物数	資 17
20 指定防火対象物査察実施結果	資 18
21 建築申請処理件数	資 19
22 危険物施設の現況	資 20
23 特定事業所の危険物施設状況	資 21
24 危険物施設査察結果	資 22
25 火薬類関係施設の現況	資 23
26 火薬類関係施設査察結果	資 23
27 高圧ガス関係施設の現況	資 24
28 高圧ガス関係施設査察結果	資 24
29 液化石油ガス関係施設の現況	資 25
30 液化石油ガス関係施設査察結果	資 25
31 消防学校教育訓練実績	資 26
32 市民研修実績	資 26
33 消防音楽隊演奏実績	資 26
34 市民防災教育実施状況 (消防署実施分)	資 27
35 市民救命士講習実施状況	資 28

# 第 1 章

## 令和5年中の災害状況

### 1 火災の状況

#### ● 火災件数

令和5年の火災総件数は、前年の416件から24件減の392件となっています。令和3年に347件と最も少ない件数となりましたが、過去5年の推移をみると、概ね400件前後で推移しています（図1-1）。

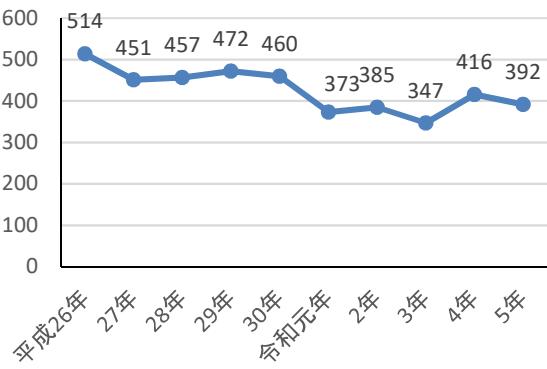


図1-1 火災件数の推移

火災総件数の減少に伴い「林野火災」以外の火災は減少しています。「林野火災」は5件増加し10件となっていますが、過去10年間は4~15件の間で推移しており、特筆した増加はありません。火災種別ごとの件数をみると「建物火災」は236件と最も多く、火災総件数に占める割合は60%となっています（表1-1）。

	令和5年 火災件数	総件数に 占める割合	令和4年 火災件数	総件数に 占める割合	比較（▲減）
火災種別 件	392		416		▲24
建物火災 (住宅火災)	236 (140)	60.2% (35.7%)	248 (140)	59.6% (33.7%)	▲12 (0)
林野火災	10	2.6%	5	1.2%	5
車両火災	30	7.7%	39	9.4%	▲9
船舶火災	0	0%	0	0%	0
その他火災	116	29.6%	124	29.8%	▲8
建物焼損面積（m <sup>2</sup> ）	3,453		7,212		▲3,759
林野焼損面積（a）	175		90		85
損害額（百万円）	470		846		▲376

表1-1 火災件数と種別

#### ● 出火原因

「電気関係」が前年に比べて20件増加して79件となり、「放火・放火の疑い」が前年に比べて12件減少して65件となったことで出火原因の1位と2位が入れ替わり、1位「電気関係」、2位「放火・放火の疑い」となりました。

「たばこ」「火遊び」の件数は前年から減少し、「コンロ」「焼却火・たき火」の件数は前年から増加しています（表1-2、図1-2）。

	令和5年	令和4年	比較（▲減）
主な出火原因			
電気関係	79	59	20
放火・放火の疑い	65	77	▲12
コンロ（天ぷら）	52 (22)	39 (17)	13 (5)
焼却火・たき火	47	39	8
たばこ	43	48	▲5
火遊び	2	9	▲7

表1-2 火災の主な出火原因

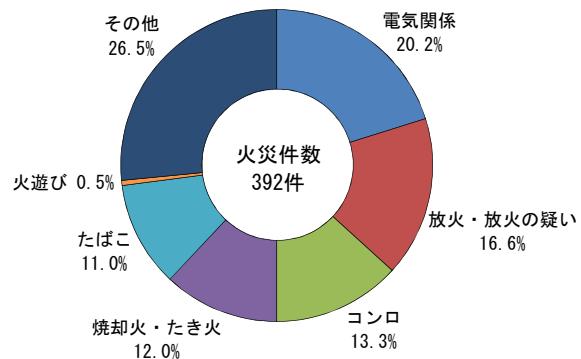


図1-2 出火原因別割合

#### ● 火災による死傷者

火災による死者は前年から3名減少して12名となっています。このうち、住宅火災による死者（放火自殺を除く）は9名で死者総数の大半を占めています。また、12名の死者のうち65歳以上の高齢者は11名となっており、死者の多くが高齢者となっています。火災による負傷者は23名減少し58名となっています（表1-3）。

	令和5年	令和4年	比較（▲減）
死者			
総数	12	15	▲3
高齢者（65歳以上）	11	12	▲1
子ども（15歳以下）	0	0	0
負傷者	58	81	▲23

表1-3 火災による死傷者の状況

## 2 救急の状況

### ● 救急活動の概要

令和5年中の救急出動件数は、令和4年中に比べて2,452件増加し99,683件（2.5%増）となりました。また、搬送人員数も4,288人増加し83,231人（5.4%増）となりました（図1-3）。これは、神戸市内の救急隊が1日あたり平均273件の出動で約228人の方を搬送し、また、5分16秒に1件の割合で救急車が出動したことになります。

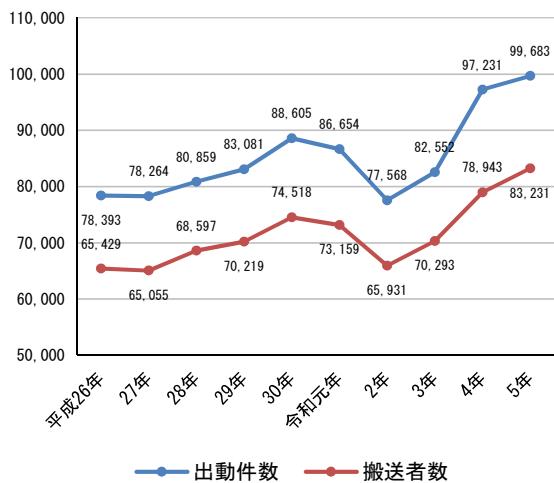


図1-3 出動件数・搬送人員数の推移

事故種別ごとの救急出動件数は、例年同様、急病が最も多く、全体の65.6%を占めています。以下、歩行中の転倒や窒息などの一般負傷が17.5%、転院搬送が6.7%と続きます（図1-4）。

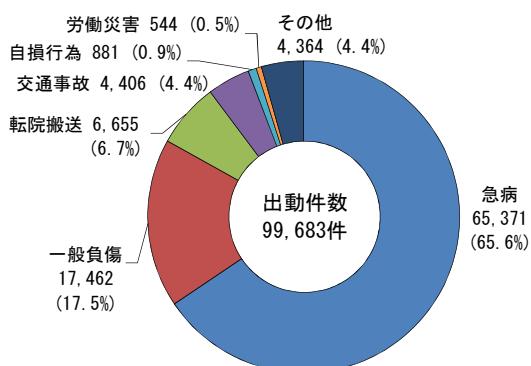


図1-4 事故種別救急取扱状況

行政区別の出動件数では、長田区以外の行政区で前年より増加しています（図1-5）。

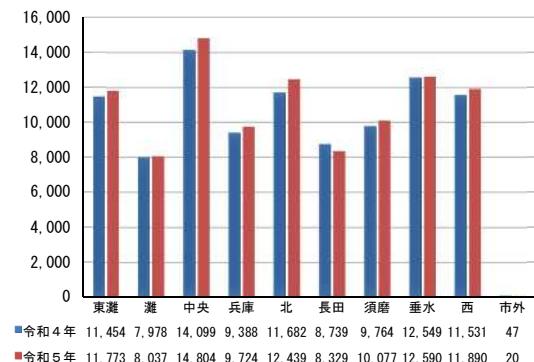


図1-5 行政区別救急出動件数

### ● 傷病者の搬送状況

傷病程度ごとの搬送状況は、例年同様、入院を必要としない軽症が最も多く、全体の54.6%を占めています（図1-6）。

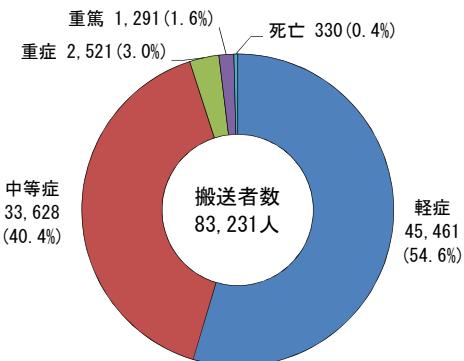


図1-6 傷病程度別搬送者数

各年齢層における事故種別の構成比では、新生児を除く年齢層においては急病の占める割合が最も高くなっています。新生児で最も多い事故種別は転院搬送となっています。低年齢層及び65歳以上の高齢者においては一般負傷の占める割合も比較的高いことがわかります（図1-7）。

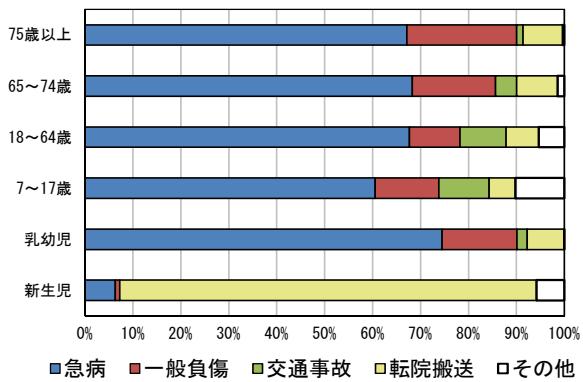


図1-7 年齢別搬送状況

令和5年中では全搬送人員数の内、65歳以上の高齢者の占める割合は63.2%(52,578人)で、前年と比較すると、0.3%減少していますが、高齢化の進展に伴い、救急搬送においても高齢者の占める割合は増加傾向となっています。図1-8からは、急病、一般負傷、転院搬送では搬送人員数の60%以上が65歳以上の高齢者となっていることがわかります。

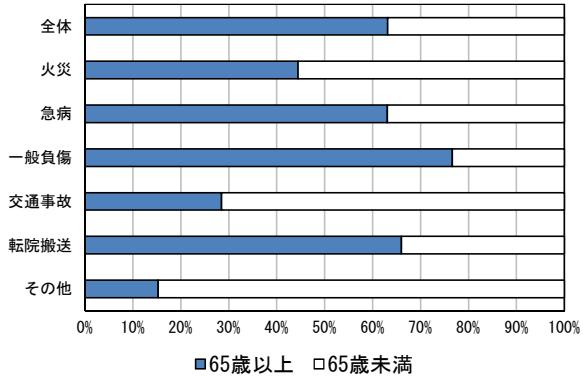


図1-8 高齢者の搬送状況

65歳以上の高齢者は、呼吸器系疾患、心疾患、脳疾患による搬送が多くなっています。このような病気の急な悪化を防ぐためにも普段から「かかりつけ医」を持つようにしましょう。

転倒などによる骨折や打撲などの怪我は、その半数以上が、安全だと思われている家庭内で発生しています。

例えば廊下や階段等では、手すりやカーペットなどの滑り止め措置をする、足元に置いてあるものを整理

整頓するなどの少しの工夫で事故を防止することができます。また、急な冷え込みや暑さが続くような場合、体調を崩しやすくなります。特に夏季は、気温の上昇に伴い熱中症による傷病者が増加する傾向にあります。気候の変化に応じた健康管理をお願いします。

## ● 救命処置の実施とその効果

図1-9は、全国で統一された調査様式である病院外心肺停止患者記録（ウツタイン様式）による調査結果を表しており、令和5年中に救急救命士の乗車する救急隊が搬送した全ての心肺停止患者1,493名のうち、1ヵ月後の生存が確認された方の数（※1ヵ月以内に転院した場合も含む。）は111名となっています。

また、平成26年4月から新たに運用を開始した「血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与」「心肺停止前の静脈路確保と輸液」については、令和5年中の血糖測定は409例、ブドウ糖溶液の投与96例、心肺停止前のショック状態の傷病者に対する輸液530例を実施しました。これにより、低血糖で意識状態の悪い傷病者を極めて短時間で回復させることや、傷病者が重篤化することによって心肺停止状態に陥るのを防ぐことができるようになり、後遺症の軽減に繋がっています。

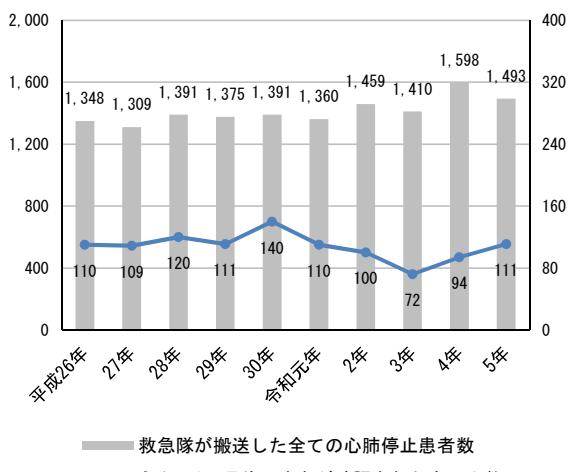


図1-9 救急救命士の救急救命処置状況

## ● 応急手当の救命効果

表1-4は、令和5年中の救急隊または消防隊が到着するまでの間に、家族等による応急手当（人工呼吸・胸骨圧迫、AEDを使用した除細動）が実施されていた場合の1ヵ月後生存者数の割合について、応急手当が実施されていない場合と比較したものです。

突然の病気や事故によって心肺停止状態となった場合に、救急車が到着するまで応急手当が施されなければ、救命は難しい状況となります。特に、心肺停止になった事案のうち、心原性（心臓が原因）と推測され、かつ倒れる瞬間を目撃する、または倒れる音を聞くなどして、付近の人がすぐに異変に気が付いた場合などは応急手当が有効です。

救命効果の一層の向上を図るために、傷病者の付近に居合わせた家族等の素早い応急手当が不可欠です。

心肺停止時の状況		搬送者数	1ヵ月 生存者数	割合
目撃あり	心原性	194	37	19.1 %
	応急手当なし	57	5	8.8 %
	心原性以外	319	28	8.8 %
	救急隊・消防隊による 目撃あり	115	24	20.9 %
目撃なし		808	17	2.1 %
合計		1,493	111	7.4 %

※ 1ヵ月以内に転院した場合も1ヵ月生存とする。

表1-4 令和5年中の応急手当の救命効果

## ● 新型コロナウイルス感染症への対応

神戸市では、令和2年3月3日に市内1例目の新型コロナウイルス感染患者が発生して以降、全国的な感染拡大の波とともに市内の救急搬送者数も増加しました。令和5年5月8日から新型コロナウイルスは感染症法上の5類感染症に移行され、「神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部」及び「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」は廃止となりました。

## 3 救助の状況

### ● 救助出動件数

令和5年中の救助出動件数は2,814件で、前年に比べて160件増加しました。

救助出動件数のうち、「建物等による事故」による出動が最も多く、1,319件となっています（図1-10）。

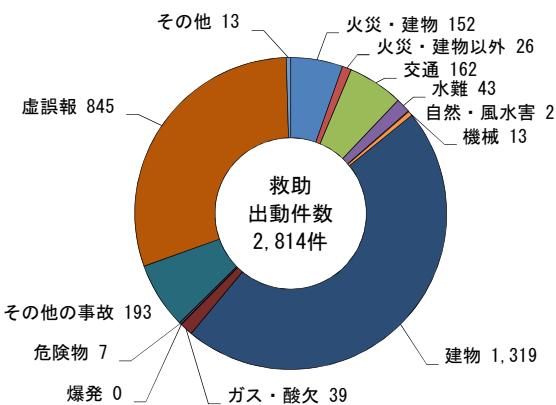


図1-10 事故別救助出動件数

「建物等による事故」では、ひとり暮らしの高齢者が、施錠された室内で倒れて動けなくなり、家族やホームヘルパーなどの訪問者が室内に入れないという事例が多く見られます。これらの出動件数は昨年から117件増加しており、平成26年に比べると約2倍の出動件数となっています（図1-11）。

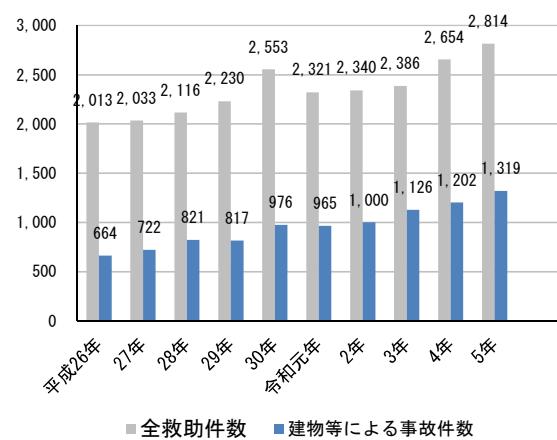


図1-11 全救助件数と建物による事故件数の推移

次に多い救助出動は「交通事故」で、162件に出動しています。交通事故の地域的な特徴として北区や西区の郊外で多く発生しており、両区だけで68件と全体の42%を占めています。

その他の事故に含まれる「山岳事故」件数は88件で、前年に比べて4件減少しました（図1-12）。

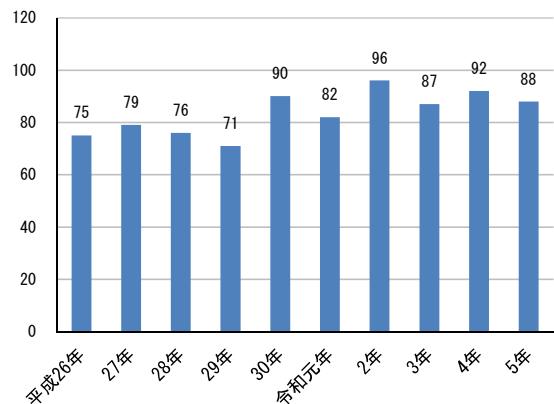


図1-12 山岳事故件数の推移

## 4 その他の状況

### ● 消防部隊の出動状況

令和5年中に消防部隊が出動した出動件数は11,675件で、前年中と比較して486件の増加となっています（図1-13）。消防車両やヘリコプター、消防艇など延べ29,473隊が出動し、1日あたりの平均災害発生件数は32件、平均して一日に約80の消防部隊が出動しています。

上記出動件数のうち、火災以外の出動（その他災害、救急隊の支援、誤報、虚報を含む）は8,277件でした。

近隣市町へも18件の応援出動を行いました。

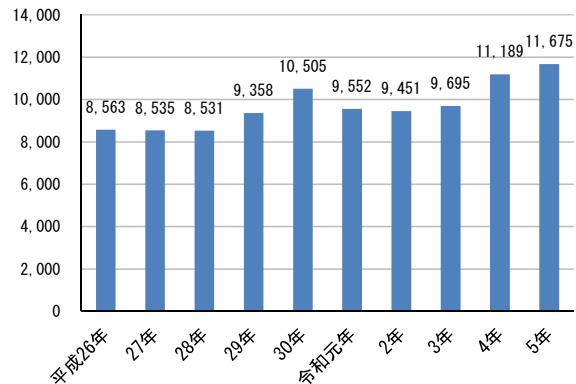


図1-13 災害発生件数

### ● 水災の発生状況

令和5年中の災害発生件数11,675件のうち、神戸市内で発生した水災は12件となっており、前年中と比較して8件の増加となっています。

### ● その他の災害の発生状況

その他の災害は、火災・水災を除く、交通事故、水難事故、ガス・酸欠事故、機械事故、建物等における事故など、市民生活や企業活動の中での事故において消防部隊が出動したものを取り上げています。

令和5年中のその他の災害（救助隊が出動していないものを含む。）の発生件数は2,994件にのぼり、前年中の2,845件と比較して149件増加しています。主な事故種別として、建物等による事故が1,319件で全体の44%を占めています。

## 第 2 章

### 災害に備えて

#### 1 警防体制の強化

##### ● 消防部隊等の配置・出動

令和5年中の消防部隊の出動作件数は、前年と比べて増加しており、火災をはじめ、交通事故や山岳救助、水災などさまざまな災害に出動しています。

神戸市では、現在、消防車両に加えヘリコプター、消防艇など、緊急時に出動できる様々な車両・部隊を配備しています。

119番通報があれば、その内容を聞き取り、発生した災害の形態と規模に応じて、それに対応する車種と台数を選出し、市内の消防署や出張所、航空機動隊等に配置している消防部隊に出動を指令します。

##### ● 特殊災害への対応

化学災害、毒劇物事故、放射線災害や近年発生が危惧されているNBCテロ災害等の特殊災害に対応するため、神戸市では特殊災害隊を配置しています。特殊災害隊は、陽圧構造型分析室を有した専用車両を運用し、赤外線を利用したガス分析器や中性子線測定器、生物剤検知器などを装備した本部特殊災害隊（ハズマットKOBE、中央消防署に配置）と、ガス濃度測定器や防護服等の資機材を装備し、放水隊と兼務した方面特殊災害隊（東灘・兵庫・北・西消防署に配置）とで構成され、市内における特殊災害に備えています。

また、特殊災害に対応できる隊員を多数養成していくため、毒劇物や危険物等の資格の取得、災害発生を想定した専門研修や訓練を実施し、対応能力の向上を図るとともに、5機関（神戸学院大学、一般財団法人海上災害防止センター、日本メジフィジックス株式会社、神戸薬科大学、神戸大学研究基盤センター）と災害時等における協力に関する覚書を交わし、産・学・官の連携体制を確立しています。



特殊災害における現場活動

さらに、本部特殊災害隊はあらゆる分野で活用が期待される無人航空機（ドローン）を24時間体制で運用しており、上空から情報収集を行うことで、地上の部隊と連携して効果的な活動を図っています。



ドローン操作の状況

##### ● 指揮体制・安全管理の強化

あらゆる災害に対して、組織的かつ効率的な部隊活動を実施するとともに、活動隊員の安全管理が実施できるように、専任の指揮隊を市内全消防署及び北神分署に配置、なかでも5消防署（東灘・中央・北・須磨・西）には課長級職員を指揮隊長として配置し、指揮及び安全管理体制の強化を図っています。



現場指揮所の状況

## ● 風水害への備え

神戸市の中央に横たわる六甲山は土砂災害が起こりやすい地形・地質で、過去に大きな被害が発生しており、河川においても、台風に伴って過去に大きな被害が発生しています。

神戸市では、治山・治水の防災工事が進められており、いざという時に備え、神戸市地域防災計画に基づき緊急連絡体制や水防情報システムを整備しています。また土砂災害や洪水が想定される区域、避難所等を表示したハザードマップ「くらしの防災ガイド」を作成し、市内全世帯に配布しています。

河川については、避難の目安となる「避難判断水位」等が設定され、河川の水位情報の収集や避難指示などの発令の目安として活用されています。

また、洪水による被害が予想される地域（洪水浸水想定区域）とその地域内の地下保有施設を把握するための実態調査を行い、警戒避難体制の強化に努めています。

土砂災害についても、大雨が降った場合に土砂災害等が予想される地域に対して世帯ごとの人員数等を調査した避難計画を策定しています。

さらに兵庫県では風水害や地震による避難指示などの緊急情報を市民皆さんに速やかに伝えるために、「ひょうご防災ネット」（アプリ版・電子メール版）を運用しています。「ひょうご防災ネット」を活用することで、神戸市や兵庫県から緊急情報のメール配信やアプリへの通知が行われるほか、平常時から防災関連情報を入手することができます。

風水害から身を守るため、日頃から防災情報の収集や、避難経路を確認するなど備えを万全にして、いざとなったら早めの避難を心がけることが重要です。

## ● 消防水利の整備・維持管理

消防活動を行うためには、水が必要不可欠です。

消防局では、消防水利を確保するために、消火栓の点検や、防火水槽等の整備・維持管理・設置の指導等を行っています。

平常時だけではなく、地震や渇水時でも有効に使用できる消防水利を確保するため、耐震性防火水槽の設置のほか、河川、海水、雨水なども消防水利として活用できるよう努めています。

近年は建物構造の基準の見直しや道路幅員の確保、区画整理等により、災害に強い都市づくりが進んでいますが、その一方で消防活動が困難な地域も存在しているため、消防水利の現況調査に加え、消防地理の調査、地域の延焼危険度の評価等を行い、その結果を踏まえて、地域の実情に応じた消防水利の確保に努めています。

### 【 整 備 方 策 】

- 公共施設の整備に合わせて、消防水利を設置する。
- 開発協議・建築指導を通じて、消防水利の設置を指導する。
- 総合設計制度（防火水槽設置型）により、消防水利の整備を促進する。
- 水道施設耐震化計画と協調しながら整備を進める。

#### 総合設計制度とは

一定規模以上の敷地を有し、かつ、敷地内に一定割合以上の公開空地等を確保する建築計画について、計画を総合的に判断して市街地環境の改善に資すると認められる場合に、容積率の割増、あるいは斜線制限の緩和を行うことができる、建築基準法に基づく許可制度です。

## 2 消防団の活動

### ● 消防団の組織

神戸市には、条例に基づき各消防署と管轄区域を同じくする 10 の消防団と 15 の支団（北・西消防団のみ）が設置されています。

消防団は地域住民等の有志により組織されており、各消防団員は普段はそれぞれの職業に従事しながら、“自らの地域は自ら守る”という崇高な郷土愛護の精神のもと、地域の安全・安心のため積極的な消防団活動を行っています。

### ● 消防団の業務・活動内容

消防団員の身分は神戸市消防団条例により非常勤特別職の地方公務員と位置づけられており、消防団長は市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は市町村長の承認を得て消防団長が任命します。

消防団は消防署とともに、市が設置する公的な消防機関のひとつとして、消防団長の指揮命令のもと連携して次のような活動を実施しています。

#### ○火災等の災害時

消火活動、救助・救急活動、警戒活動、警戒区域の設定、風水害時の河川パトロール、避難誘導など

#### ○平常時

地域の防災リーダーとしての活動（地域住民が災害時に適切な行動ができるように、防火、防災、応急手当等の講習会・訓練指導を通した防災意識の普及啓発や、知識・技術の付与などを行っている。）

### ● 消防団の施設・装備

消防団の施設には、分団詰所、器具庫、ホース干塔等があり、装備としては、小型動力ポンプ積載車、消防団搬送車、小型動力ポンプや簡易救助資機材等があります。

今後、発生が危惧されている南海トラフ地震に備え、消防団員の個人装備品として、ライフジャケット、消防団員間の通信手段となるデジタル簡易無線機、住民に避難を呼びかけるためのトランジスタメガホンを各消防団に配備しています。また、安全で効率的な消防団活動が行えるように、安全靴、防火衣、防

火帽、防火手袋、雨衣、ヘッドライト、チェーンソー、AEDを配備しています。

### ● 消防団の災害活動力

消防団は、公的消防機関として効果的な災害活動が行えるよう、年間を通じて様々な訓練に取り組み、その鍛錬度を高めています。

○新入団員基礎教育・現場指揮課程・分団指揮課程

○救急インストラクター資格取得研修

○土砂災害研修

○各種防災訓練

○消防団定期訓練

○（公財）日本消防協会や（公財）兵庫県消防協会が開催する訓練・研修会 など

また、小型動力ポンプの操作技術について、日頃の訓練成果を競い、披露する場として「神戸市消防団小型ポンプ操法大会」を隔年で秋に開催しています。

（初開催：平成 10 年度）



神戸市消防団小型ポンプ操法大会

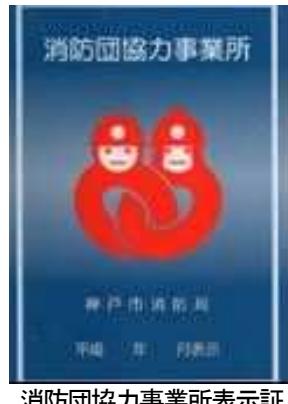
### ● 消防団員は地域の防災リーダー

消防団員は地域の防災リーダーとして、住民に対し地域の防災訓練や講習会等のあらゆる機会を通じ、防災についての意識啓発、訓練指導を行い、地域の防災力向上にも努めています。

## ● 消防団への入団促進

昨今の少子高齢化の進展や就業形態の変化などの影響で、全国的に消防団員が減少傾向にあります。

神戸市では、消防団への入団促進策のひとつとして、従業員が2名以上消防団に入団しているなど消防団活動に協力している事業所を広く一般に広報するため、「神戸市消防団協力事業所等表示制度」を実施しており、令和6年4月1日現在、51の事業所等を認定しています。



消防団協力事業所表示証

さらに、大学生等を対象に「学生消防団活動認証制度」を推進し、入団促進を図っていきます。

また、積極的に女性消防団員の採用を行っており、防火指導や応急手当の普及啓発活動等を行っています。

一方、兵庫県が推奨する「消防団員応援事業所」の登録募集を受け、神戸市においても積極的に登録事業所の募集と利用促進を勧めています。

この制度は、地域の飲食店、物品販売店や事業所などに「消防団員応援事業所」として登録していただき、地域で活躍する消防団員に特典やサービスを提供いただくことで、地域全体で消防団活動を盛り上げ、地域の活性化につなげることを目的としています。



消防団員応援事業所登録ステッカー

## ● 消防団の広報

神戸市消防局が作成した消防団員入団促進動画「守りたい街がある 守りたい人がいる」が令和5年総務省消防庁主催の「消防団PRムービーコンテスト」において、最優秀賞を受賞しました。

より多くの市民の目に届くように、ホームページやSNSを活用し、消防団の魅力や活動を積極的に広報することで入団促進を図っています。



消防団員入団促進動画  
「守りたい街がある 守りたい人がいる」  
[URL] <https://www.youtube.com/watch?v=UfrbkXTYSIU>

## ● 消防団スマート情報システム

地震や豪雨などの災害発生時、消防団員がスマートフォンの無料通信アプリ「LINE（ライン）」や人工知能（AI）を活用して災害現場で把握した災害情報をリアルタイムで共有化できる「消防団スマート情報システム」の運用が開始されています。

災害発生時には、事前に登録した消防団員に、防災チャットボット（自動応答コンピュータプログラム）から災害状況を報告するようメッセージが送られ、団員は、自らの位置情報と災害状況写真、文章を送信します。送られた情報は人工知能（AI）により集約され、アプリの地図上で、消防本部や消防団員が確認できる仕組みです。

このシステムにより早期に災害の全体像を把握でき効率的な災害活動に活かせるとともに、災害現場の最前線で活動する消防団員の安全管理に活用しています。

### 3 救助体制の充実

昭和61年に消防法の改正が行われ、全国の消防本部に救助隊の設置が義務付けられるとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」(昭和61年省令第22号)が定めされました。

神戸市では、この基準を受けて救助資機材の整備や救助体制の充実を図ってきました。

神戸市域は市街地、港湾地区、六甲山系、田園地帯など多様な地域で形成されています。

発生する災害も交通事故、水難事故、山岳事故のほか、建物による事故や危険物漏洩事故などの特殊な災害も発生します。

さらに、近年の社会構造等の変化により災害はますます複雑化・多様化・高度化する傾向にあり、消防救助活動に対する市民の期待も時代の経過とともに大きくなっています。危機への対応力を高めるためにも高度で専門的な救助体制は、今後も更に充実強化していく必要があります。

#### ● 救助体制の強化

救助隊は、市内10消防署1分署に特別高度救助隊、高度救助隊、方面特別救助隊、水難特別救助隊、特別救助隊の12隊を配置しています。

特別高度救助隊(スーパーイーグルこうべ)は、本部直属の救助隊として中央消防署に配置しており、クレーン付II型救助工作車、電磁波探査装置等の高度救助資機材を整備し、隊員は特別救助隊員を経験しつつ高度な知識・技術を有する隊員で編成しています。

高度救助隊は、更なる救助体制の高度化を目的とし、垂水消防署の救助隊に高度救助資器材を配備して市内2隊目の「スーパーイーグルこうべ」を令和2年4月1日に発隊しました。

方面特別救助隊は、災害現場において救助活動を指揮する隊として位置づけられ、灘、中央(特別高度救助隊と兼務)、北、長田、垂水(高度救助隊と兼務)消防署に配置しています。

水難特別救助隊(通称:WSR(Water Search and Rescue unit))は、令和元年11月に水上消防署で発隊しました。近年多発する大規模な風水害や高潮での孤

立事案等に対応するために、水陸両用バギーや特殊な救命ボートなどを装備し、高度な水難救助技術を有する隊員で編成しています。

特別救助隊は、方面特別救助隊配置署以外の署・分署に配置される救助隊で、現在は合計6隊を配置しています。



土砂災害想定訓練

#### ● 救助隊員の育成

救助隊の災害現場活動においては、どのような環境下であっても、救助を必要とする人を安全・確実・迅速に救出することが求められます。このため、救助隊員には、専門的な知識や高度な技術に加えて、不撓不屈の精神力及び体力、さらには強固なチームワークが要求されます。

神戸市では、救助隊員を養成するための専科教育として、国の基準に基づいて「救助課程」を実施し、各種災害に対応する専門知識及び救助技術を習得させています。また、特別高度救助隊員を養成するために「特別高度救助課程」を実施し、高度な救助技術及び知識を習得するとともに、国内・海外で発生した大規模災害の派遣に際して迅速かつ的確に対応できる救助能力の習得を図っています。

第一線で活動している救助隊員は、各種災害への対応能力向上を図るため、『消防救助隊教育訓練要領』に定められた①基礎訓練(4月～5月)②強化訓練(6月～7月)③応用訓練(8月～3月)により、1年間を通じて計画的に訓練を実施しています。

このほか、救助隊は特殊な救助資機材を活用して現場活動を実施するため、各種専門資格の取得に努めています。

○ 主な訓練

- ・災害想定訓練(交通事故・山岳事故・水難事故・電気事故など)
- ・N B C災害対応訓練 (N: 放射線災害、B : 生物剤災害、C : 化学災害)
- ・他機関との連携訓練 (警察・海上保安庁・自衛隊・医療機関・専門家など)
- ・国際消防救助隊に関する訓練 (海外派遣の想定)
- ・三機関合同潜水訓練 (消防・警察・海上保安庁)

○ 主な研修

- ・救助科 (消防大学校)
- ・高度救助・特別高度救助コース (消防大学校)
- ・潜水技術研修 (日本サバイバルトレーニングセンター)
- ・山岳遭難救助研修 (文部科学省)
- ・急流救助研修
- ・ロープアクセスレスキュー技術研修

○ 主な免許・資格

- ・小型技能講習
- ・玉掛技能講習
- ・2級小型船舶操縦士資格
- ・潜水士資格
- ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者資格講習
- ・ガス溶断技能講習受講

○ その他

- ・消防救助技術近畿地区指導会



全国消防救助技術大会

## ● 救助資機材の導入整備

救助活動を安全かつ迅速に行うためには、隊員の資質向上及び高度な救助資機材の導入が不可欠です。

神戸市では、複雑多様化する災害に対応するため、国が示す省令基準により救助資機材の更新を計画的に進め、装備の高度化を図っています。

○ 緊急消防援助隊関係の装備品

高度資機材

- ・地中音響探知機
- ・熱画像直視装置
- ・夜間用暗視装置
- ・画像探索機
- ・電磁波探査装置
- ・二酸化炭素探査装置
- ・地震警報器

土砂災害における崩落監視用資機材

- ・レーザー測定器
- ・傾斜監視警報システム

## ● 救助活動の質の向上

各方面特別救助隊は、それぞれが異なる分野の災害を担当し、担当災害についての研究を行っています。

その成果は「災害別活動マニュアル」としてまとめられ、専門災害に関する救助隊教育訓練における教育や指導に活かされています。

このほか、兵庫県下の各消防本部との合同訓練や、外国からの消防防災研修生に対する救助技術の実技指導等も行っています。

○ JICA研修生の山岳救助指導

○災害派遣医療チーム (DMA T) 研修の指導

○国際緊急援助隊 (JDR) 研修の指導



他機関（日本レスキュー協会）との連携訓練

## 4 広域的な応援・受援体制の充実

大規模災害が発生した場合、災害が発生した市町村のみでは対応が困難なことがあるため、各市町村は相互に応援する体制を整えています。

近年、全国各地で大規模な災害が相次ぐ中、こうした広域的な応援体制に対するニーズは益々高まっているところであり、神戸市消防局においても、広域的な消防応援を行う体制の整備や受援体制の整備に取り組んでいます。

### ● 隣接市町や県内の相互応援体制

神戸市に隣接する市町と消防相互応援協定を締結しており、令和3年12月には新たに淡路広域消防事務組合消防本部と協定を締結しました。これに伴い、相互応援協定については、7市1町1事務組合との締結となり、それぞれの市境での活動や、比較的大きな災害があった場合の相互の応援体制を整備しています。また、より広域における応援体制として、兵庫県広域消防相互応援協定を、19市町と5事務組合で締結しており、兵庫県内で発生した大規模災害等における相互応援体制を確立しています。

### ● 緊急消防援助隊

全国規模の消防応援体制として整備されている『緊急消防援助隊』は、阪神・淡路大震災を契機として、平成7年6月に創設され、平成15年6月改正の消防組織法に位置付けられています。神戸市消防局においても、派遣する部隊を登録しており、特別な部隊として、統合機動部隊やエネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊を編成するなど、派遣体制を整えるとともに、必要な資機材を整備しています。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、消防長官からの出動指示を受け、神戸市消防局からは1月3日～2月21日までの50日間において、航空小隊（延べ21名）と陸上部隊（延べ323名）の職員を派遣し、人命救助活動や救急活動、情報収集活動等に従事しました。

また、神戸市において発生した災害に対し、受援する体制についても、「神戸市消防受援計画」を策定するなど、体制を整えています。

### ○ 過去に出動した災害（主なもの）

- ・東日本大震災（平成23年）
- ・熊本地震（平成28年）
- ・平成30年7月豪雨（平成30年）
- ・能登半島地震（令和6年）



緊急消防援助隊の活動状況（令和6年能登半島地震）

### ● 国境を越えての活動

さらに、国外で大規模な災害が発生した場合には、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」（昭和62年法律第93号）に定められた国際緊急援助隊の組織の一つとして国際消防救助隊が結成されます。

国際消防救助隊は全国で77消防本部599名が登録されており、神戸市では11名を登録して即応体制を整えています。

### ○ 過去に出動した災害

- ・バングラデシュのサイクロン災害（平成3年）
- ・トルコ共和国の地震災害（平成11年）



海外での活動状況（トルコ共和国）

## 5 災害時の緊急通報

### ● 119番の受信状況

神戸市内の119番通報は、市役所4号館（危機管理センター）4階の「消防管制室」で受信します。ここで勤務する司令係員が通報内容をできるだけ早く、かつ的確に聴き取って、その災害場所にもっとも近い位置にある消防車や救急車などを出動させています。

令和5年中の119番の総受信件数は142,846件であり、前年に比べ5,641件増加しました。



消防管制室の状況

総受信件数のうち、火災通報や救急通報など緊急対応が必要だった件数は106,645件で、前年に比べ3,292件増加し、全体の74.6%を占めています。これは1日あたりでは292件で、4分55秒に1件の割合で消防車や救急車が出動していることになります。

そのほか、市民や事業所が実施する消防訓練での通報などが5,166件(3.6%)、間違いやいたずら、無応答が16,548件(11.5%)ありました。

### ● 119番は助けを求める「緊急」回線

一方、市政に関する問い合わせや行政相談が4,593件(3.2%)、病院照会（救急安心センターこうべへの案内）が4,905件(3.4%)など、緊急ではない通報も少なくありません。こうした市政全般への問い合わせは、主に夜間や休日といった市役所の閉庁時が多く、他に相談先等がないことから119番が利用されているものと考えられます。

緊急性のない用件で119番回線が使用されることは、一刻も早い助けを求める通報の妨げにもつながるため、119番の日やグリーンコンサートなどの機会を活用して119番の適正利用について広報しています。

○緊急以外の消防への問い合わせは

神戸市消防局代表 078-333-0119

○発生中の火災や災害の状況が知りたい場合は

ウーカンテレホンサービス 078-391-0119

又は神戸市ホームページ「災害情報」

○神戸市政などへのお問い合わせは

神戸市総合コールセンター 078-333-3330

(年中無休 8時～21時)

○救急車を呼ぼうかどうか悩んだ時や、受診できる医療機関がわからない時は

救急安心センターこうべ 電話「#7119」

※IP電話・ダイヤル回線などの場合は078-331-7119

(24時間365日)

### ● 携帯電話等による119番

スマートフォンなどの携帯電話からの119番通報は年々増加し、令和5年は85,102件を受信、総受信件数の59.5%を占めています。

以前は、一般電話や公衆電話からの通報が多くを占めていましたが、平成30年以降、携帯電話やスマートフォンからの通報件数が送受信件数の過半数を超えていました。携帯電話等位置情報システムやGPS機能付き携帯電話の普及により、場所特定に至るまでの確実性・迅速性が高まりましたが、詳細な場所の表示には至りません。携帯電話などで通報する際には、出動要請する住所、学校や駅、バス停などの目標物、近くの人に尋ねるなど、場所を確かめてから通報する必要があります。

また、市境での通報は、隣接する消防本部へ入電することもありますが、現場への駆け付けが早い管轄の消防本部へ転送し、迅速に災害・救急が対応できるよう協力体制を構築しています。

### ● 映像通報システム「KobeLive119」

119番通報者のスマートフォンに、専用パソコンからSMS（ショートメッセージサービス）で映像送信用のURLを送信し、同意画面を経てアクセスすることで、現場の映像を消防管制室が把握できるシステムです。119番音声通報に映像情報を加えることで災害現場を「見える化」します。

全国に先駆けて、令和元年11月9日から試行運用を開始し現在に至っています。

(令和5年中の活用件数は409件)

#### 【奏功事例】

1. 火災現場の近くにいた市民からKobeLive119を活用し、火災の燃え広がる映像を送信していただき、いち早く現場に向かう消防部隊に対して状況を送信することで、現場活動に役立った。
2. 交通事故現場近くにおられた市民の方からKobeLive119を活用し、現場映像を送信していただき、事故の状況や負傷者の状態が確認できた。

### ● 緊急通報の多様化

高齢者で突発性の生命に危険な症状のある方や、聴覚に障害のある方、また外国人の方で日本語がわからない方などでも緊急通報ができるように対応を進め、安心安全なまちづくりを目指しています。

#### ① ケアライン119

一人暮らしの高齢者や障がいのある方が、自宅内での急病、火事、事故などの緊急時に、自宅の固定電話機から、あらかじめ登録している専用の番号に通報することで、速やかに救護を受けることができる仕組みです（令和5年中の通報は715件）。

#### ② FAX119・NET119

聴覚に障がいのある方など、音声による119番通報が困難な場合でもファックスで通報できるよう、消防管制室には緊急受信専用ファックスを備え、対応しています（令和5年中の通報は8件）。

また、携帯電話のインターネット機能を利用して、携帯電話の画面を見ながら救急車や消防車を要請できる「神戸市NET119番緊急通報システム」を運用しています。登録には事前の手続きが必要です。

(令和5年中の通報は6件)

#### ③ 119番通報の多言語通訳

神戸市を訪れる外国人観光客や市内に居住する留学生など、日本語を介してのコミュニケーションが困難な方からの119番通報や災害現場での対応のため、平成26年6月から5ヶ国語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語）の同時通訳を開始しています（令和5年中の通訳件数は40件）。

### ● 心肺停止時の対応（口頭指導）

呼吸や心臓が停止した傷病者の救命率向上や社会復帰には、一刻も早い応急手当が必要です。そのため、司令係員は119番を受信してから救急車が現場に到着するまでの間、電話口で通報者に対して胸骨圧迫（心臓マッサージ）やAED（自動体外式除細動器）の活用等の応急手当の方法を分かりやすく伝え、実施してもらっています。

### ● 119ばんつうほうプレート（命の道標）

六甲山系は市街地から近く気軽に出かけられることもあって、近年、登山客が非常に多くなっており、それに伴って登山中に気分が悪くなったり、怪我をしたり、道に迷ったりして、携帯電話で救助を求める通報が増えています。令和5年中には山岳での救助事案が88件ありました。しかし、山中での救助要請は目印となるものが少なく、場所を特定することが困難なため、発見に時間を要することがあります。

そこで、救急隊や救助隊が現場に到着するまでの時間を短縮するため、神戸市では六甲山系のハイキングルート上の約800か所の道標に、位置情報「プレート番号（例：き 35-5）」を表示した黄色の「119ばんつうほうプレート」を取り付けています。緊急事態が発生した場合は、登山者に付近のプレート番号を通報してもらうことで、災害場所を特定し迅速に救助に向かうことができるようになっています（令和5年中の山岳救助マップの奏功事例は20件）。



119ばんつうほうプレート

## 6 航空機動隊の活動

### ● 神戸市航空機動隊の歴史

神戸市消防局では、昭和47年に初めてヘリコプターを導入し、続いて昭和56年に2機目を導入後から、常時1機を稼働させる体制で運用してきました。

平成16年から全国初となる県・市共同運航を開始し、神戸市が保有する2機に兵庫県の1機を加え、3機のヘリコプターを保有することで、兵庫県下全域にわたり、365日常時2機を稼働させる体制を確立しました。また、平成30年から本拠地を神戸空港の新庁舎に移し、消防防災活動を実施しています。

### ● ヘリコプターの機動力

当隊運用のヘリは、ドクターヘリや警察航空隊、報道ヘリにも採用されている川崎式BK117C-2型で統一しています。時速200kmを超える巡航速度で飛行する高速性を活かし、神戸市内ならば、離陸後10分以内に、兵庫県最北部の沿岸部であっても約40分で災害現場に到着することができます。

また、その機動力を活かして、六甲山系での山岳救助事案などで活躍しています。



共同運航する3機のヘリコプター

### ● 共同運航による身分の兼任

平成16年から兵庫県との共同運航を開始して以来、神戸市航空機動隊に配属された職員は、兵庫県消防防災航空隊の身分を兼任しており、神戸市内の災害には「神戸市航空機動隊」、神戸市を除く兵庫県下の災害には「兵庫県消防防災航空隊」として任務を実施しています。



県・市共同運航のエンブレム

### ● 神戸市航空機動隊の出動件数

令和5年中の神戸市航空機動隊の出動件数は262件でした。内訳は、建物火災97件、林野火災16件、山岳救助53件、水難救助21件、救急59件などです。

### ● 兵庫県消防防災航空隊の出動件数

令和5年中の兵庫県消防防災航空隊の出動件数は134件でした。内訳は、林野火災15件、山岳救助41件、水難救助3件、救急72件などです。

### ● 救助活動

地上から接触困難な山岳救助事案や、水難救助事案等において、ヘリコプターによる救助活動は、その効果を最大限に発揮します。ヘリコプターの機動力を活かして上空から捜索活動を実施し、要救助者を発見すると航空救助隊員が地上へ降り下し、救出活動を実施します。地上隊の到着が難航する場合は、要救助者をヘリコプターのホイストで吊り上げて機内収容し、付近の安全な場所に着陸して地上隊へ引き継ぎます。また、必要ならば、そのまま医療機関へ搬送することも可能です。近年の登山ブームを背景に、準備不足が原因と思われる山岳救助事案も増加しています。万一山岳救助の要請が必要な場合には、次の事項に留意してください。

- ① 危険がない限り通報した位置から動かないこと
- ② 携帯電話の電源を切らないこと
- ③ ヘリや救助隊が近づいたら、上着やライトを使って合図をして場所を知らせること



ホイストによる山岳救助活動

## ● 救急活動

救急活動には、早期搬送目的（傷病者を現場から早期に医療機関へ搬送する）と早期医療介入目的（医師及び看護師と災害現場に向かい、災害現場で直接医療行為を実施する）の大きく2つの目的があり、空飛ぶ救急車として、積極的な活動を実施しています。ヘリコプターの機動力を活かした迅速な救命活動は、傷病者の救命率の向上に大きく貢献しています。



病院屋上ヘリポートでの連携

## ● 情報収集活動

建物火災や船舶火災、自動車専用道路上における多重衝突事故などの災害においては、上空から情報収集を実施し、要救助者の避難状況や地上隊の安全管理等の情報について、必要に応じて無線で送信します。さらに、デジタルヘリテレカメラを使用し、地上隊に上空からの映像を伝送することで、災害状況の共有を実施しています。

また、近い将来発生が危惧されている南海トラフ地震等を想定した訓練を実施するなど、日々災害対応能力の向上に努めています。

## ● 消火活動

山林の火災や、大規模な火災が発生した際、上空から消火バケットを用いた消火活動を実施します。一度の汲水で最大6000ℓの撒水が可能となります。地上隊による消火活動が困難な場所では、上空からの撒水活動が効果的です。



消火活動中のヘリコプター

## ● 大規模災害に備えて

神戸市航空機動隊は、他の都道府県において、大規模な災害が発生した場合、相互応援協定に基づき、あるいは緊急消防援助隊として、ヘリコプターによる消防防災活動を実施します。

## ● 安全な航空活動のために

ヘリコプターでの活動は、迅速かつ効果的である反面、多くの危険を伴います。神戸市航空機動隊は、昭和47年の発隊以来、無事故での運航を続けています。

神戸市航空機動隊は、これからも隊員が一丸となって高度な技量に基づく安全確実な運航を維持し、市民・県民の「安全」「安心」に貢献します。



神戸市航空機動隊・兵庫県消防防災航空隊

## 第 3 章

### 一人でも多くの命を助けるために

#### 1 救急救命活動

##### ● 救急隊の活動

神戸市では、救急需要の増大に対応するため、令和5年4月1日現在、34隊の救急隊及び335名の救急隊員を配置しています。

救急隊が現場に到着すると、傷病者を観察し、迅速・的確な応急処置を行い、タブレット等を用いて症状に適した医療機関を選定。携帯電話等で収容交渉をして搬送しています。また、大規模な災害が発生した場合や携帯電話が使用できない場合等の状況によっては、事故の概要、傷病者の意識レベルや応急処置等の情報を救急隊が管制室に無線で連絡し、司令係員が医療機関へ収容交渉を行うこともあります。

救急隊は、医療機関に傷病者を収容後、医師に事故の概要、現場到着時や搬送途上の傷病者の容態などについて引き継ぎを行い、医療機関を引き揚げます。

##### ● 救急救命士の乗車する救急車の運用

救急救命士とは、「厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者をいう。」(救急救命士法第2条)とされています。神戸市では、平成4年度から救急救命士の乗車する救急車の運用を始めました。

###### (1) 救急救命士の行う救急救命処置

救急救命士は、呼吸や脈拍が停止している等の重篤な傷病者に対し、医師の具体的な指示のもと「特定行為」と呼ばれる次の救急救命処置を行うことができます。

###### ① 器具による気道確保

気管内チューブ、食道閉鎖式エアウェイなどの医療器具を使用した気道確保

② 静脈路確保のための輸液  
乳酸リゲル液を用いた輸液

③ 薬剤の投与

心拍再開に資する薬剤「アドレナリン」の投与  
さらに、平成26年4月1日から心肺停止前に実施できる処置として、次の2つが加わりました。

④ 心肺停止前の静脈路確保及び輸液

乳酸リゲル液を用いた輸液

⑤ 血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与

###### (2) 高規格救急車

救急救命士が医師の指示を受けて行う高度な救急救命処置（特定行為等）を救急車内で行えるよう、次のような特徴を備えています。

① 除細動器等の高度救命用資器材など応急処置に必要な救急資器材を、その機能を損なうことなく、安全かつ確実に積載できる空間を確保すること。

② ストレッチャー（ベッド）を左右に移動できるようにするなど、効率的に車内での救急救命処置が出来る空間を確保すること。

##### ● 消防隊との連携（ペア出動）

119番受信時に呼吸などが停止していると推測される救命救急事案においては、救急隊に加えて消防隊も出動させる体制（特定救急出動）を平成10年4月から実施しています。より多くのマンパワーを投入することで、除細動や輸液などの救急救命処置や、処置した傷病者の搬送を迅速かつ効果的に行うことができ、さらなる救命率の向上が期待できます。

急病などで119番通報される場合には、意識や呼吸の有無等の症状をできるだけ詳しく知らせてください。

また、救急隊の到着が遅れる場合には、先に到着した消防隊が必要な救命処置を行うことができます。そのため、市内全30消防署所の消防ポンプ車にAED（自動体外式除細動器）を配備し、運用を行っています（表3-1）。

	特定救急出動件数
令和5年	3,657件

表3-1 特定救急出動件数

その他にも、安全管理を必要とする自動車専用道路上の救急現場や、道路狭隘地区・急傾斜地等で搬送困難な事案などにも消防隊が出動（支援救急出動）し、救急隊をサポートしています（表3-2）。

	支援救急出動件数
令和5年	1,868件

表3-2 支援救急出動件数



消防隊と救急隊の連携

### ● 大規模災害対応救急隊の運用

神戸市では、大規模災害発生時に消防機関と医療チームとの連携・調整を行う役割を担うとともに、救急隊の指揮を担う専門の救急隊「大規模災害対応救急隊（愛称：ブルーキャット（B L U E - C A T））」を平成18年10月1日に発隊させ、水上消防署に配置しました。

大規模災害対応救急隊は、配備したタブレットから医療機関の傷病者受入情報を閲覧できる「兵庫県災害救急医療情報システム」を活用し、傷病者の重症度に応じて迅速な搬送を指揮します。また、災害現場において、限られた医療スタッフや救急隊などが体系的な救急活動（トリアージ、処置、搬送など）を行えるよう、各チームの活動を調整する役割も担います。



大規模災害対応救急隊（B L U E - C A T）

## 2 救急業務の向上

### ● メディカルコントロール体制

神戸市では、救命率の向上を目指して救急業務の高度化を推進し、メディカルコントロール体制を整備しています。メディカルコントロールとは、傷病者搬送途上における救命効果の向上を目指して、救急救命士を含む救急隊員の行う応急処置等の質を医学的観点から保障することをいいます。

この体制構築のためには、医療関係者等から構成される都道府県及び地域ごとに「メディカルコントロール協議会」が設置され、主に次にあげる内容について協議・調整を行います。

- ① 救急隊員に対する医師の指示、指導・助言体制の強化
- ② 現場救急活動に対する、医師の医学的観点からの事後検証体制の充実
- ③ 救急救命士を含む救急隊員への教育
- ④ プロトコールの策定

神戸市では、神戸市保健医療審議会の医療専門分科会における専門部会として承認を受けた「メディカルコントロール検討委員会（神戸市メディカルコントロール検討委員会）」を平成14年11月に設置していましたが、令和5年4月からは兵庫県メディカルコントロール協議会の地域協議会である「神戸市メディカルコントロール協議会」へ移行しました。

## ● 救急隊員研修

神戸市では、救急隊員研修として昭和53年度から「救急隊員の行う応急処置等の基準」による救急I課程を実施し、平成3年度からは救急I課程修了者を対象に、高度な応急処置を学ぶ救急II課程を実施してきました。また、平成9年度以降に採用した消防職員は、全員が救急I課程と救急II課程を合わせた救急課程を修了しています。

一方、救急救命士の免許を取得するためには約7か月の救急救命士養成研修を修了した後、国家試験に合格する必要があります。さらに、救急救命士免許取得後も日々進歩する医学的知識の習得及び技能向上のため、定期的に再教育を受けなければなりません。メディカルコントロール体制のもとで各救急救命士が2年間に128時間以上の再教育を受けることとしています。

神戸市では神戸市立医療センター中央市民病院、兵庫県災害医療センター及び神戸大学医学部附属病院等の協力を得て、表3-3のような救急救命士及び救急隊員の研修を実施しています。

## ● 救急救命士の養成

「救急救命士」は国家資格であり、受験資格として、救急現場で2,000時間または5年以上の経験実績と養成所等での研修が必要です。約7か月間の研修を通じて、救急救命士として必要な知識と、救急救命士のみに認められる高度な救急救命処置の技術を身に付け、その後の国家試験に合格して初めて救急救命士となることができます。

## ● 指導救命士制度による技術向上

平成28年度から指導救命士制度が創設され、豊富な経験を持ち、一定の要件を満たした救急救命士が指導救命士として認定されています。

指導救命士はその技能を活かして、他の救急隊員に対する技術向上のための研修等に携わることとされ、令和5年3月末日現在で16名が認定されています。

こうした制度により、救急隊員の一層の技術向上を図っていきます。



救急技術研修会

研修項目	内 容	時間等
資格研修	救急課程	救急隊員資格研修
	救急救命士養成研修	救急救命士国家試験受験資格研修
	救急救命士就業前研修	就業前の病院実習
定期研修	救急症例研修（※）	救命救急センター搬入症例の事後検討等
	救急技術研修会（※）	救急隊が想定訓練に参加
再教育	救急隊員生涯教育	救急隊員生涯教育による研修（上記※定期研修含む。）
	救急救命士再教育研修	神戸市立医療センター中央市民病院救命救急センター
学習等への参加	日本臨床救急医学会	1回/年
	近畿救急医学研究会	4回/年
	全国救急隊員シンポジウム	1回/年
	その他の教養研修会（医師会主催）	5回/年

表3-3 救急隊員の研修内容

### 3 医療機関との連携

#### ● 救急医療体制

神戸市では次の救急医療体制に基づいて業務を行っています。

##### (1) 初期救急医療

- ・かかりつけ医師・歯科医師
- ・神戸市医師会急病診療所（夜間・休日）
- ・神戸市医師会東部休日急病診療所（休日）
- ・神戸市医師会西部休日急病診療所（休日）
- ・神戸市医師会北部休日急病診療所（休日）
- ・神戸こども初期急病センター（夜間・休日）
- ・休日歯科診療所（休日）

##### (2) 二次救急医療（入院・手術を必要とするもので、救命救急を除く場合）

##### ・病院群輪番制

神戸市内を4ブロックに区分し、その区域内の医療機関が休日・夜間の内科系、外科系の救急医療を輪番で担当します。その他に小児科、脳疾患、循環器疾患、整形外科、その他についても輪番制度が運営されています。

##### ・救急告示医療機関

##### ・市民病院群

神戸市立医療センター西市民病院、西神戸医療センターが毎日24時間体制で救急医療を担当しています。

##### (3) 三次救急医療（救命救急センター）

初期救急医療機関及び二次救急医療機関の後方病院として、心筋梗塞、脳卒中、頸椎損傷などの重篤な傷病者の医療を24時間確保するために、概ね人口100万人につき1カ所の割合で設置されており、神戸市では次の3病院が担当しています。

##### ・神戸市立医療センター中央市民病院

##### ・兵庫県災害医療センター

##### ・神戸大学医学部附属病院

上記の救命救急センターの中でも、特に高度な診療機能を提供する医療機関として兵庫県災害医療センターが高度救命救急センターに指定されています。

### 4 市民救急の推進

#### ● 市民救命士の養成

救命効果の一層の向上を図るためにには、傷病者の付近に居合わせた市民（バイスタンダー）の皆さんへの素早い応急手当が不可欠です。

消防局では、「あなたの愛する人を救うために」をテーマに各種講習会を実施しています（表3-4、3-5）。

種 別		内 容（講習時間）
市民救命士講習	救命入門コース	AEDを含んだ心肺蘇生法（1.5h）
	普通救命コースI	AEDを含んだ心肺蘇生法（3h <sup>※1</sup> ）
	普通救命コースII	上記Iに試験を実施するコース <sup>※2</sup> （4h <sup>※1</sup> ）
	小児コース	小児・乳児への応急手当等（3h <sup>※1</sup> ）
	ケガの手当コース	止血・包帯・副子固定法（2h）
	上級コース	上記コースの内容に加えて体位管理及び搬送法の習得（8h <sup>※1</sup> ）
救急インストラクター講習		高度な応急手当と指導技法の習得（24h）

※1 応急手当WEB講習の活用で60分短縮

※2 スポーツインストラクター、介護福祉士等、AEDを使用する可能性が高い職業の方を対象

表3-4 市民救命士講習等の内容

区 分	平成5年度～令和4年度	令和5年度	合 計
市民救命士講習	733,597人	17,323人	750,920人
救急インストラクター講習	7,640人	118人	7,758人
合 計	741,237人	17,441人	758,678人

表3-5 市民救命士等の養成状況



市民救命士講習修了証

## ● F A S T (民間救急講習団体)

応急手当の一層の普及のためには、行政のみならず、地域に根ざした普及活動を定着させ、応急手当の輪を広げていく必要があります。

神戸市では、民間救急講習団体の普及のため、F A S T (First Aid Support Team=地域における応急手当の普及の核となる事業所等)制度を設け、一定の要件を満たした事業所等が市民救命士講習を実施する場合に、消防職員等の立会いがなくとも修了証を発行できるようになりました。これにより、市民救命士講習を身近に受講できる機会を増やし、地域とともに安全・安心なまちづくりを推進しています。

この民間救急講習団体は、77団体（令和6年3月末日現在）となりました。団体名については消防局のホームページに掲載しています。

## ● 自動体外式除細動器（A E D:Automated External Defibrillator）の使用

心臓が止まるような重症の不整脈を生じた場合に正常に戻すために心臓に電気ショックを与える「除細動」は、早く行うほど救命の効果があることから、一般の人々もA E Dを使用することができるようになっています。

平成17年4月からは市民救命士講習でA E Dの取り扱いを含んだ普通救命コースⅠ／Ⅱ、上級コース及び救急インストラクターコースを実施し、A E Dを取り扱える市民救命士を養成しています。



A E D（自動体外式除細動器）

## ● まちかど救急ステーション

神戸市では平成17年4月に、「まちかど救急ステーション標章交付制度」を創設し、市民が街中で、不慮の事故や急病により呼吸・脈が停止する重篤な状態になった場合に、すぐ近くにある「まちかど救急ステーション」のA E Dにより除細動（電気ショック）を行い、一人でも多くの命を救える体制を推進しています。

「まちかど救急ステーション」は、平成17年7月1日に第1回の標章交付式を行って以来順次増加し、神戸市内で2,617箇所（令和6年3月末日現在）となりました。令和3年度から電子申請による登録等の手続きを可能とし、新たな設置事業者の登録を促進しています。設置場所については、まちかど救急ステーション登録状況を消防局のホームページに掲載しています。

まちかど救急ステーションの設置場所は管制室のコンピューターに登録されており、119番受信時には地図上に表示されますので、必要な場合には管制室から通報者に対してA E Dの設置場所を知らせ、早期の除細動を実施できる体制を整えています。



まちかど救急ステーション標章

## ● 市民救命士による応急手当とAED活用の奏功事例～救命のリレー～

令和4年3月、道路を歩行中の50歳代の男性が突然意識を失い倒れ心肺停止状態となりました。付近通りかかった市民が異常に気付き、周囲の方と協力して119番通報、心肺蘇生法の実施及びAEDを使用して到着した救急隊に引き継ぎました。男性は搬送された病院内で自己心拍が再開し、その後社会復帰しました。

これは、適切な「救命のリレー」の結果、尊い命が救われた好事例といえます（市民救命士とまちかど救急ステーションの奏功事例です）。

## ● 市民が備える救急医療情報の普及

### (1) 安心カード

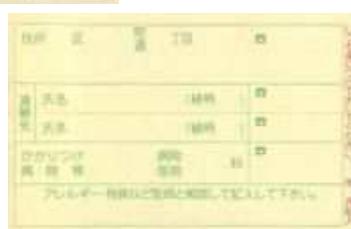
神戸市では、高齢者の救急対策の一つとして、昭和59年から「安心カード」を配付しています。

「安心カード」はいざという時のために名前、緊急連絡先、かかりつけ医療機関などを記入しておくもので、各消防署で希望者全員に配付していますが、特に次の方には携帯していただくようお勧めしています。

- ・心臓病、高血圧症、糖尿病等の持病がある方
- ・65歳以上の人一人暮らしの方
- ・寝たきり等、身体の不自由な方



安心カード  
(表面)



安心カード  
(裏面)

カードの様式は、消防局ホームページからダウンロードすることも可能です。

### (2) 安心シート

家庭内でのケガや病気で救急車を要請した際に、駆けつけた救急隊にご自身の情報を提供するツールとして平成23年6月から「安心シート」を配布しています。

「安心シート」は、名前や持病、緊急連絡先やかかりつけ医療機関などを記入する用紙と、「安心シート」の設置を救急隊に知らせるための玄関に貼る「表示マーク」で構成されています。



安心シート

「安心シート」は希望者全員に各消防署で配付するとともに、消防局ホームページでも提供しています。

## ● 自主救護の推進

多数の観客を収容する施設等で災害が発生し、パニック状態に陥れば、一度に多数のケガ人や病人が発生する危険性があります。

このため神戸市では、イベントの主催者に対して、救急事故等の防止、事故発生時の迅速的確な119番通報、傷病者搬送導線の確保、救急車の誘導要領、救護所の設置とAEDの配置、及び応急手当等の実施について予め計画を立てるという自主救護体制づくりを指導しています。

## ● 患者等搬送事業者の指導

高齢化社会の進展、在宅ケア患者の増加等に伴い、傷病者や身体の不自由な方等が、病院の入退院や社会福祉施設への送迎用に、寝台車等を利用するケースが増加しています。

このため、神戸市では平成2年5月に「神戸市患者等搬送事業指導要綱」を制定しました。平成18年12月には、ストレッチャーを装備する自動車に加え、車椅子のみを固定できる自動車についても認定できるよう要綱を改正しました。この指導要綱に基づいて、一定の構造と設備を満たす患者等搬送用自動車を有し、かつ応急手当技術を持つ乗務員を乗車させる体制にある神戸市内の16事業者に、患者等搬送事業者認定証と同認定マークを交付しています（令和6年3月末日現在）。

また、応急手当技術を持つ乗務員を養成するため、乗務員適任証取得講習や補充講習、及び定期講習を実施しています。

令和5年度は、患者等搬送事業者の技術研修会を実施し、患者等搬送事業者の育成及び質の向上を図るとともに、救急業務の普及啓発運動を実施する「救急医療週間」の行事を兼ね、メディア広報による民間救急の認知度向上に寄与しました。



患者等搬送用自動車認定マーク

## 5 大災害時の市民、医療機関、民間団体との協力体制

阪神・淡路大震災の教訓を活かし、次の協力体制を構築しています。

### ● 神戸市民救急ボランティア組織

平成8年11月、神戸市民救急ボランティア組織が結成されました。この組織は救急インストラクターの有志の集まりで、大災害が発生した場合には傷病者の救護を率先して行い、また、平常時には応急手当普及啓発活動などを実施しています。

消防局では、教育委員会と連携して、平成13年度から神戸市内の市立中学校で「総合的な学習の時間」の中に「命の大切さ」を学ぶカリキュラムを作成し、その中に市民救命土講習を導入しました。この講習の主な指導者は神戸市民救急ボランティアの皆さんで、令和5年度は50校で市民救命土講習の指導にあたっています。

その他、各種防災訓練、消防出初式、各消防署単位による支部活動での応急手当普及啓発活動などにも参加していただいている。



救急ボランティアによる講習会

### ● 大規模災害時の医師派遣協定

阪神・淡路大震災後、大規模災害発生時の救急業務をより円滑に実施するため、大規模災害が発生した場合に、医師が消防局管制室に参集して救急隊に対する指導・助言や医療機関との連絡調整を行うことを取り決めており、平成20年10月に神戸市医師会との間に「大規模災害等発生時における医師派遣業務に関する協定書」を締結しました。

## 6 救急需要対策

### ● 救急車の適正利用に係る広報

救急要請が多くなり多数の救急車が出動した状況になると、現場から遠い救急車が出動する確率が高くなるため、現場への到着が遅れて、救えるはずの命が救えない可能性があります。増加する救急需要に対する取り組みとして、市民の皆様に緊急性のない場合やタクシ一代わりの利用等は慎んでいただき、救急車の適正利用をお願いするためのポスターやチラシ等を作成し、関係機関の協力を得て掲示するなどの広報を行っています。

### ● 救急安心センターこうべ (#7119)

神戸市では、増加する救急需要への対策と市民の不安解消を目的とし、救急車を呼ばうか悩んだ時や、受診できる医療機関がわからぬ時など、24時間365日いつでも相談できる救急電話相談事業を行っています。

神戸市域を対象に、相談員である看護師が聞き取った相談者の訴えや症状に基づき、オンコールで医師の助言を受けながら、緊急性や受診の必要性の判断、受診可能な医療機関の案内を行います。緊急性がある場合は、119番に電話転送し、直ちに救急車の出動へ繋げます。

救急安心センターこうべ：#7119

※IP電話・ダイヤル回線などの場合は078-331-7119

### ● おくる電（でん）

#### （神戸市病院送迎紹介コールセンター）

「救急車を呼ぶほどではないけれど、病院への交通手段に困っている」という方に、最寄の介護タクシー等を紹介するコールセンターです。自動音声による自動応答システムですが、全て音声でやり取りできます。

おくる電：050-3733-7555

### ● 救急医療週間における広報

令和5年度の救急医療週間における広報では、患者等搬送事業者の技術研修会を実施するとともに、「救急安心センターこうべ (#7119)・こども救急電話相談・おくる電（神戸市病院送迎紹介コールセンター）・シニア健康相談ダイヤル」の4つの電話相談サービスを周知し、救急車の適正利用啓発を行った。

今後も様々な観点から、増加する救急需要への取り組みを継続して実施していきます。

### ● 新たな救急活動の開始

令和5年4月1日から、心肺蘇生を望まない方に対する新たな救急活動の運用を開始しました。救急隊が傷病者本人の意思を尊重して活動するためには、傷病者本人が家族や身近な人、かかりつけ医等と医療やケアについて事前に話し合うことが前提となるため、一連の流れを分かりやすく説明する動画を作成し、医療機関や介護関係者等への周知を行いました。



新たな救急活動の説明動画

また、神戸市医師会が制作した、ACP（Advance Care Planning）に関する普及啓発を行うためのポスターに新たな救急活動の説明動画のQRコードを掲載し、医療機関等で掲示するなど、関係機関と連携した市民広報を行いました。



神戸市医師会制作 ACP ポスター

## 第 4 章

### 市民と共に築く安全な暮らし

#### 1 防災福祉コミュニティ

神戸に未曾有の被害をもたらした阪神・淡路大震災から令和6年で29年が経過しました。

震災で得た大きな教訓に、普段からの地域との繋がりがいざというときに大きな力を発揮したことがあげられます。日頃からコミュニティ活動が活発なところは、地域住民が協力して消火活動や救助活動にあたり、多くの命を救い、被害を少なくしました。

この震災での教訓を踏まえ、神戸市では平成7年度から市民の災害対応力をより組織的で効果的なものにするため、防災福祉コミュニティ事業をおこなっています。

市民・事業者・市が協働して、市民のコミュニティ活動を育成・活性化することで、より安全で安心なまちづくりを進めています。

防災福祉コミュニティでは、日頃のコミュニティ活動で育まれた住民相互の助け合いのきずなを活かして、災害等発生時には、初期消火、救出救護、災害時要援護者への支援を含む避難活動などの災害活動を適切に行うことが出来るよう、普段から福祉活動、防災活動等に積極的に取り組んでいます。

現在では、概ね小学校区単位で、市内全ての地域(192地区)で結成されています。

##### ● 地域防災力の向上のために

防災福祉コミュニティは、各地域での防災訓練をはじめ、震災の教訓を継承するための防災教育などにも取り組み、地域防災力の向上において大きな役割を担っています。

近年、災害が大規模化・複雑多様化しており、地域においても地震だけではなく、津波や洪水・土砂災害

といった多種多様な災害への対応や避難に伴う要援護者支援等、新たな課題も出てきています。

そのような中、防災福祉コミュニティが非常時において相互に協力し、積極的かつ組織的な防災活動を実施できるよう、次のような支援や取り組みをしています。

##### (1) 消防係員地区担当制

平成19年4月から、各消防係員がそれぞれの地域を担当することにより、地域のみなさんと顔の見える関係を築き、地域の状況に応じた活動メニューの提示や各種相談対応など、地域に根付いた支援を実施しています。

##### (2) 活動経費、防災資機材整備費の一部助成

###### ア 運営活動費

日頃の防災活動や運営に必要な経費を運営活動費として1地区あたり上限14万円(1年あたり)の助成をしています。

###### イ 提案型活動費

地域の特性を活かした活動や先駆的な活動の企画提案に対し、提案型活動費として1地区あたり20万円を上限に助成しています。なお、提案型活動費については、申請があつた企画について、審査会における審査を経て、助成対象を決定しています。

###### ウ 防災資機材整備費

防災福祉コミュニティが管理する防災資機材の老朽化に伴う更新や、新たな取り組みに伴う防災資機材の整備のために必要な経費を予算の範囲内で助成しています。



防災福祉コミュニティ訓練風景

### (3) 市民防災リーダーの養成

災害時に消防などの公的機関が現場に到着し災害活動を開始するまでの間、地域の先頭に立って近隣住民と力を合わせ、可能な範囲で消火活動や救助活動等を自主的に行うとともに、平常時には、防災訓練、防災相談窓口としての役割を担う人材を養成しています。

### (4) 統括防災リーダーの養成

「防災マネジメント研修」を通じて地域全体をまとめることができる「統括防災リーダー」の養成をしています。

研修では、講義やワークショップを通じて、防災知識や組織マネジメント能力の向上を図っています。

### (5) 地域おたすけガイドの作成

防災福祉コミュニティでは、大規模災害時の被害軽減のため、災害時の役割や集合場所等を記載した災害初動時の対応計画書（地域おたすけガイド）を作成しています。

また、地域おたすけガイドを活用した検証訓練やワークショップを通じて、災害時に役立つ実効性のある内容となるよう、適宜見直しも行っています。

### (6) BOKOMI サポーター制度

大学のボランティアグループや防災に関する専門的な知識等を有する個人、団体を「BOKOMI サポーター」として登録し、地域の防災活動を支援しています。また、この制度を積極的に活用いただけるよう案内冊子を作成し、全ての防災福祉コミュニティに配布しています。

## ● その他の施策

### (1) はちどりネット“防災協力事業所”制度

あらかじめ登録した住民や事業所（災害連絡員）に対して災害発生を伝える連絡網を整備し、身近で事故等が発生した場合には、登録された事業所（防災協力事業所）は、自分たちのできる範囲で自主的に防災活動を行なっていただくという仕組みです。

### (2) 防災福祉コミュニティの世界発信事業

JICA関西が実施する防災関連研修や視察研修などの機会を通じて、防災福祉コミュニティ（通称：BOKOMI）の活動事例や精神を国内外に広く伝えることで、震災の経験と教訓の継承、発信を行っています。また、研修を受けた研修員も自国において防災教育やリーダーの養成等、様々な地域防災の向上への取り組みを進めています。



JICA「コミュニティ防災コース」の防災訓練の様子

## 2 防災教育の支援

消防局では、学校や地域と連携し、子ども達への防災教育を支援しています。また、教育委員会、NPO法人と合同で作成した「BOKOMIスクールガイド～防災教育支援ガイドブック」は共通の学習ツールとして地域、保護者、子どもが一緒に防災について学ぶ機会を提供しています。

このガイドブックは、子ども達に震災の教訓や命の大切さを伝え、学校・家庭・地域が一体となって地域防災力の向上を図ることを目的としています。



地域による防災教育の実施

### 3 住宅防火

#### ● 住宅火災から命を守る

住宅火災による死者の発生を防止するためには、火災を早く発見し、早く消火することが大切です。

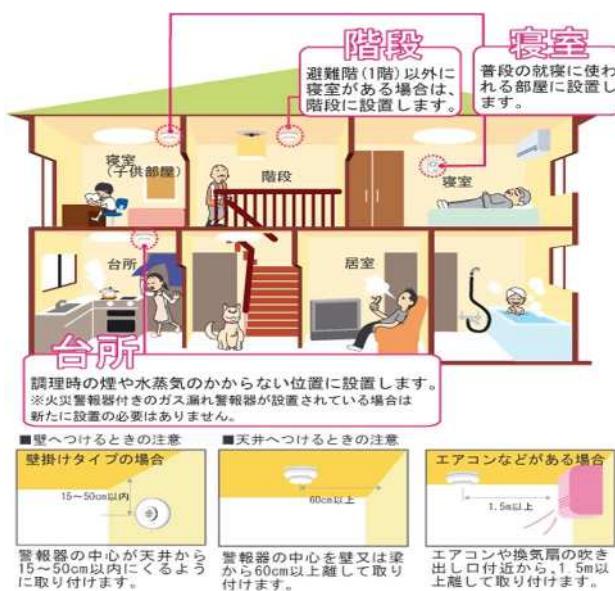
しかし、過去10年間に発生した住宅火災による死者の約8割は65歳以上の高齢者です。命を守るために火災からの避難についても、日頃から考えておく必要があります。

神戸市では住宅防火対策を推進するため、住宅用火災警報器、住宅用消火器、防炎性能を有する布団や衣類など住宅向け防災機器等の普及促進を図っています。

#### ● 住宅用火災警報器の設置義務化

住宅火災による死者を減らすことを目的として消防法が改正され、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

寝室と台所、また上階に寝室がある場合は階段室にも設置が必要です。



住宅用火災警報器の設置場所



住宅用火災警報器キャラクター“しらすちゃん”

#### ● 住宅用火災警報器の効果

法令により全ての住宅に設置が義務化された住宅用火災警報器ですが、設置済みの住宅で発生した火災と、未設置の住宅で発生した火災とでは、焼損面積と損害額に大きな差があることがわかりました。住宅火災1件あたりの平均損害額を比較したところ、設置ありの場合は、設置なしの場合に比べて半分以下でした（表4-1）。

のことからも、火災を早期に発見し、火災による被害を少しでも軽減するためには、住宅用火災警報器の設置が不可欠であるといえます。未設置のご家庭は早急に設置して頂くようお願いします。

また、既に設置されているご家庭は、ボタンを押すか紐を引っ張り、定期的に点検を行ってください。警報器の寿命は10年です。設置から10年以上経過している場合は、本体ごと交換してください。交換する際は、全ての警報器が一斉に鳴動する「連動型」をお勧めします。

設置状況	件数	火災1件当たり	
		焼損面積	損害額
設置あり	374件	8 m <sup>2</sup>	1,249千円
設置なし	160件	31 m <sup>2</sup>	3,505千円

※住宅火災のうち、共同住宅の共有部分で発生した火災及び設置の有無が不明であったものを除く。

表4-1 住宅用火災警報器の効果(令和元年～令和5年)

#### ● 住宅用火災警報器普及協力事業所

市内の販売店・電気工事業者・消防設備業者のみなさまと連携して、「住宅用火災警報器普及協力事業」を実施しています。

それぞれの「普及協力事業所」では、「しらすちゃんクーポン」への特典対応、特設コーナーの設置、リーフレットの配布など、お店ごとに実施可能な範囲で、積極的な取り組みを行っていただいている。



## ● 消火用具を備えましょう

火災による被害を防ぐため、ご家庭に消火用具を備えることは非常に有効です。万が一の火災に備えましょう。

- ・住宅用強化液消火器

液体の消火薬剤が霧状に放射され、浸透して内部から冷却することで消火します。

- ・住宅用粉末消火器

粉末の消火薬剤は燃焼反応を抑える効果があり、広い範囲をすばやく覆って制炎します。

## ● 住まいを守る住宅向け防災機器

日頃から防火を心がけていても、火災はちょっとした油断から発生します。もしもの時に備えて、住宅用火災警報器や住宅用消火器と併せて、下記の住宅向け防災機器を備えておくと安心です。

- (1) 住宅用スプリンクラー

スプリンクラーのヘッドが火災の炎（熱）を感じし、自動的に散水・消火します。

- (2) 感震ブレーカー

一定規模の地震が生じると自動的に電気の供給を遮断します。地震後に復電したときの漏電など、電気が原因の火災の発生を防止します。

- (3) 防炎製品

火がつきにくく、炎も燃え広がらません。エプロン、カーテン、布団、車両カバーなどは防炎製品を使用すると安心です。

## 4 露店等の防火対策

平成25年8月に京都府福知山市の花火大会において発生した火災事故を受け、多数の者の集合する催しで火気器具を使用する場合は「露店等の開設届出書」を消防署に提出することが義務付けられています。

火気器具は可燃物と安全な距離をとり、ガスボンベは固定するなど、火災を起こさない対策を行うとともに、もしもの際に備え消火器を準備してください。

## 5 市民への火災予防広報

### ● 様々な世代に「伝わる」広報

- (1) 防火ポスターの制作

神戸市の地元企業とタッグを組み、ポスター制作を行っています。制作したポスターは公共交通機関やホームセンター・家電量販店などの事業所で掲示し、様々な世代に火災予防に関する情報を届けています。

令和5年度は、神戸市のプログラビーチームである「コベルコ神戸スティーラーズ」とコラボしたポスターを制作しました。



- (2) 安全に関する情報の提供

市内の火災発生状況に応じて、タイムリーな情報の提供と掲載に努めています。

- ・市政記者クラブへの情報提供

- ・“広報紙 KOBE”における安全情報の掲載

- ・機関紙等における安全情報の掲載

- (3) 神戸市ホームページやSNSの活用

神戸市のホームページやSNSでは、火災予防に関するタイムリーな情報を掲載しています。

火災がどのように発生するのか、どのように予防するのかを知っていただくため、動画を活用するなどした、「わかりやすい」広報を目指しています。

- (4) 様々な広報行事の実施

防火・防災の知識を普及させるため、火災が発生しやすい秋から春にかけて、火災予防運動等を行います。期間中には広報訓練・講習・各種イベントを集中的に実施しています。

イベント時には、消防車両の展示や子ども用防火服の試着、消防局の公式キャラクターたちが登

場するなど、未来を担う子どもたちに消防を認知してもらえるような工夫も行っています。

- ・文化財防火デー（1月26日）
- ・春の火災予防運動（3月1日～3月7日）
- ・山火事防止運動（3月1日～3月31日）
- ・秋の火災予防運動（11月9日～11月15日）



文化財防火デー（広報訓練風景）



火災予防運動 広報イベント

- (5) 神戸市消防局を知っていただくための広報  
幼児や小中学生等を対象とした消防署の庁舎見学を行っています。
- (6) 防火・防災啓発用DVD等の貸出し  
火災予防や防火訓練に役立つ広報用DVDを市民や事業所、学校などに貸し出しを行っています。

## 6 市民の皆さんとともに

### ● 市民防災の推進

防災訓練の実施 市民防災の日（1月17日）

防災福祉コミュニティ等の自主防災組織を中心に訓練を実施しています。

また、「神戸市民の安全の推進に関する条例」の施行により、安心して暮らせる安全なまちづくりを進めています。

### ● トライヤル・ウィークへの協力

消防署等では、各署の特性や地域性を活かした学習計画をたて、市内の中学2年生を対象に受け入れています。

生徒には消防職員の日常業務である災害への取り組みや訓練等を通じて、消防の仕事や社会での役割を理解してもらい、自分が「どのように社会で生きていくか」を考える一助となるよう協力しています。

### ● グリーンパトロールの活動

グリーンパトロール制度は、神戸市民にとってかけがえのない緑の山を守るために昭和47年に発足しました（委員は200名で神戸市長が委嘱 任期2年）。

このグリーンパトロール員は自主的な登山活動のかたわら、登山者に対し火の使用・木の愛護・山のマナー等について指導し、正しい知識を市民に広く知らせる活動をしています（令和4～5年度で26期目 延べ委嘱数5,070名）。

特に山火事防止運動期間中には、消防職員・消防団員と協力して市内登山道等において広報警戒パトロールを実施しています。

## ● 婦人防災安全委員の活動

昭和47年に、コミュニティ防災意識啓発の核として、災害に対する自主的な防災意識の高揚と、家庭における防災安全体制づくりを目的に発足しました（委員は300名で消防長が委嘱 任期2年）。

委員の方には地域の防災リーダーとして活動していただいている（令和5～6年度で27期目、延べ委嘱数8,109名）。



婦人防災安全委員研修風景

## ● みんなでつくろう放火されないまち

### (1) 昨年の放火の状況

令和5年中に発生した392件の火災のうち、「放火及び放火の疑い」（以下「放火」という）が原因の火災は65件で、出火原因の2位でした。

放火による火災は、昭和58年から平成29年まで35年間出火原因の1位で推移していましたが、平成30年に2位となりました。しかし、令和3年、4年には再び1位となるなど、以前として出火原因の上位となっています（表4-2）。

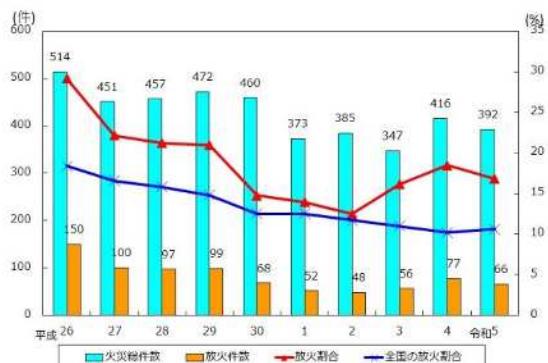


表4-2 放火発生件数と全体に占める割合

### (2) 放火マップの公開

神戸市では、放火に対する予防啓発の一環として、全市の放火発生地点を示した「放火マップ」を作成し、神戸市のホームページに公開しています。放火マップを公開することで、放火が発生している地域の住民の方々に対する注意喚起を行っています。視覚的に発生状況を把握することができ、身近な地域で発生している放火に対して注意を払うことができます。

### (3) 放火火災防止推進重点地区の指定

神戸市では、特定の地域において放火が多発した場合等に、その地域を「放火火災防止推進重点地区」に指定することができます。指定を受けた地域では、放火抑止のための集中的な警戒パトロールや、地域と連携した予防啓発活動等が行われます。

平成23年には、西区の一部の地域において指定を行いました。

## 7 同じ火災を繰り返さないために

### ● 未来の火災を消火する

消防では、火災から人命と財産の保護を図ることを目的として、火災の原因と損害の調査を行っています。

火災調査は、消防法によって定められた、消防の主たる責務の一つです。

#### (1) 火災調査結果の活用

火災調査の結果から得られる情報は、類似火災の再発防止、延焼拡大等の防止、死傷者の発生防止、防火管理状況の改善指導、統計情報等、あらゆる火災予防のために活用されます。

情報は、主に神戸市のホームページや報道機関、SNS等を通じて市民の方々に発信していきます。

#### (2) 実験動画の配信

タイムリーな情報を提供するために、実際に起こりうる火災の再現実験動画を消防局ホームページにアップしています。また、スマートフォンでも視聴できるように実験動画をYouTubeにアップするとともに、手軽にどこにいても視聴していただけるよう

YouTube の URL を QR コードに変換して職員個人の名刺や広報時に配るチラシ等に添付しています。

(3) 電気火災を減少させる取り組み

電気は日常生活で欠くことのできないエネルギーとして社会に浸透し、高性能で小型化された電化製品が続々と商品化され、私たちの生活を豊かにしています。

令和5年に発生した電気火災の件数は79件で、令和4年の59件から大幅に増加しています。

それを踏まえて、神戸市では「電気火災を減少させる」取り組みを次のとおり行っています。

- ① メーカーに対する改善指導の強化
- ② 総務省消防庁、NITE ((独)製品評価技術基盤機構)などの関係機関と情報共有
- ③ 地域住民に対する普及啓発活動

各消防署に配布した「電気火災実験セット」を活用して、地域住民の方に「見て」・「触れ」て体感してもらうことで「電気火災の怖さ」を理解していただく活動を実施しています。

(4) 火災原因調査の技術力の更なる向上

消防局は火災調査の技術の更なる向上と人材育成のため以下の対策を行っています。

- ① 火災調査エキスパート認定制度

火災調査について豊富な知識・技術・経験・指導力等を有する熟練者の認定を行っており、令和5年4月現在、3人の職員が認定されています。

- ② 火災調査課程

令和5年は、火災調査の充実強化と予防行政への反映を図るため、火災調査の指導者となる者を育成することを目的に、各所属の調査業務の中心的役割を担う職員を対象とした「指導者育成コース」を実施しました。

- ③ 兵庫県下消防長会火災調査研究会

神戸市消防局が事務局となって、県下消防本部が調査結果の活用事例を紹介し、情報共有を図る研究会を毎年実施しています。

令和5年は、新型コロナウイルス感染症の流行以来3年ぶりに会場で集合型の研究会を実施しました。

# 第 5 章

## 災害に強い都市をめざして

### 1 自主防火・防災体制の推進

#### ● 防火対象物定期点検報告制度の推進

平成13年9月に発生した東京都新宿区歌舞伎町ビル火災を受けて「防火対象物定期点検報告制度」が設けられました。この制度は、建物の所有者や管理者など管理について権原を有する人に対し、階段や廊下など避難に使用する施設や消防訓練の実施状況など日頃の防火管理体制について、防火管理業務全般の専門的知識を有する「防火対象物点検資格者」に点検を定期的に実施させ、その結果を消防機関に報告する義務を課すものです。

対象は、防火管理者の選任義務がある対象物のうち以下のものです。

- ① 不特定多数の人が出入りするもので、収容人員が300人以上のもの
- ② 地階や3階以上の階に、不特定多数の人が出入りする用途があり、かつ、それらの部分から地上に直通する階段がひとつだけ（屋内階段に限る）のもの

点検の結果、防火対象物が点検基準に適合する場合は「防火基準点検済証」を表示することができます。

また、一定期間消防法令を遵守している防火管理上優良な防火対象物にあっては、申請に基づく消防機関の検査により、点検報告が免除される特例認定を受けることができます。この認定を受けた場合は「防火優良認定証」を表示することができます。

#### ● ホテル・旅館に対する表示制度

平成24年5月に発生した広島県福山市のホテル火災を教訓として総務省消防庁に検討部会が設置され、消防法令に加えて建築基準法令の遵守状況についても消

防機関が確認し、安全情報を提供していた「適マーク制度」を再評価すべきとの報告がなされました。

これを契機に、ホテル・旅館の防火上の安全情報の提供を目的として、消防法令、建築基準法令が遵守されているものに対する表示制度が創設され、神戸市においても平成26年4月から運用開始しています。

基準に適合している場合、表示マーク（銀）（有効期間1年）を、3年間継続して基準に適合している場合は表示マーク（金）（有効期間3年）を掲出することができます。

表示マークの運用によって、ホテル・旅館関係者の自発的な法令遵守、安全性向上への取り組みが活性化されることが期待されています。



表示マーク（銀）



表示マーク（金）

#### ● 統括防火・防災管理者の責任・権限強化

平成26年4月から、管理権原が分かれた建物のうち一定のものについて、統括防火・防災管理者を選任し届け出ること、統括防火・防災管理者により全体の消防計画を作成し届け出ること、建物全体の訓練を実施することが義務付けられました。

また、統括防火・防災管理者には各テナントの防火・防災管理者に対する指示権が付与され、さらなる自主防火・防災管理体制の強化が図られました。

#### ● 事業所における取り組み

神戸市では、事業所内の危険情報をまとめたFD（ファイヤーディフェンス）カードを、各事業所に備え付けておく取り組みを推進しています。

FDカードとは、災害時に考えられる全ての危険とその対応方法を事前に把握して書面に取りまとめたもので、日ごろから従業員に周知するとともに、災害発生時には危険情報を消防隊に速やかに提供するために活用されています。

これにより、火災等の災害を未然に防止し、災害が発生した場合でも被害を最小限に抑えられることが期待されています。

## 2 違反対象物への対応

### ● 行政処分による違反是正の強化

神戸市では、規模に関係なく危険度の高い建物への査察を積極的に行い、発覚した違反については、迅速かつ的確な違反是正を行いうるように努めています。

火災の予防に関する違反処理の例としては、次のようなものがあります。

- ① 防火管理者が選任されていない場合の選任命令
- ② 消火器など消防用設備等の未設置や維持が適正になされていない場合の設置維持命令
- ③ 防火対象物を火災予防上危険な状態で使用している場合の防火対象物の使用停止命令など

命令を行った場合は、市民に安全情報を提供するため、処分内容を記載した標識を建物出入口等に設置するほか、公報への掲載及びインターネット（神戸市ホームページ）に「火災予防上の命令を受けている違反対象物」として公表する場合があります。

### ● 違反対象物の公表

飲食店、物販店、ホテル等不特定多数の方が出入する建物や、病院、福祉施設等1人で避難することが困難な方が利用される建物において、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の未設置による重大な消防法違反があることを把握した場合、速やかにその情報を神戸市ホームページで公表することにより、建物利用者自らがその建物の利用について判断できるようにすることで、火災被害の軽減を図ることとしています。

### ● 違反是正強化対象物の指定

令和2年度から、次の3項目のうちいずれかに該当した対象物を、「違反是正強化対象物」に指定し、1年間を通じて特に是正指導の強化を図ることとしています。

- ① 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備について、未設置又は重大な機能障害（重大違反）があるもの
- ② 不特定多数の方が利用する建物で防火（防災）管理者が未選任のもの
- ③ 防火対象物（防災管理）点検結果報告が適正にされていないもの

## 3 超高層建築物

### ● 超高層建築物の防災

近年、神戸市では、市街地の有効活用のため高さ100mを超える建築物建築物が建設されています。

これらの超高層建築物は、ホテル、劇場、飲食店、事務所等、極めて多くの用途に使用され、使用形態・管理形態等も複雑多岐にわたるため、利用実態に即した防火安全対策が求められています。

### ● 超高層建築物に対する防災計画書等

超高層建築物で災害等が発生した際、関係者・利用者の安全性を確保し、消防隊による救助活動・消火活動の円滑化を図るために、超高層建築物をはじめとする高層建築物には「防災計画書」の作成等により以下の対策を指導しています。

- ① 初期消火のためのスプリンクラー設備の設置
- ② 煙、炎を拡散させない防煙・防火区画の形成
- ③ 安全・確実な避難経路の確保
- ④ 防災情報を一括して制御・管理する防災センターの設置
- ⑤ 迅速な消火活動に用いる非常用エレベーターの設置
- ⑥ 迅速な救急搬送に用いるトランク付きエレベーターの設置
- ⑦ 高層建築物の防災活動に活用するヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置
- ⑧ 水源確保のための防火水槽の設置
- ⑨ 水害対策のため非常電源は2階以上に設置

## ● 建物の安全性の確保

建物の建築時には、消防同意制度により、消防法令への適合性等をチェックし、防火安全性について審査・指導しています。また、建物の完成時には、消防用設備等が法令の基準どおり設置されたかどうか検査しています。

これに加えて、天井裏等の消防用設備等の配管や、防火区画の貫通部の処理等、建物完成時の検査では確認しにくい部分について、その部分が完成した段階で適正に施工されているか確認するため、部分完成検査制度を条例に設けています。

この部分完成検査により、建物に基準違反があった場合にも迅速に改修等を促し工事段階では止めるため、建築主にとっても経済的負担の軽減になります。

建物の建築計画から使用開始まで、それぞれの段階での指導を通じて、建築物を使用する市民等の防火安全を確保しています。

## ● 消防用設備等の性能規定化

近年、超高層建築物、大空間を有する建築物等の大規模・特殊な防火対象物が増加する一方で、新しい技術を用いた消防用設備等の開発がなされており、これらの新たな設備や防災システム等を迅速かつ適切に評価して、早期実用化することが求められています。

このため平成15年6月に消防法の一部が、平成16年2月に消防法施行令の一部がそれぞれ改正され、消防用設備等に係わる技術上の基準に性能規定が導入されています。

代表的なものとしては、平成19年4月に、特定共同住宅等における性能規定化に関する省令及び告示等が、平成26年3月に、一定の駐車場に設けることができる新たな消火設備に関する省令及び告示がそれぞれ施行されています。

また、消防用設備等と同等以上の性能を有しているものと総務大臣が認定した特殊消防用設備等も神戸市内に数か所設置されています。

## ● 防災設備技能講習

建築物の超高層化・深層化が進む中で、最近の防災センターは最新のコンピューターにより防災関連設備

を集中的に管理し、総合的に監視・制御が行える総合操作盤等を備えています。

神戸市火災予防条例第50条の4の5では、総合操作盤等の監視、操作等に従事させる場合には、「消防長が定める講習」を受けたものに当該行為を行わせなければならない、と規定されています。その資格を取得するための講習が防災設備技能講習です。

防災設備技能講習では、災害シミュレーションソフトを活用し、総合操作盤を実際に操作するなど実技を中心とした講習を行っています。

## 4 社会福祉施設等の安全対策

### ● 病院及び社会福祉施設等に対するスプリンクラー設備の設置指導

大規模な建築物には、火災の発生を感じし、自動的に効果的な消火を行うスプリンクラー設備が設置されています。

スプリンクラー設備は、昭和62年の消防法令の改正以前では、病院及び社会福祉施設等については延面積が6,000m<sup>2</sup>以上のものに設置するようになっていました。

しかし、多数の焼死者を出すに至った昭和61年の知的障害者入所更生養護施設「陽気寮」火災（神戸市）や、翌年の特別養護老人ホーム「松寿園」火災（東京都）を契機に、社会福祉施設のうち自力避難が困難な方が入所するものについては1,000m<sup>2</sup>以上、病院については3,000m<sup>2</sup>以上のものに設置することとされました。

さらに、平成18年の長崎県大村市のグループホーム火災、平成25年の長崎県長崎市でのグループホーム火災と、福岡県福岡市での有床診療所火災と、多数の死傷者を出す火災が後を絶ちませんでした。このため、平成27年4月1日から、社会福祉施設のうち避難が困難な要介護者を主として入居や宿泊させる施設に対して、また、平成28年4月1日から、避難のために患者の介助が必要な病院・有床診療所に対して、それぞれ、延面積に関係なくスプリンクラー設備を設置することとされました。

神戸市では、上記の要件に該当しない病院・社会福祉施設等に対しても、火災予防上の見地からスプリンクラー設備を自主的に設置していただくよう、様々な機会を捉えて広報指導をおこなっています。

### ● 就寝施設等の二方向避難経路の確保

過去、ホテル、病院、社会福祉施設、共同住宅等における火災発生時、就寝中の方が避難開始の遅れによって逃げ場を失い、窓等から飛び降りて死傷するなどの例が多く見られました。

のことから、神戸市では主たる出入口のほかバルコニーなどからも避難できる「二方向避難経路」を確保するよう条例で義務付けています。

### ● 避難口の扉等の表示(グリーンドア)

神戸市では、高層建築物やホテル、レストラン、デパート、病院などの不特定多数の利用客がある施設の避難口の扉を、普段から避難に使用する扉であると認識してもらうため、避難方向に対する面を緑色（グリーンドア）とするよう条例で義務付けています。

## 5 消火活動上の安全対策

### ● 可燃性発泡樹脂表示マーク

倉庫、工場等の大規模密閉空間に内装材として使用されている可燃性発泡樹脂は、火災が発生した場合に可燃性ガスを多量に発生させ、即燃的に延焼拡大することが明らかになりました。

のことから、神戸市火災予防条例では、平常時における従業員等（市民）の火気管理の意識啓発や、火災発生時における自衛消防隊や消防隊員の安全確保を図るために、可燃性発泡樹脂を使用している建物（共同住宅は除く）において火気を取り扱う場合には火災予防上必要な措置（喫煙や裸火の使用制限等）を講じることとしています。

また、上記の建物については、可燃性発泡樹脂が内装材として使用されていることが分かるよう出入口等に標識（内装表示マーク）を掲出することとしています。

#### ○ 内装表示マークの掲出対象となる防火対象物

(消防長告示で指定)

- ・定温倉庫や冷凍倉庫等の建物については、面積に関係なく全てのもの（一部除外規定を設定）
  - ・その他の建物については、内装材として可燃性発泡樹脂が使用されている区画ひとつあたりの床面積が500 m<sup>2</sup>以上となるもの
- 内装表示マークの掲出場所
- ・該当する建物の主要な出入口付近
  - ・消防隊が外部から開放できるシャッター等その他これに類する開口部
  - ・可燃性発泡樹脂が使用されている部屋の全ての出入口付近



内装表示マーク

## 6 小規模飲食店の火災対策

平成28年12月に新潟県糸魚川市で大規模な市街地火災が発生しました。火災の火元は小規模な飲食店(135.8 m<sup>2</sup>)で、こんろからの出火でしたが、フェン現象に伴う強風により広範囲に拡大し、焼損面積30,213 m<sup>2</sup>、焼損棟数147棟、けが人17名（死者0名）もの被害となりました。

これまで150 m<sup>2</sup>未満の小規模な飲食店では消火器の設置は義務ではありませんでしたが、この火災を受け令和元年10月1日からは面積に関係なく、火を使用する設備又は器具を設けた飲食店（調理油過熱防止装置や自動消火装置等、総務省令で定める防火上有効な措置が講じられたものを除く。）には消火器の設置が義務付けされました。

神戸市では、消火器が設置されていない小規模飲食店に対して査察等を実施し、消火器を設置するよう指導を行っています。

## 7 危険物行政の動き

### ● 危険物施設の現況

私達の日常生活に欠かすことのできないガソリン、灯油等の石油類をはじめとする化学物品には、引火、発火の危険性があるものが多く、消防法で「危険物」と定められています。一定数量以上の「危険物」を貯蔵し、取り扱う場合には許可等が必要であり、位置、構造、設備等の技術基準及び貯蔵、取扱いの方法等について厳しく規制されています。

令和5年度中の危険物施設の設置許可件数は66件、変更許可件数は274件でした。設置許可件数の施設区分別では、移動タンク貯蔵所が37件、続いて屋内貯蔵所が12件の順に多く、また、変更許可件数の施設区分別では、一般取扱所が77件、続いて給油取扱所62件、屋外タンク貯蔵所41件の順となっています。

令和6年3月31日現在、神戸市内の危険物施設数は、2,949施設です。管轄消防署別では、西消防署管内560施設、東灘消防署管内547施設、水上消防署管内484施設と、この3署で危険物施設数の約半数を占めています。施設区分別では移動タンク貯蔵所が642施設と最も多く、次いで屋内貯蔵所、給油取扱所、一般取扱所の順となっています（図5-1、表5-1）。

年度別の危険物施設数の推移をみると、昭和59年度末の5,588施設をピークに年々減少しており、今年度は昨年度より50施設減少しました。全国的にも危険物施設は減少し続けており、これは産業構造の変化や設備の老朽化による施設の廃止などが要因と考えられます。

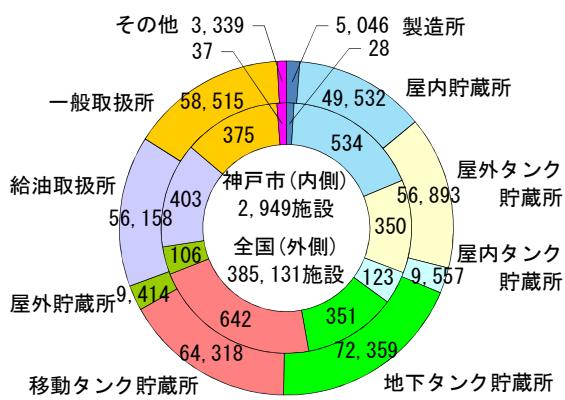


図5-1 危険物施設数区分別構成比

(神戸市は令和6年3月31日現在、全国は令和5年3月31日現在)

消防署	製造所	貯蔵所	取扱所	計
東灘	8	414	125	547
灘	1	105	42	148
中央	—	90	63	153
兵庫	3	155	64	222
北	1	134	88	223
長田	1	282	67	350
須磨	—	148	47	195
垂水	—	35	32	67
西	12	376	172	560
水上	2	369	113	484
計	28	2,108	813	2,949

表5-1 消防署別危険物施設数(令和6年3月31日現在)

### ● 石油コンビナート等特別防災区域の現況

特に大量の石油又は高圧ガスを貯蔵、取り扱う地域については、石油コンビナート等災害防止法に基づいて、石油コンビナート等特別防災区域に指定されています。

現在では東部第一工区、東部第二工区及び西部第一工区等の一部が石油コンビナート等特別防災区域に指定されており、その区域内の事業所のうち、一定数量以上の危険物や高圧ガスを貯蔵又は取り扱う8事業所が特定事業所として規制されています（表5-2）。

これらの事業所には、法令により自衛防災組織の設置、消防車等の防災資機材の整備、防災管理者の選任等が義務づけられています。

消防車については事業所の規模に応じて配置が義務づけられており、神戸市内の各区域内には、タンク火災に有効な大型化学高所放水車等が計7台配置されています。さらに、事業所が臨海部に立地していることから、石油類の海上への流出、拡散防止のため、オイルフェンス、オイルマット及び油処理剤を備えています。

地 区	特 定 事 業 所	危 険 物 施 設 数	大 型 化 学 高 所 放 水 車 等
総 数	8	354	7
東 部 地 区	4	139	4
灘 浜 地 区	1	34	1
西 部 地 区	3	181	2

表5-2 石油コンビナート等特別防災区域の現況

(令和6年3月31日現在)

## ● 危険物事故の発生状況

全国的にみると、令和5年中に発生した危険物施設における火災及び漏洩事故件数は、火災事故が243件（前年226件）、漏洩事故が468件（前年415件）で合計711件（前年641件）となっており、前年と比べると70件の増加となっています。また、平成元年以降事故が最も少なかった平成6年（287件）と比べると、危険物施設数は減少しているにもかかわらず、事故件数は2倍以上に増加しており、依然として高い水準にあります。

事故原因に着目すると、火災事故の発生原因是、維持管理不十分など、人的要因によるものが多い一方、漏洩事故については腐食疲労等劣化など、物的要因によるものが多くなっています。

令和5年中の神戸市内の危険物施設における事故発生状況は、次の表5-3のとおりです。

	火 災	漏洩	破 損	合 計
製 造 所	-	-	-	-
移動タンク貯蔵所	-	-	-	-
給 油 取 扱 所	1	1	6	8
そ の 他	-	1	-	1
合 計	1	2	6	9

表5-3 危険物施設の事故（令和5年中）

危険物施設の事故は、定期点検の励行、適切な危険物の取り扱い及び危険物施設の管理を実施することで大部分は防ぐことができるものです。

引き続き危険物施設の安全対策の指導強化を図るとともに、事業所の自主保安体制の確立を推進していくことが重要な課題となっています。

## ● 危険物施設の安全確保

危険物施設に対しても、計画的に消防職員による立入検査を実施しています。令和5年度中は立入検査や事故発生に伴う調査の結果、判明した違反事項に対し、3件の警告及び2件の命令（消防法第16条の5を除き、同法第16条の6を含む。）を行い、悪質な違反に対しては厳正な違反処理を実施しています。



移動タンク貯蔵所の立入検査

危険物施設は、法令で定期点検を必要とする施設が定められており、事故の未然防止及び拡大防止を図っています。

また、事業所では危険物の保安のための予防規程を定め、消防署長の認可を受け、災害予防や実災害時の体制づくりを組織的に進めているほか、危険物取扱者は保安講習を定期的に受講するなど、安全意識の啓発に努めています。

## ● 危険物安全週間

危険物を貯蔵、取り扱う事業所における自主保安体制の確立と、家庭や職場において危険物を取り扱う人々の意識の高揚と啓発を図るため、平成2年から毎年6月の第2週を「危険物安全週間」として、全国で様々な活動が実施されています。

令和5年の安全週間は、「意志つなぐ 連携プレーで事故防ぐ」を推進標語として、ポスター・パンフレットによる広報活動や、危険物関係事業所における消防訓練、危険物施設の査察を行いました。

また、神戸市危険物安全大会を開催し、危険物施設の関係者等に対し、危険物施設の事故事例と安全対策について、講師を招き講演会を行いました。

## ● 危険物施設の耐震対策

危険物施設をはじめとする構造物の耐震基準は、関東大震災を契機にその基礎ができ、その後の大きな地震のたびに見直されてきました。ところが、阪神・淡路大震災は大都市の直下で発生したため、都市における耐震対策についてこれまでにない多くの課題を残しました。

その教訓から総務省消防庁は、危険物施設の耐震性の向上を図るために耐震基準に関する法令改正等を行い、特に、屋外タンク貯蔵所の耐震基準については大規模な基準強化がなされました。

さらに平成23年3月11日に発生した東日本大震災で、危険物施設が津波により甚大な被害を受けたことに伴い、危険物施設の所有者等は、地震対策として施設ごとの耐震性能、技術基準の適合状況及び当該施設周辺の液状化の可能性等を確認し、必要な措置を講ずること、並びに、津波対策として津波警報発表時や津波が発生するおそれのある状況等における緊急時の対応に関する検証を施設ごとに実施し、避難時の対応や緊急停止措置時の対応に関する必要な事項を予防規程等に定めることとされました。

南海トラフ巨大地震発生が予測される中、神戸市では、地震、津波対策の指導の徹底を重点項目とし、各施設の実施状況を確認し、必要な対策が講じられていない場合は速やかに対策を講じるよう指導しています。

## ● 危険物規制の動向

昨今の我々の身の回りでは、各分野において技術革新やデジタル化が急速に進展しています。また、カーボンニュートラル及び温室効果ガス排出削減なども重要な課題になっており、これらの世の中の動きは、直接的・間接的に危険物施設の予防保全のあり方や危険物の安全対策にも関係してきています。

具体的には、総務省消防庁において、AI等を活用したスマート保安の実現、リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策、給油取扱所における業務のあり方など、課題解決のため各検討会が活発に開催されました。

また、各検討会の結果を踏まえ、令和5年12月に危険物の規制に関する政令が改正され、屋外貯蔵所におけるリチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る特例規定や、給油取扱所におけるガソリンの容器への詰替え等に係る規定などが整備されました。

## 8 消防活動阻害物質の届出

消防法では、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質を「消防活動阻害物質」として指定し、届出を義務付けています。

また、神戸市火災予防条例により、核燃料物質、高圧ガス、火薬類等消防活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で消防長が指定したものを貯蔵し、又は取り扱う場合にも届出を義務付けています。

この届出に基づき、立入検査の際には適切な指導を行って火災発生の未然防止を図り、火災が発生した場合には付近の住民、消火活動にあたる消防職員等が特異かつ重大な危害にさらされることを防ぐための対策を立てています。

## 9 保安三法事務について

### ● 権限移譲について

国が進める地方分権改革の一環として、平成29年度に「火薬類取締法（以下「火取法」という。）」、平成30年度に「高圧ガス保安法（以下「高圧法」という。）」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）」（以下「保安三法」という。）に関する許可等の権限が兵庫県から神戸市へと移譲されて、消防局で事務を担当しています。

### ● 火取法について

#### (1) 目的

火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的としています。

#### (2) 火薬類とは

火取法では、火薬類として、「火薬」、「爆薬」、「火工品」の3種類に分類し定義しています。

「火薬」は、自己燃焼すると急速にガスが発生します。そのガスを利用し、銃砲弾の発射薬や、ロケットの推進薬などの「推進的爆発」の用途に使用されています。この代表に黒色火薬があります。

「爆薬」は、燃焼すると衝撃波が発生します。その衝撃波とガスの膨張を利用し、採石場などで岩盤を破壊する「破壊的爆発（発破）」の用途に使用されています。この代表として、ダイナマイトが有名ですが、既に国内製造は終了しており、代わって硝安油剤爆薬等が流通しています。

「火工品」は、「火薬」や「爆薬」を使用し、ある目的に適するように加工したもので、この代表に花火大会で打ち上げられる煙火をはじめ、爆薬の起爆に用いられる電気雷管などがあります。

## ● 高圧法について

### (1) 目的

高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もって公共の安全を確保することを目的としています。

### (2) 高圧ガスとは

高圧法では、ガスを運搬や貯蔵の効率性・利便性のため

- ① 圧縮して小さな体積とした「圧縮ガス」
- ② 圧縮ガスを冷却又は圧縮によって液状にした「液化ガス」

に大別し、一定の圧力以上にあるもの若しくは一定の温度で一定の圧力以上の性状を示すもの又は特に災害発生のおそれのあるものとして

- ③ 温度 35 度において飽和蒸気圧が 0 パスカルを超える液化ガスのうち、可燃性、毒性及び反応性が強く特に危険なもの
- を「高圧ガス」と定義しています。高圧ガスは安全のため圧力が確実に閉じ込められていることを大前提とし、可燃性・毒性等の追加の危険性を持つガスは、さらに厳重管理されるよう高圧法で規制されています。

## ● 液石法について

### (1) 目的

一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石

油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にし、もって公共の福祉を増進することを目的としています。

液化石油ガスは、高圧ガスに含まれますが、調理・給湯といった民生用で使用する場合のみ、液石法で規制し、住居や料理店等の消費者保護のため販売店側に対し、液化石油ガスの安全な取り扱い等に関する周知やコンロ等の消費器具の点検等を義務付けています。

### (2) 液化石油ガスとは

プロパン、ブタンその他政令で定める炭化水素を主成分とするガスを液化したもので、都市ガスで使用される天然ガス同様、ガス漏洩に気付くよう臭いを付着させています。

## ● 保安三法に関する現況（令和5年度中）

### (1) 火取法

申請届出件数 314 件に対する審査等を実施しています。このうち主な申請は、神戸港に陸揚げされる火薬類の輸入が 76 件、花火大会や発破等の消費が 37 件となっています。

施設数は 86 件で、内訳は火薬庫が 3 件、販売所が 37 件、火薬庫外貯蔵場所が 46 件となっています。

### (2) 高圧法

申請届出件数 3,466 件に対する審査等を実施しています。このうち主な申請は、製造・貯蔵施設の設置が 4 件、同変更が 33 件、同完成検査が 29 件となっています。また高圧ガスポンベを定期的に検査する容器検査場の登録が 1 件ありました。

施設数は 1,953 件で、内訳は、製造・貯蔵許可施設が 190 件、同届出施設が 1,104 件、販売所が 604 件、特定高圧ガス消費者が 29 件、容器検査所が 26 件となっています。

### (3) 液石法

申請届出件数 101 件に対する審査等を実施しています。

施設数は 177 件で、内訳は、販売事業者が 26 件、保安機関が 25 件、特定石油ガス設備工事事業者が 109 件、その他 17 件となっています。

## ● 保安三法事故の発生状況（令和5年中）

### (1) 事故件数及び負傷者数等

保安三法に関する事故件数及び負傷者・死傷者数は、次の表のとおりとなっています。（速報値含む）

	火取法	高压法	液石法
全国	86	693	192
神戸市	0	12	0

表 5-4 保安三法事故件数（令和5年中）

		火取法	高压法	液石法
全国	負傷者	19	58	36
	死者	0	3	0
神戸市	負傷者	0	0	0
	死者	0	0	0

表 5-5 保安三法事故の負傷者・死者数（令和5年中）

### 【出典】

- 令和5年度産業保安等技術基準策定研究開発等（火薬類事故防止対策、火薬類国際化対策事業）報告書（経済産業省、公益社団法人全国火薬類保安協会）
- 高圧ガス事故の状況について（経済産業省）
- L P ガス一般消費者当事故集計表（経済産業省）

### (2) 事故状況

#### ① 火取法

全国的にみると、平成25年以降、減少傾向を示しています。事故は大半が煙火及びがん具煙火の消費中に発生しており、令和5年全体86件の事故のうち、同事故件数は77件でした。死傷者数については、平成27年以降、減少傾向を示しており、令和5年はコロナ禍を除いて過去30年で2番目に少ない年となりました。死者数についても、0人となっています。

神戸市においては、令和5年は火取法に係る事故は発生していません。

#### ② 高圧法

全国的にみると、前年から事故件数は前年より40件減少しました。製造事業者別にみると「冷凍」に係る事業者での事故件数が最多となっています。現象別にみると「噴出漏洩」によるものが約9割となっています。死傷者においても「噴出

漏洩」に起因するものが多くなっています。令和5年の死者数は3名となっています。

事故の原因として、ハード面での問題は腐食・管理不良、ソフト面では誤操作・誤判断が多く、設備の老朽化による維持管理不良、人材不足、技術伝承の問題が大きく影響していると考えられています。

神戸市においては、事故件数が12件と前年から5件増加しています。

#### ③ 液石法

全国的にみると、事故件数は前年比69件の減少となっています。原因者別では、「消費者」及び「他工事業者」に起因する事故が多くを占めています。

神戸市において、令和5年は液石法に係る事故は発生していません。

## ● 保安三法施設等保安体制の充実

災害対応機関である消防局では、災害発生の防止と、発災した際に迅速・安全に消防活動が行えるよう、関係施設等の実態把握に向けた立入検査を推進しています。

令和5年度中は、308件の立入検査を実施し、総数127件のは正指導を行いました。また、全国の火薬類事故の大半を占める花火大会などの煙火消費に対しては、事前の現地調査や、消費当日の立入検査に努めており、打ち上げ筒の状況や観客との安全な距離、火災危険の有無などを確認しています。

そのほか保安体制の充実に向け、令和5年中は以下のよう取り組みを推進しました。

#### (1) 火薬類危害予防週間

火薬類危害予防週間は、毎年度、6月10日から16日までの期間中、経済産業省、都道府県、指定都市及び関係団体が協力して、火薬類による災害・事故を防止し、公共の安全を確保することを目的として実施しています。

期間中、火薬庫や販売所に対する立入検査を実施したほか、経済産業省が作成する広報用ポスターを配布し危害予防意識の高揚を図りました。

#### (2) 高圧ガス保安活動促進週間

高圧ガス保安活動促進週間は、毎年10月23日から

29日までの期間中、高圧ガスの保安に関する活動を促進し、高圧ガスの保安意識の高揚及び保安活動の促進を図ることを目的として実施しています。

期間中、高圧ガス保安協会から配布された「ささいな予兆も見逃さない 我ら現場のプロ集団」のキャッチコピーが書かれたポスターを消防署に掲示し、高圧ガスの保安意識の高揚及び保安活動の推進を図りました。事業所と顔が見える関係を構築し、連携を密にすることで高圧ガスの保安意識の高揚及び保安活動の促進を図っています。

今後も、神戸市では市民の安全・安心につながる活動を継続してまいります。

## ● 許認可行政手続におけるスマート化の推進

神戸市ではデジタル技術を活用し、市民や事業者がオンラインで行政手続が行える環境を整えるとともに業務の効率化を図ることを目的に、行政手続きのスマート化を推進しています。

消防局においても、許認可行政手続である危険物事務や保安三法事務において、電子申請の導入や手数料のキャッシュレス決済化によって申請者の利便性の向上を図っています。

更に、令和4年12月からは一部の手続においては処分通知の電子交付を開始し、手続をオンラインで完結させることができるようになりました。

スマート化により申請などでの来庁者は徐々に減少しており、担当職員は窓口での対応時間が減少したことでスケジュール管理が容易になり、立入検査に充てる時間が確保しやすくなりました。今後も更にスマート化に取り組み、危険物事務や保安三法事務の充実に繋げていきます。

## 第 6 章

### 新しい時代に対応する人づくり

#### 1 消防行政は人なり

神戸市では昨今の人口縮減の進展と厳しい財政状況を踏まえて、行財政改革を強力に推し進めています。このような状況にあっても市民が安全・安心に暮らせるまちづくりのため、消防力の充実・強化は行っていかなければなりません。

そのためには、消防車両、資機材の充実強化のみならず、それらを活用する人材を育成し、職員個々の能力を高め、組織力を強化させることが重要です。

また、「行政は人なり」と言われます。市民に対し常に質の高い行政サービスを提供していくためには、人材を効果的に活用し、効率的な組織運営を行っていく必要があります。

地方分権、市民ニーズの多様化など行政をとりまく社会情勢が変化し続けている今日においては、変化に対応するための人材の確保、適材適所の人員配置、ベテラン職員の活用と活性化、女性消防吏員の登用とその職域の拡大、職員研修体制の充実など社会情勢に対応した職員育成のための幅広い仕組み作りが必要になってきています。

消防局では、このような考え方のもと、人材育成を進めています。

#### 2 人材の確保

消防職員には様々な専門的知識、能力が求められます。複雑・多様化する社会情勢に適切に対応するためには、様々な分野の人材を確保することもまた必要となります。

消防局では、関西の大学・高等専門学校等において消防局の組織、事業内容等についての説明会を行うことで消防業務に対する理解を深めてもらい、より様々

な専門分野から人材を確保できるように努めています。

また、消防局が主催する「神戸市消防職員就職説明会」においては、WEBも活用しながら神戸市独自の取り組みについて説明し、消防局の魅力発信に努めています。

更に、採用パンフレットの配布、ホームページやSNSへの採用案内や動画の掲示など、様々な広報を行っています。



神戸市消防職員就職説明会

職員採用試験においては、人物重視の採用を行っています。また、より幅広い人材が確保できるよう、受験資格である年齢要件を一般行政職と比較して高く設定しています。

令和5年度実施の採用試験では、大学卒の競争率が4.9倍、短大・高専卒が11.8倍、高校卒が3.5倍となっています。

#### 3 人をつくる・いかす

職員の士気を高め、更なる技能の向上へつなげるため、消防局では、消防車両の運転・操作に技能認定制度を導入しています。また、防火査察、消防用設備等、危険物、火災調査などの各分野で高い水準に達した技能を持つ職員に対して、エキスパート資格を与えています。

このほか、人事評価、自己申告等で職員の能力適性、希望を基にした適材適所の人事配置を行うとともに、職員自身も業務の目的を理解し、目標を設定する

ことによって、効率的な業務執行に努めています。

さらには、より幅広い視野を持って政策形成を行うことができる職員を育成するため、総務省消防庁や神戸市の他部局等に職員を派遣したり、人事異動によらず職員を局内の他所属へ一定期間派遣して派遣先の所属で業務にあたらせたりするなど、様々な知識・経験を習得する機会を設けています。

## 4 研修制度の充実

社会情勢の変化に伴って行政への需要は増大しており、これに的確に対応するためには職員個々の能力を向上させていく必要があります。

市民防災総合センター（神戸市消防学校）では、新規採用消防職員に対する基礎的な研修である初任科教育をはじめ、救助課程や火災調査課程等の特定の分野に関する専門的研修、昇任時研修、現任研修を実施し、職員の能力開発を行い、感染症対策による経験、働き方改革やICT化に対応し、より効率的かつ効果的な研修を実施しました。

さらに、職員は神戸市職員研修所が実施するテーマ別研修や階層別研修、リモート研修等も受講し、積極的な能力向上に努めました。

消防局では、総務省消防庁の教育訓練機関である消防大学校の各種研修に職員を派遣し、消防業務に関する高度な知識及び技術を習得させ、監督者及び指導者としての資質向上を図りました。

また、職場におけるOJTを推進しており、この手法は担当業務を通じて、上司が部下に対し直接きめ細かい指導を行うことができるため、業務に必要な知識や技術を効率良く習得することができました。

## 5 女性消防吏員の採用と職域の拡大

現在の社会においては、男女がともにその個性と能力を十分発揮することのできる男女共同参画社会の実現が重要です。神戸市消防局では平成9年度から女性消防吏員の採用を行い、令和5年度までに88名の女性消防吏員を採用しています。

女性消防吏員の採用を開始した当初は、予防広報や防火安全指導等の業務に従事していましたが、平成12年4月に神戸市で初めての女性救急隊員が誕生して以来、平成15年4月に管制業務、平成21年4月に指揮隊業務、さらに平成26年10月には特殊災害隊などを除く全ての業務に職域を拡大しました。

令和6年4月1日で現在では27名の女性吏員が交替制の業務に従事しています。

## 6 魅力ある職場づくり

消防職員間の意思疎通を図るとともに消防事務の運営に職員の意見を反映しやすくすることにより、職員の士気を高め消防事務を円滑に運営することを目的として、平成7年10月に消防組織法が改正され、平成8年10月に消防局の組織として「消防職員委員会」が設置されました。

消防職員委員会は、①消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること、②消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること、③消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関するについて、消防職員から提出された意見を審議し、消防長に意見を述べる制度です。

消防局では、消防職員委員会に提出された職員の意見に対して、職場環境等の改善、消防被服の改良、職員提案による業務改善等を行っています。消防局では消防職員委員会を令和5年度までに計28回（概ね年1回）開催しました。

## 7 職員の健康管理と安全衛生管理

### ● 職員の健康管理

職員の健康状態を把握することにより、疾病の早期発見や労働による健康影響の評価を行い、その結果に基づく対策を実施して、健康の保持を図っています。

健康管理の種類は以下のとおりです。

- (1) 定期健康診断（深夜業務健康診断を含む）
- (2) 胃部検診
- (3) 新規採用職員健康診断
- (4) 情報機器作業従事者特殊健康診断

- (5) 保健指導
- (6) B型肝炎対策（ワクチン接種）
- (7) 高気圧業務従事者健康診断
- (8) 有機溶剤健康診断
- (9) 大腸疾患検査
- (10) 破傷風予防接種
- (11) 4種（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎）予防接種

## ● メンタルヘルスケアの推進

### (1) 消防職員相談窓口

市の相談窓口に加え、外部の専門機関に相談窓口を開設し、職員及びその家族が精神科医、臨床心理士、保健師による相談、カウンセリングを受けることができるようになっています。

### (2) 職員の研修体制の強化・推進

外部の専門機関が主催する研修会に参加するほか専門研修等に精神科医、臨床心理士を講師として招き、セルフケア研修やラインケア研修を実施しています。

### (3) メンタルヘルスチェック

市のメンタルヘルスチェックを推進し、受検率の向上対策及び結果のフィードバックを実施しています。

## ● 職員の安全衛生管理

消防局では、安全衛生管理の手法としてリスクアセスメントを行っています。リスクアセスメントとは、事業場にある危険性や有害性の特定、リスクの見積もり、優先度の設定、リスク低減対策の決定の一連の手順のことです。リスクアセスメントを行ってその事例を共有することにより、危機リスクへの感受性を高め、類似災害の発生を防止しています。

また、職場ごとに月に1度、職場安全衛生委員会を開催し、上記のほか職場環境、施設設備に関するなど、様々な事項を話し合い、よりよい職場環境づくりに努めています。

## 第 7 章

### 消防施設の整備

#### 1 消防施設の整備

消防局では、消防庁舎が大災害時にも必要な機能を果たせるよう、施設の整備に努めています。

また既存庁舎のなかには、老朽化しているものや、消防局の事業体制の変化に伴いスペース確保の必要性が生じているものがあり、改築の検討や改装を計画的に行ってています。

#### 2 庁舎管理

庁舎機能の維持・確保を目的として、屋上防水・外壁、給排水設備、電気設備等の改修・補修を随時実施しています。

令和5年度は、長田消防署、北須磨出張所、高丸出張所の待機室個室化工事のほか、3署所の受変電設備更新、4署所の空調設備更新等を行いました。

#### 3 車両製作

##### ● 令和5年度製作車両

###### (1) 救助工作車

高度救助隊が運用する救助資機材（救助省令別表第1、2、3）を積載し、クレーンやウインチ、大光量照明装置を架装した車両です。

垂水消防署本署に配置しました。



救助工作車

###### (2) 査察広報車

赤色灯やサイレンアンプを装備し、査察業務や現場広報に使用する車両です。

灘消防署本署、北消防署有馬出張所、西消防署本署に配置しました。



査察広報車

###### (3) 高規格救急車

コンパクトな車体に多数の救急資機材の積載と、高度救命処置用の車内スペースを確保した車両です。傷病者搬送時の安定性と走破性を高めるため、フルタイム4WDの採用に加え、全方位モニターや近接センサーを装備した安全性が高い救急車です。

東灘消防署青木出張所、灘消防署青谷橋出張所、中央消防署栄町出張所、兵庫消防署本署、北消防署山田出張所、北消防署有馬出張所、長田消防署大橋出張所、垂水消防署塩屋出張所、西消防署伊川谷出張所に配置しました。



高規格救急車

#### (4) 指揮車

災害現場で指揮活動を行うための各種資機材を積載し、車内には指揮機や100Vコンセントを設置した消防車です。

灘消防署本署、須磨消防署本署に配置しました。



指揮車

#### ● 車両の低公害化の推進

神戸市では環境保全に資する取り組みの一環として、「公用車への次世代自動車の導入基準」に基づき、低公害車の導入を推進しています。消防局においても業務車だけでなく、消防車や救急車も可能な限り低公害車を採用しています。

### 4 車両の点検整備

市民防災総合センター内にある消防局整備工場は、指定整備工場として消防車、救急車、業務車の法定点検整備、故障による臨時整備や消防装置の点検整備作業を実施しています。計画的に実施することで、車両の運用停止期間を極力短縮しています。

また、はしご車の梯体や車体安定装置については安全性を確保するため、専門業者により計画的に分解整備及び定期点検を実施しています。



消防局整備工場（市民防災総合センター内）

### 5 機械器具の点検整備

災害現場で活用する空気呼吸器やガス検知器などの各種機械器具の機能を維持し、安全性を確保するため、法定検査や臨時整備などを実施するとともに、計画的な更新を実施しています。

### 6 消防艇の点検整備

2艇ある消防艇は定期的に法定点検を受検しており、また、航行性能を維持するため、毎年1回造船所のドックにて船体やスクリュー等に付着した海生物を除去して再塗装しています。エンジンや放水装置等についても随時整備を行っています。



造船所ドックでの上架整備

### 7 消防救急デジタル無線

神戸市では、国が行う無線のデジタル化に伴い、平成22年度から平成24年度までの3か年で整備事業を行いました。

この時の整備から10年以上が経過し、安定した無線運用を確保するため、令和3年度から7か年かけて無線機器の更新事業を実施しています。

これまでに、新たに各中継所への落雷対策機器の設置や、直流電源装置や発電機などの電源設備の整備、基地局設備や回線制御装置などの主要機器の更新を実施しました。また、無線電波状況の調査を実施し、現状にあった基地局の配置替えや、アンテナの種類、方向及び出力の見直しを図ることで、無線音声が神戸市内のどのエリアでも傍受しやすいように整備をしました。



基地局無線設備

## 8 消防管制システム

消防車両等の出動管理は消防管制システムにより行なわれています。

現在運用している「消防管制システム」は、平成24年2月に導入され、24時間365日、日々の消防業務を支えています。

消防管制システムでは、119番通報のあった災害地点を適確に把握するとともに、消防車や救急車がどこにいるのかという情報を、走行中の車両も含めて管理することで、現場に近い消防車両を自動的に選別し出動させる機能を有し、出動車両の選別がより適確化されるようになっています。

また、水災や震災等の広域同時多発災害発生時には、各署の指令系端末で車両選別及び出動指令ができるなど、災害対応の迅速化・効率化を実現しました。

そのほか、車両に積載する情報端末の高機能化により、災害現場付近の危険情報や大規模な建物等に対する活動方針の表示、同じ災害に出動している他車の位置の表示、救急現場での患者の受け入れが可能な病院一覧の表示等、様々な活動支援情報がリアルタイムで現場の隊員に提供されるようになりました。

さらに、ヘリコプターが撮影した現場状況映像や高所監視カメラ等の映像を専用端末機にて受像できる

等、災害現場の危険排除や現場活動の効率化を図っています。

こうした消防管制システムは、消防業務の効率化等に欠かせない存在ですが、機器類やシステム全体の使用期限を迎えるため、現在令和9年度の更新に向けた作業を開始しています。総務省消防庁が推進する消防指令システムの高度化検討の動きや、神戸市が進めるDXの動きにも注目しながら、更新作業を進めています。



消防管制システム

## 9 I C T化の推進

近年、スマートフォンの急速な普及やウェアラブル端末の登場など、ICT化の進展は止まるところを知らず、消防業務の周辺環境においても、常に大きな変化が生じています。

これに伴い、新たな機能として、聴覚や言語機能に障がいのある方向けにスマートフォンによる119番通報機能や、活動中の中隊長等が撮影した災害現場の映像等を、本部と共有できる体制を構築するなど、消防管制システムや災害時オペレーションシステムについて新機能の追加や改修などの最適化を行いました。

## 第 8 章

### 市民防災総合センターの業務

市民防災総合センターには、①消防職団員に対する教育、訓練、研修及び消防防災に関する研究を行う教育係。②市民に対する防災教育・救急講習等を広く活動している市民研修係。③消防署の支援や演奏活動を通じた防災情報の発信や防災教育を実施する特別消防係（消防音楽隊）3つの組織で構成されています。

また、消防車両、資機材の整備等を行う整備工場や消防ヘリ用の飛行場外離着陸場も併設されています。



市民防災総合センター

## 1 消防学校の研修概要

消防学校では、「消防局人材育成基本計画」に基づき市民が安心して暮らし、働くまちの実現に向けた質の高い人材育成を行うとともに、消防団員、市民及び事業者に対して、防災に関する各種の研修を実施しており、各教育・研修はICTを活用した内容で行っています。

※ICTの例…VR、LMSの活用、リモート講義など

### ● 消防職員に対する研修

#### (1) 新規採用職員研修

消防吏員として必要な知識・技術の習得のため、新規採用職員研修を実施しています。その内容は6

か月間の初任科教育課程（全寮制）と、2か月間の専科研修（救急課程：通学制）からなり、令和5年度は、32名が消防学校の門をくぐり、厳しい教育訓練に臨みました。



初任科生の通常点検



初任科生の消防活動訓練

#### (2) 昇任及び現任研修

消防司令長及び消防司令へ昇任する管理職研修。消防司令補、消防士長研修は、その階級に昇任する職員に対する昇任課程と現在、その階級にある職員に対する現任課程を実施し、階級に応じた知識と技術の習得、指揮能力・管理監督能力等の向上を図るために実施しています。

#### (3) 専科研修

専科研修は、予防、警防、救急、救助などの各業務に携わる職員が高度な専門的知識、技術を習得することを目的に実施しています。

なお、職員教育研修は働き方改革に基づき、社会情勢の変化に準じた内容とともに、研修効率の向上を目指しています。



救助課程

#### (4) 特別研修

初任科教育や専科研修等の中で実施されているカリキュラムのうち、特に重要なものは、職員の資質向上の目的のため、特別研修として実施しています。過去には、消防司令昇任者に対し、指揮能力の向上のため、警防指揮課程の中隊指揮訓練を実施しました。

### ● 消防団員に対する教育

阪神・淡路大震災以後、消防団の災害現場における活動内容が大幅に見直され、消防団員に対する教育訓練は、火災、水災、震災等幅広く災害対応できるよう基礎教育と幹部教育の2つに区分し実施しています。

基礎教育は、新しく消防団員となった者を対象に、消防団員としての心構えや災害時における消防活動の基礎知識、日常時の地域の防災リーダーとしての役割等について教育を行っています。

幹部教育は、消防団の幹部として必要な消防団の運営管理及び活性化に資する広い知識を習得するための指揮幹部科分団指揮課程と、災害時における現場指揮及び安全管理知識を習得し、地域住民に対する防災指導力の向上を図る指揮幹部科現場指揮課程を、平成27年度より実施しています。



消防団教育訓練（水防）

## 2 消防科学研究業務

各種の試験装置を活用して火災原因の科学的究明をすること、危険物等の性状を確認すること、さらには災害の予防や防災にかかる研究を通じて市民の安全に寄与しています。

### ● 危険物等の性状確認に伴う試験

消防法に規定する危険物のうち第4類（引火性液体）の確認試験を実施しています。

#### 【試験区分】

- |             |          |
|-------------|----------|
| ・引火点測定試験    | ・動粘度測定試験 |
| ・燃焼点測定試験    | ・発火点測定試験 |
| ・可燃性液体量測定試験 | ・液状確認試験  |

危険物の不法貯蔵等に係る違反処理を行うため、また、各事業所の新規開発商品等が危険物や指定可燃物に該当するか否かを判定するために、確認試験が必要となります。

### ● 火災原因の鑑定試験等

火災原因を科学的に究明するため、各種試験装置を活用して火災現場で採取された残さ物から油分の抽出や、焼損した電気配線から溶融痕を確認するなど、出火原因及び火災の延焼拡大に至った原因を特定するための基礎資料となる鑑定試験を実施しています。



焼損した電化製品の内部（X線透過）

## ● 消防に関する資料収集と火災危険の研究

消防に関する各種文献・実験記録を収集し、これらの資料を鑑定・実験研究に活用しています。

また、火災事例から火災危険を掘り起こし、実験・考察をすることで、災害予防に反映させる研究を行っています。

## ● 災害資料の収集・保存と活用

過去の貴重な災害資料の散逸を防ぐために災害資料を一元的に収集・保存しています。

さらに、これらの資料を基に災害事例集を作成しており、過去の災害から教訓を学び、類似災害への対応力を高めるために活用しています。

## ● 職務研究の推進

消防装備や消防機器の改良・開発、効果的な消防戦術の研究など職員の職務研究を推進する「神戸消防・技能フロンティア制度」を実施しています。

災害の最前線で活動する職員のアイデアを実現するため、相談・アドバイスそして研究成果の発表・活用を支援しています。

## 3 特別消防係（消防音楽隊）の活動

特別消防係（消防音楽隊）は、特別消防隊の運用、消防音楽隊の演奏による防災広報、市民に対する防災指導、防火対象物査察の支援などの業務を実施し、市民生活の安全・安心の確保に努めています。

## ● 特別消防隊の概要

消防力の強化を目的として、市民防災総合センター職員による特別消防隊を編成し、応援が必要な災害に迅速に対応できる体制を整えています。

特別消防隊は、市内の災害を中心に、兵庫県下広域消防相互応援協定等に基づく県下の災害への出動や緊急消防援助隊としての全国の災害への出動のほか、大規模なイベント警備や、不発弾処理警備など二次災害防止のための警戒などの業務も行っています。

また、緊急消防援助隊合同訓練など各種訓練にも参加しています。

## ● 消防音楽隊としての活動

消防音楽隊は昭和27年11月に発足し、令和4年に70周年を迎えました。

演奏活動を通じて市民の皆様に安全・安心情報を発信しています。



消防音楽隊

(1) 消防局、消防署主催行事及び防災広報、消防訓練、防災教育を内容とする行事での演奏

- ① 消防出初式や火災予防運動をはじめとする、消防局、消防署が主催する行事での演奏
- ② 防災福祉コミュニティ訓練等での演奏
- ③ 『♥いのちのコンサート』

市内の中学校等を対象に「震災の教訓」や「いのちの大切さ」を伝えるための防災教育として、「♥いのちのコンサート」を実施しています。

令和5年度は、21校園で実施し、地域の方を含めて延べ約5,500人が参加しました。



♥いのちのコンサートでの防災教育の様子

#### ④きらめき防災コンサート

平成10年に震災復興記念行事として「元気アップコンサート」を前身とし、毎年、神戸文化ホールで開催しています。音楽を通じて市民の皆様とコミュニケーションを図り、震災の教訓を継承しています。令和4年11月に「神戸市消防音楽隊発足70周年記念演奏会～きらめきKOB E☆防災コンサート」を神戸文化ホールの大ホールで実施しました。令和5年度は地域に密着したコンサートとして、12月23日には北区すずらんホールで、また、2月10日には西区西神中央ホールで開催しました。



きらめき防災コンサート

#### ⑤グリーンコンサート

市民の皆様とのふれあいの場として、毎年4、5月と10月の金曜日に、東遊園地でコンサートを開催し、安全・安心情報を発信しています。



グリーンコンサート

#### ⑥防火いきいきコンサート

高齢者施設の安全化を促進するため、老人ホーム等で音楽演奏にあわせて消防広報を実施するコンサートです。

#### ⑦まちかど防火コンサート

大型商業施設等に集う方々に安全・安心情報を発信するために、消防音楽隊が自ら企画してコンサートを開催しています。



まちかど防火コンサート（コアキタマチ）

#### (2) 『神戸まつり』をはじめとする公共機関や市民団体等が主催するイベントや外国観光船の歓送迎など



外国観光船歓送迎

### ● 市民に対する防災広報

地域や事業所でのイベント、防コミ訓練等での演奏活動を通じて市民・事業者などを対象に防災広報を行っています。また、「トライやる・ウィーク」の協力事業所として希望する生徒を受け入れ、期間中は派遣先での合同演奏、楽器の練習、消防訓練などの職場体験を実施しています。



トライやる・ウィーク

## ● 防火対象物の査察の支援

平成19年度から、消防署からの依頼に基づき係員を派遣して、防火対象物の査察支援を行っています。

## 4 市民研修係の活動

市民や市内の事業所等を対象に、震災の教訓の継承及び災害対応能力、防災知識の向上のための防災体験学習並びに市民救命士講習を実施し、地域防災力の更なる強化を図っています。

### ● 市民救命士講習会

神戸市では、市民救命士講習会を実施して、応急手当の普及・啓発に取り組んでいます。

#### (1) 定例講習

- ・個人での申込み。
- ・長田消防署防災研修室（長田消防署4階）で、定期的に開催しています。

#### (2) 出張講習

- ・概ね12名以上（30名まで）の団体での申込み。
- ・事前に講習会の開催場所を準備していただければ指導員が現地に出向き講習会を行います（神戸市内に限ります）。



市民救命士講習会

### ● 防災体験学習

総合訓練塔などの施設を使用して、誘導灯・煙体験、暴風雨体験、冠水歩行・水圧ドア体験など、楽しく学べる防災体験をご用意しており、事業所や自治会、各学校など多くの市民の皆様に学習をしていただいているいます。

また、今後発生が予想されている南海トラフ巨大地震などに備えるために、地震体験車「ゆれるん」でゆれの大きさやゆれ方の違いを体験していただくことができます。家具の固定や建物の補強など、地震に対する備えの大切さを実感できます。

さらに、座った状態でも火災や土砂災害が体験できるVR（仮想現実）機器を導入するなど、幅広いメニューを用意しています。



冠水歩行体験



「ゆれるん」による地震体験



VR災害疑似体験

# 資料

## 凡 例

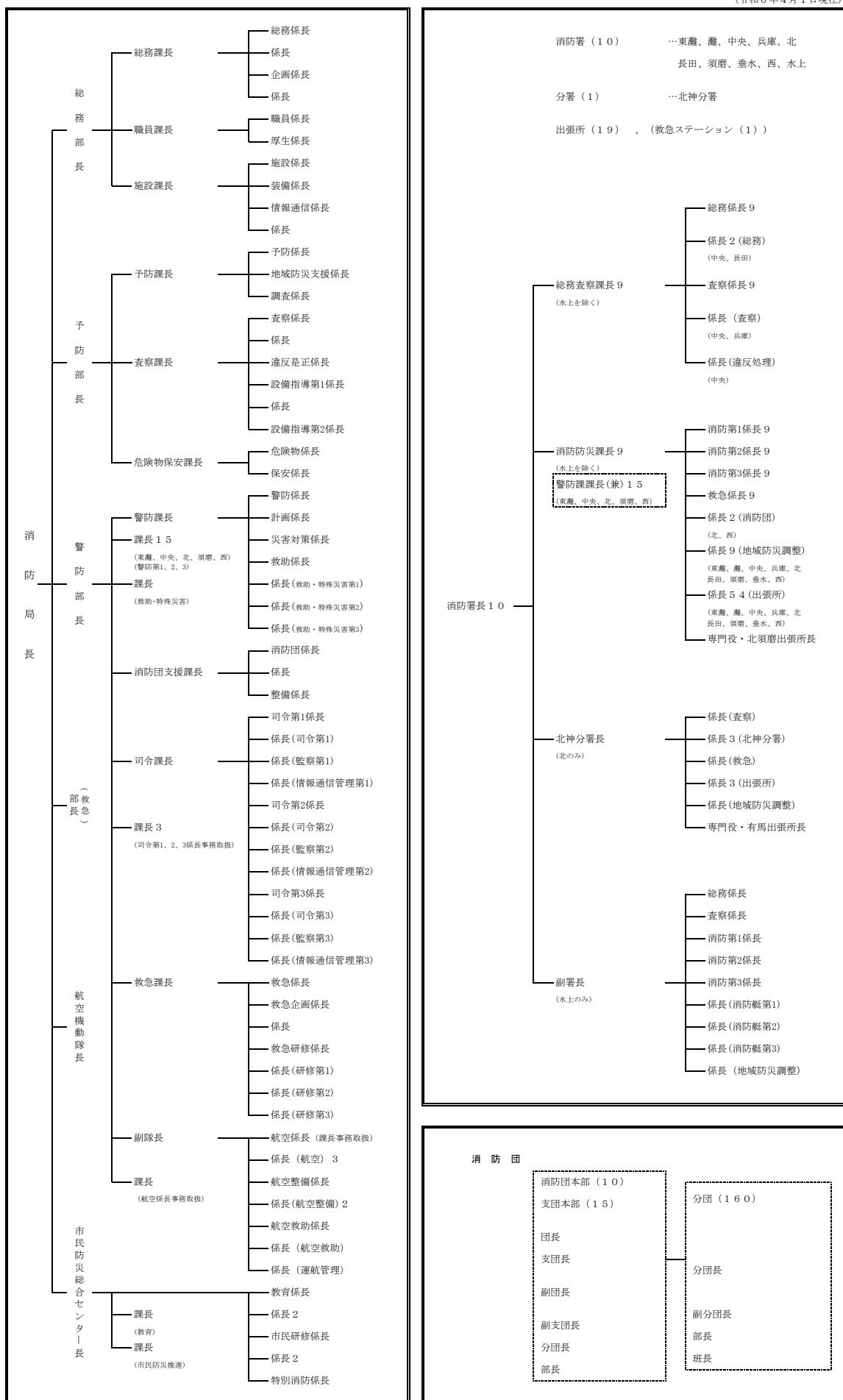
- 1 本書の内容は、主として神戸市における消防業務の基本的な統計資料を、原則として令和5年または令和5年度を中心として収録掲載したもので、その収録の対象期間は、資料の有無、性質などに応じて適宜伸縮した。
- 2 「～年」とあるのは1暦年間（1月～12月）の事実を、「～年度」とあるのは1年度間（4月～翌年3月）の事実を示す。

- 3 統計表中の一般的な記号の用法は次のとおりである。  
「—」 …該当数字なし  
「0」 …該当数字を四捨五入した結果、0となつたもの  
「…」 …不明、不詳、不定及び算出不能の数

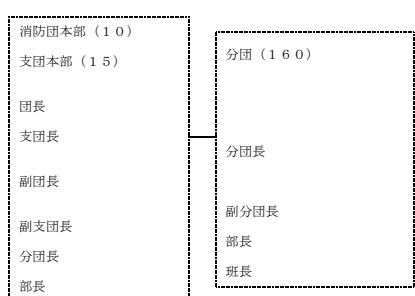
また、「～年～月～日現在」とあるのは当該日における事実を表している。

# 1 消防機関の機構図

(令和6年4月1日現在)



## 消防団



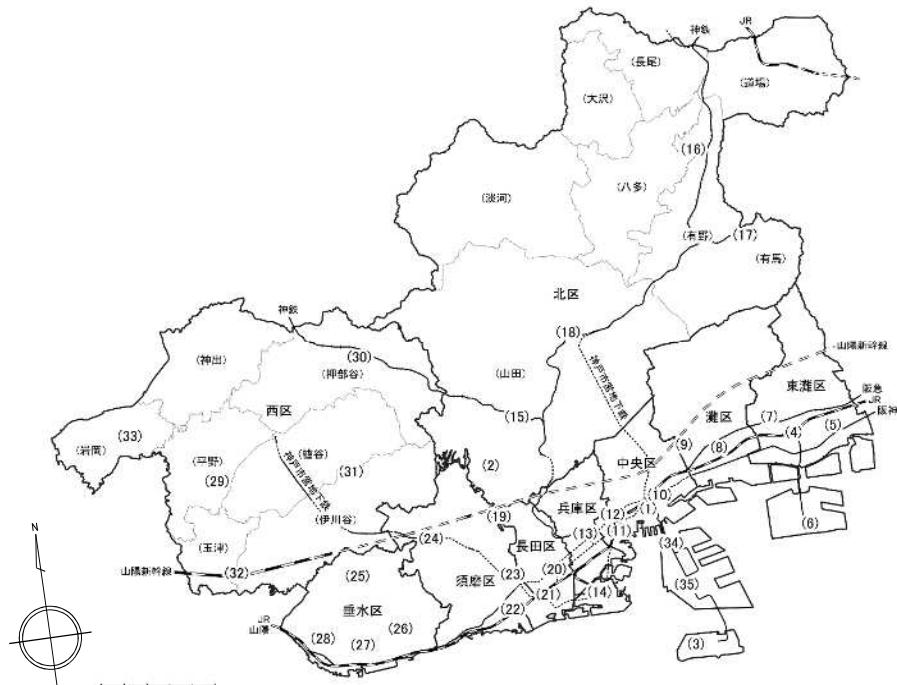
## 2 消防署所等所在地・庁舎規模

(令和6年4月1日現在)

消 防 機 関 名	所 在 地	構 造	規 模		所 管 の 別	建 設 年 月
			建 物	土 地		
1 消 防 局	中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所4号館【危機管理センター】	S造及びSRC造一部RC造 9F地下1Fのうち 3,4,5F使用	延 9,188m <sup>2</sup> のうち 3,069m <sup>2</sup> 使用	—	神戸市	神戸市 H24. 2
2 市 民 防 災 総 合 セ ン タ ー	北区ひよどり北町3丁目1番地	RC造 8棟 コンクリート造 2棟 S造 5棟	延 10,069m <sup>2</sup>	29,681m <sup>2</sup>	消防局	消防局 S55. 3
3 航 空 機 動 隊	中央区神戸空港8番地12	S造 2F	延 2,439m <sup>2</sup>	17,039m <sup>2</sup>	消防局	神戸市 H30. 3
4 東 灘 消 防 署	東灘区住吉東町5丁目2番1号	SRC造 6F地下1Fのうち 1,2,3,4F 一部使用	延 16,596m <sup>2</sup> のうち 3,814m <sup>2</sup> 使用	—	神戸市	神戸市 H11. 12
5 青 木 出 張 所	〃 本山南町2丁目12番7号	SRC造 9Fのうち 1,2F 一部使用	延 5,514m <sup>2</sup> のうち 889m <sup>2</sup> 使用	175m <sup>2</sup>	消防局	消防局 H9. 3
6 六 甲 アイ ラ ン ド 出 張 所	〃 向洋町中4丁目2番地3	RC造 2F	延 888m <sup>2</sup>	1,655m <sup>2</sup>	消防局	消防局 H10. 2
7 深 田 池 出 張 所	〃 住吉山手4丁目11番1号	RC造 3F	延 358m <sup>2</sup>	370m <sup>2</sup>	消防局	消防局 H1. 11
8 瀨 消 防 署	灘区神ノ木通3丁目6番18号	RC造 4F地下1Fのうち 1,2,3,4F 一部使用	延 4,988m <sup>2</sup> のうち 1,718m <sup>2</sup> 使用	—	消防局	神戸市 S34. 8
9 青 谷 橋 出 張 所	〃 城の下通2丁目3番1号	RC造 2F	延 460m <sup>2</sup>	400m <sup>2</sup>	消防局	消防局 S61. 8
10 中 央 消 防 署	中央区小野柄通2丁目1番19号	SRC造・RC造 9F地下1F のうち1,2,3F, 地下1F 一部使用	延 9,526m <sup>2</sup> のうち 3,773m <sup>2</sup> 使用	2,500m <sup>2</sup>	消防局	消防局 H12. 3
11 栄 町 出 張 所	〃 栄町通7丁目1番6号	RC造 5F 地下 1F	延 1,989m <sup>2</sup>	1,250m <sup>2</sup>	消防局	消防局 H4. 11
12 山 手 出 張 所	〃 下山手通7丁目1番13号	RC造 2F	延 629m <sup>2</sup>	583m <sup>2</sup>	消防局	消防局 H23. 3
13 兵 庫 消 防 署	兵庫区荒田町1丁目21番1号	S+SRC造 9F地下1F のうち1,2,3,4F , 地下1F 一部使用	延 15,829m <sup>2</sup> のうち 2,959m <sup>2</sup> 使用	—	神戸市	神戸市 R3. 7
14 運 南 出 張 所	〃 浜山通2丁目4番1号	RC造 2F	延 451m <sup>2</sup>	400m <sup>2</sup>	消防局	消防局 S59. 10
15 北 消 防 署	北区北五葉2丁目1番9号	RC造 4F	延 3,213m <sup>2</sup>	3,338m <sup>2</sup>	消防局	消防局 H13. 2
16 北 神 分 署	〃 藤原台北町7丁目20番1号	S造 1F	延 911m <sup>2</sup>	2,569m <sup>2</sup>	消防局	消防局 H15. 10
17 北 神 分 署 有 馬 出 張 所	〃 有馬町字ウツギ谷1307番地8	RC造 2F	延 698m <sup>2</sup>	1,387m <sup>2</sup>	消防局	消防局 S57. 9
18 山 田 出 張 所	〃 山田町下谷上字池ノ内21番地3	RC造 2F	延 405m <sup>2</sup>	722m <sup>2</sup>	消防局	消防局 S62. 10
19 ひ よ ど り 出 張 所	〃 ひよどり台南町1丁目15番地120	RC造 2F	延 757m <sup>2</sup>	1,357m <sup>2</sup>	消防局	消防局 H6. 10
20 長 田 消 防 署	長田区北町3丁目4番地の8	RC造 4F地下1F	延 3,436m <sup>2</sup>	1,800m <sup>2</sup>	消防局	消防局 H2. 2
21 大 橋 出 張 所	〃 大橋町3丁目2番5号	S造 4F	延 1,110m <sup>2</sup>	384m <sup>2</sup>	消防局	消防局 H29. 3
22 須 磨 消 防 署	須磨区中島町1丁目1番1号	SRC造 5F	延 3,265m <sup>2</sup>	2,673m <sup>2</sup>	消防局	消防局 H31. 2
23 板 宿 出 張 所	〃 川上町2丁目1番7号	RC造 2F	延 320m <sup>2</sup>	321m <sup>2</sup>	消防局	消防局 S50. 5
24 北 須 磨 出 張 所	〃 西落合1丁目1番1号	RC造 3F	延 869m <sup>2</sup>	1,700m <sup>2</sup>	消防局	消防局 S57. 9
25 垂 水 消 防 署	垂水区舞多聞東1丁目10番30号	SRC造 4F地下1F	延 3,255m <sup>2</sup>	3,026m <sup>2</sup>	消防局	消防局 H19. 2
26 塩 屋 出 張 所	〃 青山台5丁目1番33号	RC造一部S造 2F	延 340m <sup>2</sup>	660m <sup>2</sup>	消防局	消防局 S49. 7
27 高 丸 出 張 所	〃 野田通10番5号	RC造 2F地下1F	延 1,336m <sup>2</sup>	1,057m <sup>2</sup>	消防局	消防局 S50. 3
28 舞 子 出 張 所	〃 舞子台3丁目14番5号	RC造 3F	延 469m <sup>2</sup>	343m <sup>2</sup>	消防局	消防局 S63. 3
29 西 消 防 署	西区春日台5丁目1番地10	RC造 4F	延 2,814m <sup>2</sup>	2,940m <sup>2</sup>	消防局	消防局 H4. 2
30 押 部 谷 出 張 所	〃 桜が丘中町1丁目848番地1122	RC造一部S造 2F	延 511m <sup>2</sup>	998m <sup>2</sup>	消防局	消防局 S53. 3
31 西 神 南 出 張 所	〃 室谷2丁目12番3号	RC造一部CLTパネル構造 2F	延 796m <sup>2</sup>	1,345m <sup>2</sup>	消防局	消防局 R3. 11
32 伊 川 谷 出 張 所	〃 伊川谷町潤和宇柿田1056番地	RC造 5F地下1Fのうち 1,2F 一部使用	延 6,805m <sup>2</sup> のうち 652m <sup>2</sup> 使用	—	消防局	私有地 S45. 9
33 岩 岡 教 急 ス テ ー シ ョ ン	〃 岩岡町岩岡922番地の1  (車庫棟)	RC造 2Fのうち 1F一部使用 軽量鉄骨造 1F	延 926m <sup>2</sup> のうち 30m <sup>2</sup> 使用 43m <sup>2</sup>	—	神戸市	神戸市 S54. 4
34 水 上 消 防 署	中央区港島3丁目2番地2	RC造 4F	延 3,083m <sup>2</sup>	2,000m <sup>2</sup>	消防局	消防局 H9. 10

### 3 消防署所等配置図

(1) 消防局	(13) 兵庫消防署	(25) 垂水消防署
(2) 市民防災総合センター	(14) 運南出張所	(26) 塩屋出張所
(3) 航空機動隊	(15) 北消防署	(27) 高丸出張所
(4) 東灘消防署	(16) 北神分署	(28) 舞子出張所
(5) 青木出張所	(17) 北神分署有馬出張所	(29) 西消防署
(6) 六甲アイランド出張所	(18) 山田出張所	(30) 押部谷出張所
(7) 深田池出張所	(19) ひよどり出張所	(31) 西神南出張所
(8) 灘消防署	(20) 長田消防署	(32) 伊川谷出張所
(9) 青谷橋出張所	(21) 大橋出張所	(33) 岩岡救急ステーション
(10) 中央消防署	(22) 須磨消防署	(34) 水上消防署
(11) 栄町出張所	(23) 板宿出張所	(35) 救急ワークステーション
(12) 山手出張所	(24) 北須磨出張所	(中央市民病院内)



### 4 消防職員数

#### (1) 定員推移

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
定 数	1,419	1,432	1,432	1,430	1,431	1,431	1,460	1,459	1,457	1,473

#### (2) 職員の年齢構成

(令和6年4月1日現在)

区分	総数	~20歳	~25歳	~30歳	~35歳	~40歳	~45歳	~50歳	~55歳	~60歳	~65歳
総数	1,616	34	159	183	165	177	145	222	227	204	100
消防吏員 (再任用職員除く) (初任科生含む)	1,484	34	159	180	165	171	142	218	221	194	
消防吏員以外の 消防職員	16			1		2	1	4	5	3	
消防吏員 (再任用フルタイム職員)	7									4	3
消防吏員 (再任用短時間職員)	99									2	97
派遣職員 (定数外派遣)	10			2		4	2		1	1	

## 5 消防自動車等の保有数

(令和6年4月1日現在)

区分	総 数	配 置 状 況												
		本 部	防 災 セ ン タ ー	機 動 隊	東 灘	灘 央	中 央	兵 庫	北	長 田	須 磨	垂 水	西 水	水 上
総 数	243	33	15	4	22	13	19	15	32	17	18	23	23	9
消 防 車 数	136	10	10	-	14	7	12	8	20	11	12	14	12	6
小 型 ポ ン プ 車	21	-	2	-	2	1	1	1	3	2	3	2	3	1
資 材 搬 送 ポ ン プ 車	10	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小 型 タ ン ク 車	20	-	-	-	3	2	2	1	3	1	2	4	2	-
化 学 車	12	-	1	-	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
は し ご 車	10	-	-	-	2	-	2	-	2	2	-	2	-	-
ブ ーム 付 タ ン ク 車	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-
重 機 搬 送 車	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大 型 化 学 高 所 放 水 車	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
泡 原 液 搬 送 車	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
空 気 充 填 照 明 車	2	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-
特 別 高 度 工 作 車	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
救 助 車	12	2	-	-	1	1	1	1	2	1	1	1	1	-
大 型 水 槽 車	11	-	1	-	1	-	1	1	2	1	1	1	1	1
大 容 量 ポ ン プ 車	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
ホ 一 ス 延 長 車	3	-	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-
特 殊 災 害 対 策 車	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特 殊 災 害 対 応 タ ン ク 車	3	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-
輸 送 車	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人 員 搬 送 車	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
支 援 車	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ポンプ付特殊灾害対策車	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
指 挥 車	12	1	-	-	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
大 型 除 染 シ ス テ ム 搭 載 車	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
燃 料 補 給 車	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無 線 中 繼 車	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
津 波・大 規 模 風 水 害 対 策 車	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
救 急 車 数	42	4	-	-	5	3	4	3	6	3	3	5	6	-
そ の 他 の 車 両 数	65	19	5	4	3	3	3	4	6	3	3	4	5	3
無 調 査 車	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
通 察 車	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信 作 車	25	3	-	-	2	2	2	2	3	2	2	3	2	2
輸 司 車	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸 送 車	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令 車	11	1	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
監 察 車	6	4	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
連 絡 車	12	8	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	-
広 報 車	2	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-
給 油 車	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電 源 装 置 搬 送 車	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
起 震 車	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小 型 動 力 ポ ン プ 艇	47	2	3	1	4	1	2	4	10	5	2	7	5	1
消 航 空 機	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2

## 6 消防水利施設数

(令和6年4月1日現在)

区分	総 数	東	灘	灘	中	央	兵	庫	北	長	田	須	磨	垂	水	西	水	上
総 数	34,064	3,207	2,239	2,333	2,372	6,745	1,871	2,744	3,954	7,742	857							
公設消火栓数	29,696	2,763	1,917	2,070	1,946	6,006	1,662	2,377	3,571	6,765	619							
単口型	75mm	462	23	26	3	12	131	38	44	70	114	1						
	100mm	6,647	498	352	332	350	1,634	410	529	869	1,644	29						
	150mm	14,021	1,420	1,022	1,050	1,115	2,785	794	1,162	1,662	2,923	88						
	200mm	6,216	534	362	453	347	1,101	328	489	700	1,612	290						
	250mm	36	4	8	5	1	6	2	6	4	-	-						
	300mm以上	2,285	284	147	226	120	338	90	146	264	459	211						
双口型	29	-	-	1	1	11	-	1	2	13	-							
私設消火栓数	679	45	112	3	184	132	16	76	51	58	2							
公設防火水槽数	1,407	87	79	112	94	285	113	158	131	326	22							
うち、耐震性防火水槽	40m <sup>3</sup> 以上	1,355	86	71	101	80	284	107	150	130	324	22						
	40m <sup>3</sup> 未満	52	1	8	11	14	1	6	8	1	2	-						
	うち、耐震性防火水槽	259	45	38	18	29	15	39	28	35	11	1						
うち、 水槽	100m <sup>3</sup>	253	45	37	17	29	15	37	28	34	10	1						
	60m <sup>3</sup>	6	-	1	1	-	-	2	-	1	1	-						
	うち、 水槽	254	36	21	74	20	15	17	12	38	13	8						
私設防火水槽数	1,104	112	64	36	44	249	30	59	103	342	65							
うち	40m <sup>3</sup> 以上	1,008	110	62	36	40	204	30	59	102	301	64						
	40m <sup>3</sup> 未満	96	2	2	-	4	45	-	-	1	41	1						
指定水利数	462	69	28	90	32	22	40	51	54	62	14							
うち	40m <sup>3</sup> 以上	449	66	27	88	30	21	39	50	54	60	14						
	40m <sup>3</sup> 未満	13	3	1	2	2	1	1	1	-	2	-						
	水槽	254	36	21	74	20	15	17	12	38	13	8						
	プール	187	28	7	14	12	6	23	36	14	44	3						
	井戸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
	池	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
うち、 池	泉水	5	2	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-					
	河川	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
	海水・運河	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-						
	その他	13	1	-	2	-	1	-	1	1	4	3						
その他水利数	716	131	39	22	72	51	10	23	44	189	135							
うち	水槽	35	4	2	1	22	-	1	-	2	3	-						
	プール	99	7	3	7	3	49	-	2	27	-	1						
	井戸	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
	池	166	8	-	3	-	-	-	10	2	143	-						
	泉水	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-						
	河川	118	27	13	5	15	2	-	6	8	42	-						
	海水・運河	286	79	21	4	30	-	9	4	5	-	134						
	その他	5	-	-	2	2	-	-	-	-	1	-						

※平成31年4月1日から、指定水利数に「池」「海水・運河」を追加、その他水利数から「工業用水」を削除

## 7 消防団の状況

消防団名	組織					装備			
	本部所在地	団	分団	定員(実員)	小型動力ポンプ積載車	ポンプ自動車	小型動力ポンプ	消防協力艇	
総 数		10	160	4,000 (3,523)	189	2	225	8	
東灘	東灘区住吉東町5丁目2番1号 東灘消防署内	10	150	8	2	10	-		
灘	灘区神ノ木通3丁目6番18号 灘消防署内	8	150	3	-	8	-		
中央	中央区小野柄通2丁目1番19号 中央消防署内	10	170	1	-	10	-		
兵庫	兵庫区荒田町1丁目21番1号 兵庫消防署内	6	150	3	-	6	-		
北	北区北五葉2丁目1番9号 北消防署内	49	1,360	67	-	67	-		
(有馬)	北区有馬町字中ノ畑241番地の1 北神区役所有馬出張所内	3	65	4	-	4	-		
(有野)	北区藤原台中町1丁目2番1号 北神区役所内	6	170	8	-	8	-		
(山田)	北区松が枝町2丁目1番地の4 北区役所山田出張所内	11	315	14	-	14	-		
(道場)	北区道場町塩田字下溝尻1418番地 北神区役所道場出張所内	4	135	6	-	6	-		
(八多)	北区八多町附物宇杉脇782番地の7 北神区役所八多出張所内	6	170	8	-	8	-		
(大沢)	北区大沢町中大沢字泓1000番地 北神区役所大沢出張所内	6	125	7	-	7	-		
(長尾)	北区長尾町宅原319番地の2 北神区役所長尾出張所内	4	105	5	-	5	-		
(淡河)	北区淡河町木津字尾通54番地 北神区役所淡河出張所内	9	275	15	-	15	-		
長田	長田区北町3丁目4番地の8 長田消防署内	8	150	1	-	8	-		
須磨	須磨区中島町1丁目1番1号 須磨消防署内	8	150	1	-	8	-		
垂水	垂水区舞多聞東1丁目10番30号 垂水消防署内	9	170	9	-	9	-		
西	西区春日台5丁目1番地10 西消防署内	48	1,430	95	-	95	-		
(玉津)	西区玉津町小山180番地の3 西区役所玉津支所内	8	242	14	-	14	-		
(伊川谷)	西区池上4丁目15番地の2 西区役所伊川谷出張所内	8	232	17	-	17	-		
(櫛谷)	西区櫛谷町長谷字光松71番地の1 西区役所櫛谷出張所内	4	145	9	-	9	-		
(押部谷)	西区押部谷町西盛字老之本313番地 西区役所押部谷出張所内	6	164	11	-	11	-		
(平野)	西区平野町宮前字上松148番地 西区役所平野出張所内	5	174	12	-	12	-		
(神出)	西区神出町田井字藏垣内50番地 西区役所神出出張所内	9	261	18	-	18	-		
(岩岡)	西区岩岡町岩岡字西場922番地の1 西区役所岩岡出張所内	8	212	14	-	14	-		
水上	中央区港島3丁目2番地2 水上消防署内	4	120	1	-	4	8		





## 9 年次別主な出火原因

(件)

区分	火災件数	放火・放火の疑い	たばこ	コヘル	電気関係	焼却火・たき火	火遊び	その他
平成30年	460	68	57	71(23)	64	45	10	145
令和元年	373	52	61	56(23)	61	28	9	106
令和2年	385	48	64	56(21)	47	30	8	132
令和3年	347	56	45	44(18)	48	30	7	117
令和4年	416	77	48	39(17)	59	39	9	145
令和5年	392	65	43	52(22)	79	47	2	104
建物	236	28	17	52(22)	69	8	-	62
林野	10	1	1	-	-	8	-	-
車両	30	-	1	-	4	-	-	25
船舶	-	-	-	-	-	-	-	-
航空機	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の	116	36	24	-	6	31	2	17

注1：電気関係は、電熱器本体、電気機器装置本体、屋内配線コードを合算したもの。

注2：放火・放火の疑いは、放火自損を含む。

注3：その他は、不明を含む。

## 10 119受信内容

### (1) 119専用回線の受信内容

年次	総 数	火災関係	救急関係	その他の災害関係	その他の通報
	(携帯電話等)	(携帯電話等)	(携帯電話等)	(携帯電話等)	(携帯電話等)
令和元年	125,593 (66,666)	1,652 (1,303)	89,366 (46,528)	5,146 (3,460)	29,429 (15,375)
令和2年	114,747 (62,534)	1,571 (1,273)	79,312 (42,498)	5,754 (3,819)	28,110 (14,944)
令和3年	118,902 (65,562)	1,335 (1,072)	82,691 (44,816)	5,952 (4,017)	28,924 (15,657)
令和4年	137,205 (77,702)	1,423 (1,182)	98,091 (54,953)	6,390 (4,349)	31,301 (17,211)
令和5年	142,846 (85,102)	992 (739)	99,625 (57,528)	7,302 (4,349)	34,927 (21,621)
令和5年中の内訳	火災関係	救急関係	その他の災害関係	その他の通報	
	火災通報 630 (422)	救急通報 94,720 (54,086)	その他災害 7,302 (5,214)	訓練・テスト 5,166 (450)	
	消防隊連絡 362 (317)	病院照会 4,905 (3,442)		間違・無応答等 16,548 (13,140)	
				問い合わせ相談 4,593 (2,999)	
注：( )内は携帯電話等				他都市転送 3,631 (1,621)	
				そ の 他 4,989 (3,411)	

### (2) 119通報の回線別内訳

回線種別	119専用回線				NET119番 緊急通報システム	聴覚障がい者等 FAX119
	固定電話	I P電話	携帯電話	その他		
令和5年中の件数	23,771	32,792	85,102	1,181	6	8



## 12 ヘリコプターの活動状況

(令和5年)

区分	総数	災害業務							災害応援業務						
		総数	火災出動			救助出動	救急出動	その他	総数	火災出動			救助出動	救急出動	その他
			建物	林野	その他					建物	林野	その他			
ヘリ1	件数	141	91	35	9	3	24	20	-	-	-	-	-	-	-
	時間	102:20	34:05	8:15	3:30	-	12:32	9:48	-	-	-	-	-	-	-
ヘリ2	件数	132	81	28	1	2	31	19	-	-	-	-	-	-	-
	時間	103:45	33:50	4:50	-	-	18:07	10:53	-	-	-	-	-	-	-
ヘリ5	件数	118	90	34	6	4	25	20	1	-	-	-	-	-	-
	時間	77:45	40:25	9:35	4:10	2:10	10:20	12:40	1:30	-	-	-	-	-	-
合計	件数	391	262	97	16	9	80	59	1	-	-	-	-	-	-
	時間	283:50	108:20	22:40	7:40	2:10	40:59	33:21	1:30	-	-	-	-	-	-

区分	運航管理業務				応援業務			警防業務				その他の行政業務	
	総数	訓練	試験検査	その他	総数	訓練	その他	総数	調査撮影	訓練	その他		
ヘリ1	件数	49	37	10	2	-	-	-	1	-	-	1	-
	時間	67:00	51:05	14:55	1:00	-	-	-	1:15	-	-	1:15	-
ヘリ2	件数	51	36	11	4	-	-	-	-	-	-	-	-
	時間	69:55	52:30	13:45	3:40	-	-	-	-	-	-	-	-
ヘリ5	件数	26	16	9	1	-	-	-	2	-	-	2	-
	時間	36:15	22:50	12:40	0:45	-	-	-	1:05	-	-	1:05	-
合計	件数	126	89	30	7	-	-	-	3	-	-	3	-
	時間	173:10	126:25	41:20	5:25	-	-	-	2:20	-	-	2:20	-

## 13 消防艇の活動状況

(令和5年)

区分	総数	災害		原因調査	訓練	警防調査	港内視察	歓迎放水	バトラー	水利巡回	その他
		火災	火災以外								
		災	災								
水上38 「たかとり」	回数	140	4	29	-	39	2	-	6	42	18
	時間	243:53	4:50	35:43	-	76:30	4:00	-	11:30	61:45	49:35
水上39 「くすのき」	回数	66	-	11	-	26	3	-	3	9	14
	時間	116:08	-	12:53	-	42:50	6:00	-	2:50	10:30	41:05
合計	回数	206	4	40	-	65	5	-	9	51	32
	時間	360:01	4:50	48:36	-	119:20	10:00	-	14:20	72:15	90:40

## 14 消防団出動状況

(令和5年)

区分	総数	東灘	灘	中央	兵庫	北長	田須	磨垂	水	西	水上
火災	火災件数	392	41	41	41	50	43	30	19	40	74
	出動回数	509	30	9	30	20	116	16	9	28	250
	延出動人員	1,615	85	16	61	66	475	34	28	64	781
風水害等の災害	出動回数	380	12	29	11	27	97	16	2	10	176
	延出動人員	1,896	55	55	77	46	535	84	6	83	955
演習・訓練等	出動回数	2,766	123	26	32	17	1,132	55	70	76	1,170
	延出動人員	14,941	779	187	186	114	6,978	256	409	686	4,802
広報・指導等	出動回数	462	16	47	29	77	100	48	59	34	35
	延出動人員	1,861	79	109	128	281	411	162	280	166	112

## 15 救助活動状況

(令和5年)

区分	総 数	火 災		交 通	水 難	風 水 害 等 自 然 災 害	機 械 に よ る 事 故	建 物 等 に よ る 事 故	ガ ス ・ 酸 欠 事 故	爆 発	危 険	そ の 他 の 事 故	虚 誤 報	そ の 他	
		建 物	建 物 以 外	事 故	事 故	災 害	事 故	事 故	事 故	事 故	事 故	事 故	報		
出動件数	令 和 元 年	2,321	136	19	153	31	-	15	965	38	-	8	194	747	15
		(12)			(3)	(1)							(6)	(2)	
	令 和 2 年	2,340	123	16	161	37	1	23	1,000	30	-	6	211	725	7
		(8)			(1)	(3)							(4)		
	令 和 3 年	2,386	104	27	149	31	1	14	1,126	34	-	5	188	697	10
		(7)			(3)								(3)		(1)
	令 和 4 年	2,654	146	27	155	42	3	15	1,202	19	-	3	217	809	16
		(10)			(1)	(4)	(2)						(2)		
	令 和 5 年	2,814	152	26	162	43	2	13	1,319	39	-	7	193	845	13
		(9)			(2)	(3)	(1)						(3)		
活動件数	総 数	1,880	85	3	89	37	1	10	1,150	20	-	-	154	331	-
	救出活動	950	16	-	85	28	-	10	615	9	-	-	143	44	-
	検索活動	908	49	3	4	9	-	-	535	10	-	-	11	287	-
	避難誘導	22	20	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-
出動延隊数		8,358	414	46	823	370	6	57	4,286	225	-	47	972	1,092	20
		(38)		(1)	(15)	(4)							(18)		
救助人員		1,518	26	-	99	34	-	18	1,156	17	-	-	168	-	-
		(4)			(1)								(3)		
	行 政			区		別		発		生		件		数	
総東灘	2,814	152	26	162	43	2	13	1,319	39	-	7	193	845	13	
中兵庫	293	15	2	11	6	-	2	138	3	-	-	28	87	1	
長須磨	248	22	1	11	3	-	-	123	2	-	1	19	66	-	
垂水	407	22	3	20	8	-	1	168	6	-	2	20	152	5	
市外	303	19	1	16	2	-	1	166	4	-	1	8	84	1	
	署管轄	332	12	5	28	4	-	3	151	9	-	1	42	76	1
	上	274	18	-	8	-	2	3	133	5	-	-	16	89	-
	西	269	7	4	9	2	-	-	130	3	-	-	26	86	2
	市外	367	14	-	16	12	-	1	183	1	-	-	19	120	1
	上	311	23	8	40	5	-	2	127	6	-	2	12	84	2
	市外	10	-	2	3	1	-	-	-	-	-	-	3	1	-
	署域別			区		域		別		発		生		件	
総東灘	2,814	152	26	162	43	2	13	1,319	39	-	7	193	845	13	
中兵庫	291	15	2	11	4	-	2	138	3	-	-	28	87	1	
長須磨	247	22	1	11	2	-	-	123	2	-	1	19	66	-	
垂水	363	16	2	17	1	-	1	159	5	-	1	18	138	5	
市外	303	19	1	17	1	-	1	166	4	-	1	8	84	1	
	署管轄	333	12	5	28	4	-	3	151	9	-	1	43	76	1
	上	274	18	-	8	-	2	3	133	5	-	-	16	89	-
	西	268	7	4	9	2	-	-	130	3	-	-	26	85	2
	市外	358	14	-	16	3	-	1	183	1	-	-	19	120	1
	上	311	23	8	40	5	-	2	127	6	-	2	12	84	2
	市外	57	6	1	2	20	-	-	9	1	-	1	1	16	-
	上	9	-	2	3	1	-	-	-	-	-	-	3	-	-
隊別出動件数	出動件数	2,814	152	26	162	43	2	13	1,319	39	-	7	193	845	13
	消防小隊	2,741	143	25	158	42	2	13	1,288	37	-	7	187	827	12
	特種救助隊	1,192	13	7	36	6	2	2	646	17	-	3	46	413	1
	救助隊	895	2	3	7	3	-	1	569	5	-	3	25	267	10
	合同出動	654	128	15	115	33	-	10	73	15	-	1	116	147	1
	その他	73	9	1	4	1	-	-	31	2	-	-	6	18	1

注: ( )内は、市外応援の件数等を計上している。

令和2年4月以前の集計結果は特別救助隊を専任救助隊、救助隊を署救助隊と読み替えること。



## 17 行政区別救急取扱状況

(令和5年)

事 故 種 別 搬 送 人 員	総 数	東灘 区	灘 区	中 央 区	兵 庫 区	北 区	長 田 区	須 磨 区	垂 水 区	西 区	市 外
出 動 件 数	99,683	11,773	8,037	14,804	9,724	12,439	8,329	10,077	12,590	11,890	20
事 故 種 別											
火 災	239	23	32	25	41	21	29	11	21	35	1
自然 災 害	-										
水 難	25	4	3	7		1		1	5	4	
交 通	4,406	498	328	649	491	525	368	348	482	710	7
労 働 災 害	544	97	36	85	50	80	29	39	26	102	
運 動 競 技	430	72	37	48	19	57	18	67	30	81	1
一 般 負 傷	17,462	2,020	1,529	2,584	1,667	2,119	1,382	1,880	2,360	1,920	1
加 害	365	22	31	94	60	31	27	22	37	41	
自 損 行 為	881	83	66	145	92	114	77	81	97	126	
急 病	65,371	7,978	5,321	8,898	6,291	8,223	5,567	6,668	8,477	7,940	8
転院 搬 送	6,655	676	437	1,408	672	1,010	510	594	677	671	
そ の 他	3,305	300	217	861	341	258	322	366	378	260	2
搬 送 件 数											
搬 送 人 員	85,095	10,313	7,058	11,734	7,929	10,996	6,912	8,590	10,949	10,597	17
不 搬 送 件 数	14,588	1,460	979	3,070	1,795	1,443	1,417	1,487	1,641	1,293	3
搬 送 人 員											
搬 送 人 員	83,231	10,137	6,914	11,357	7,758	10,762	6,764	8,422	10,717	10,385	15
死 亡	330	35	11	20	22	71	16	23	59	73	
重 篤	1,291	150	95	138	105	182	105	154	187	175	
重 症	2,521	325	201	342	264	351	217	186	288	346	1
中 等 症	33,628	4,181	2,812	4,343	3,141	4,645	2,565	3,451	4,610	3,877	3
輕 症	45,461	5,446	3,795	6,514	4,226	5,513	3,861	4,608	5,573	5,914	11
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
※ 人 口	1,498,825	210,451	135,916	149,059	109,717	205,804	93,083	154,793	207,990	232,012	...
人口 1 万 人 あ た り	665	559	591	993	886	604	895	651	605	512	...
出 動 件 数											
平均 現 場 付 近 到 着 時 間 (分)	10.0	9.4	9.2	8.5	8.5	12.4	9.1	10.3	10.8	11.6	23.2

注1：人口は、令和5年4月1日現在の推計人口である。

注2：平均現場付近到着時間とは、入電（119通報）から現場到着までの時間である。

## 18 防火管理者を必要とする対象物数

(令和6年4月1日現在)

用 途		総 数	東 灘	灘	中 央	兵 庫	北	長 田	須 磨	垂 水	西	水 上
総 数		13,011	1,716	1,154	2,772	1,180	1,201	761	1,060	1,409	1,461	300
1項	イ 剧 場 等	13	-	1	2	3	2	-	4	-	-	1
	ロ 集 会 場 等	236	40	17	30	14	32	17	24	22	37	4
2項	イ キ ャ バ レ 一 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ 遊 技 場 等	40	5	1	9	8	9	1	1	4	8	1
	ハ 風 俗 営 業 店 舗 等	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
3項	ニ 個 室 型 店 舗 等	12	1	-	5	2	2	-	-	-	4	-
	イ 料 理 店 等	4	1	1	2	1	-	-	1	-	-	-
	ロ 飲 食 店 等	620	26	26	263	24	78	13	28	62	97	6
4項	百 貨 店 等	673	64	35	67	35	102	33	37	122	165	11
5項	イ 旅 館 ・ ホ テ ル 等	150	7	17	55	11	46	1	5	3	7	-
	ロ 共 同 住 宅 等	3,652	667	433	547	397	216	231	345	483	307	14
6項	イ 病 院 等	172	17	11	23	10	26	13	17	15	32	8
	ロ 福 祉 施 設 等 (障 が い の 程 度 が 重 い )	432	38	30	26	24	69	41	44	83	75	2
	ハ 福 祉 施 設 等 (障 が い の 程 度 が 軽 い )	620	64	62	34	41	111	41	60	94	109	4
7項	ニ 幼 稚 園 等	86	8	7	6	7	15	5	9	12	16	1
	学 校 等	430	46	42	62	25	57	35	46	47	58	12
8項	図 書 館 等	22	4	3	7	1	1	-	-	2	1	3
9項	イ 蒸 気 ・ 热 気 浴 場 等	55	-	-	-	54	1	-	-	-	-	-
	ロ 公 衆 浴 場 等	18	-	3	3	4	4	1	1	2	-	-
10項	停 車 場 等	17	1	-	12	1	-	-	-	-	-	3
11項	神 社 ・ 寺 院 等	209	23	21	41	33	11	12	28	23	16	1
12項	イ 工 場 ・ 作 業 場	244	36	6	2	20	14	22	7	3	111	23
	ロ テ レ ビ ス タ ジ オ	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
13項	イ 自 動 車 車 庫	7	-	-	-	2	1	-	-	1	1	2
	ロ 飛 行 場 等 格 納 庫	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
14項	倉 庫	131	35	3	-	5	7	3	29	-	28	21
15項	そ の 他 の 事 業 所	728	58	38	245	68	61	25	43	38	75	77
16項	イ 複 合 用 途 (特 定)	3,625	429	321	1,178	299	285	208	263	328	257	57
	ロ 複 合 用 途 (非 特 定)	793	143	75	143	89	51	59	68	64	54	47
16の2項	地 下 街	7	-	-	5	2	-	-	-	-	-	-
16の3項	準 地 下 街	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17項	文 化 財 建 造 物	11	3	1	3	-	-	-	-	1	3	-
18項	ア ー ケ ー ド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

## 19 消防用設備等を必要とする対象物数

(令和6年4月1日現在)

用 途		総 数	東 灘	灘	中 央	兵 庫	北	長 田	須 磨	垂 水	西	水 上
総 数		46,943	6,850	4,618	7,413	4,396	4,377	3,446	3,769	4,452	6,547	1,075
1項	イ 剧 場 等	24	-	1	4	3	3	-	12	-	-	1
	ロ 集 会 場 等	415	60	18	49	18	49	24	43	57	83	14
2項	イ キ ャ バ レ 一 等	8	-	-	1	7	-	-	-	-	-	-
	ロ 遊 技 場 等	69	8	5	13	10	13	2	2	5	10	1
	ハ 風 俗 営 業 店 舗 等	4	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-
	ニ 個 室 型 店 舗 等	15	2	-	5	2	3	-	-	-	3	-
3項	イ 料 理 店 等	10	1	1	3	1	-	-	4	-	-	-
	ロ 飲 食 店 等	1,939	169	104	842	71	184	48	102	181	221	17
4項	百 貨 店 等	1,138	104	51	159	64	179	46	73	181	260	21
5項	イ 旅 館 ・ ホ テ ル 等	389	9	126	77	20	114	3	13	11	11	5
	ロ 共 同 住 宅 等	18,137	3,156	2,118	2,149	1,597	1,680	1,321	1,841	2,262	1,966	47
6項	イ 病 院 等	492	42	35	51	32	93	28	41	69	86	15
	ロ 福 祉 施 設 等 (障 が い の 程 度 が 重 い )	535	53	33	28	27	106	44	51	99	92	2
	ハ 福 祉 施 設 等 (障 が い の 程 度 が 軽 い )	1,158	95	96	50	80	222	82	97	184	248	4
	ニ 幼 稚 園 等	197	12	17	7	8	42	7	33	37	33	1
7項	学 校 等	1,619	213	187	126	44	225	110	191	199	293	31
8項	図 書 館 等	57	15	18	12	3	1	-	1	2	1	4
9項	イ 蒸 気 ・ 热 気 浴 場 等	61	-	-	-	59	1	1	-	-	-	-
	ロ 公 衆 浴 場 等	36	1	5	6	8	6	1	3	5	1	-
10項	停 車 場 等	110	19	14	18	8	8	7	10	6	1	19
11項	神 社 ・ 寺 院 等	577	50	66	102	98	47	38	65	52	58	1
12項	イ 工 場 ・ 作 業 場	3,200	521	103	124	424	156	469	96	70	1,065	172
	ロ テ レ ビ ス タ ジ オ	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
13項	イ 自 動 車 車 庫	872	123	60	147	88	84	82	49	71	135	33
	ロ 飛 行 場 等 格 納 庫	8	-	-	-	-	1	-	-	-	-	7
14項	倉 庫	2,547	531	130	67	338	137	228	139	45	707	225
15項	そ の 他 の 事 業 所	4,495	571	332	745	505	481	281	241	258	749	332
16項	イ 複 合 用 途 (特 定)	5,577	629	675	1,869	425	358	326	463	461	317	54
	ロ 複 合 用 途 (非 特 定)	3,100	457	415	713	440	152	287	188	189	191	68
16の2項	地 下 街	7	-	-	5	2	-	-	-	-	-	-
16の3項	準 地 下 街	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
17項	文 化 財 建 造 物	82	8	3	10	1	32	-	6	6	16	-
18項	ア ー ケ ー ド	62	1	5	27	11	-	11	5	2	-	-

## 20 指定防火対象物査察実施結果

(令和5年度)

用 途	査察実施 件数	不備指示 対象数	不備指示 対象件数	不備指示対象の内訳			
				防火管理	消防用設備	建築構造	その他
総 数	10,376	4,679	7,925	1,783	5,225	6	911
1項	イ 劇 場 等	12	3	17	9	3	-
	ロ 集 会 場 等	78	41	77	37	39	-
2項	イ キ ャ バ レ 一 等	3	1	1	-	1	-
	ロ 遊 技 場 等	38	20	77	30	43	-
	ハ 風 俗 営 業 店 舗 等	2	1	1	-	1	-
3項	ニ 個 室 型 店 舗 等	14	2	5	2	1	-
	イ 料 理 店 等	3	2	2	-	2	-
	ロ 飲 食 店 等	553	258	461	143	286	-
4項	百 貨 店 等	426	150	267	89	126	-
5項	イ 旅 館 ・ ホ テ ル 等	131	53	121	36	65	-
	ロ 共 同 住 宅 等	3,012	1,403	1,887	93	1,687	1 106
6項	イ 病 院 等	149	70	101	31	66	-
	ロ 福祉施設等(障がいの程度が重い)	239	88	183	63	100	-
	ハ 福祉施設等(障がいの程度が軽い)	246	96	165	57	89	-
	ニ 幼 稚 園 等	25	10	15	7	8	-
7項	学 校 等	133	167	317	240	71	-
8項	図 書 館 等	11	5	6	-	6	-
9項	イ 蒸 気 ・ 热 気 浴 場 等	44	28	106	38	49	-
	ロ 公 衆 浴 場 等	2	-	-	-	-	-
10項	停 車 場 等	18	5	6	2	4	-
11項	神 社 ・ 寺 院 等	45	35	40	16	20	-
12項	イ 工 場 ・ 作 業 場	333	197	300	22	227	-
	ロ テ レ ビ ス タ ジ オ	1	-	-	-	-	-
13項	イ 自 動 車 車 庫	32	10	26	-	21	-
	ロ 飛 行 場 等 格 納 庫	1	-	-	-	-	-
14項	倉 庫	254	132	223	16	168	3 36
15項	そ の 他 の 事 業 所	447	158	216	26	164	-
16項	イ 複 合 用 途 (特 定)	3,172	1,215	2,383	709	1,357	1 316
	ロ 複 合 用 途 (非 特 定)	871	519	902	111	608	1 182
16の2項	地 下 街	24	1	1	-	1	-
16の3項	準 地 下	-	-	-	-	-	-
17項	文 化 財 建 造 物	40	5	11	6	5	-
18項	ア 一 ケ 一 ド (延長 50 m 以上)	17	4	8	-	7	- 1

## 21 建築申請処理件数

(令和5年度)

区分		総 数	東 灘	灘	中 央	兵 庫	北	長 田	須 磨	垂 水	西	水 上	
～	総 数	2,120	369	262	191	244	126	204	192	401	97	34	
取 扱 状 況	新 築 増 改 移 修 用	2,045 46 2 - 8 19	363 4 1 - - 1	255 6 - - - 1	181 5 - - - 5	239 4 - - - 1	120 4 - - - 1	203 - - - - 1	180 6 - - - -	392 3 - - - 2	81 11 - - 3 3	31 3 - - - -	
～	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
～	総 数	2,120	369	262	191	244	126	204	192	401	97	34	
同 意 件 数	新 築 増 改 移 修 用	2,045 46 2 - 8 19	363 4 1 - - 1	255 6 - - - 1	181 5 - - - 5	239 4 - - - 1	120 4 - - - 1	203 - - - - 1	180 6 - - - -	392 3 - - - 2	81 11 - - 3 3	31 3 - - - -	
～	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
～	指 導 に よ る 同 意	総 数	737	103	55	116	68	65	61	72	82	81	34
新 築 増 改 移 修 用	新 築 増 改 移 修 用	669 39 2 - 8 19	97 4 1 - - 1	50 4 - - - 1	106 5 - - - 1	64 3 - - - 1	60 3 - - - 1	60 - - - - 1	62 4 - - - -	73 3 - - - 2	66 10 - - 3 3	31 3 - - - -	
～	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
返 送 件 数	返 送 件 数	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	
令 別 表 対 象 物	令 別 表 対 象 物	732	103	55	116	68	65	61	72	82	81	34	
専 用 住 宅	専 用 住 宅	1,383	266	207	75	176	61	143	120	319	16	-	
通 知 扱 い	通 知 扱 い	1,845	181	37	63	29	436	21	253	392	416	17	
(内 専 用 住 宅 )	(内 専 用 住 宅 )	(1,359)	(116)	(12)	(9)	(1)	(369)	(7)	(212)	(315)	(318)	-	

## 22 危険物施設の現況

(令和6年4月1日現在)

区分	総 数 所	製 造 所 数 所	貯 蔵 所							
			総 量 別	屋 内 貯 藏 所	屋 外 タ ン ク 貯 藏 所	屋 内 タ ン ク 貯 藏 所	地 下 タ ン ク 貯 藏 所	簡 易 タ ン ク 貯 藏 所	移 動 タ ン ク 貯 藏 所	屋 外 貯 藏 所
			現 況							
総 数	2,949	28	2,108	534	350	123	351	2	642	106
5倍以下	796	-	635	254	19	74	148	2	121	17
5倍を超えるもの	421	5	286	90	20	40	69	-	25	42
10倍以下	612	5	340	93	45	9	84	-	74	35
10倍を超えるもの	252	6	190	18	34	-	19	-	116	3
50倍以下	242	1	222	26	27	-	17	-	151	1
100倍以下	55	2	33	17	10	-	3	-	-	3
200倍以下	380	9	224	13	107	-	11	-	90	3
1,000倍以下	150	-	141	16	58	-	-	-	65	2
5,000倍以下	13	-	12	2	10	-	-	-	-	-
10,000倍以下	28	-	25	5	20	-	-	-	-	-
10,000倍を超えるもの	28	-	25	5	20	-	-	-	-	-
類 別	2	-	2	2	-	-	-	-	-	-
第1類	2	-	2	2	-	-	-	-	-	-
第2類	8	-	6	4	-	-	2	-	-	-
第3類	2	-	2	2	-	-	-	-	-	-
第4類	2,752	19	1,931	488	350	123	349	2	514	105
第5類	3	-	3	3	-	-	-	-	-	-
第6類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
混 在	182	9	164	35	-	-	-	-	128	1
署 别 施 設									数	
東 滩	547	8	414	80	146	9	51	1	111	16
中 兵	148	1	105	23	27	4	19	-	31	1
長 北	153	-	90	11	2	47	27	-	-	3
須 田	222	3	155	79	2	6	19	-	29	20
垂 磨	223	1	134	39	11	19	57	-	7	1
水 水	350	1	282	52	104	8	21	-	80	17
西 上	195	-	148	17	24	6	17	-	57	27
	67	-	35	8	3	-	19	-	5	-
	560	12	376	162	26	13	80	-	80	15
	484	2	369	63	5	11	41	1	242	6

## 22 危険物施設の現況（続き）

(令和6年4月1日現在)

区分	総 数 所	取 扱 所				承 認		条 例 関 係		製 造 所 等 保 有 事 業 所		
		給油取扱所		販売取扱所		移 送	一 般	仮 貯 藏	少 量 危 険 物			
		營 業 用	自 家 用	第 一 種	第 二 種	取 扱 所	取 扱 所	・ 仮 取 扱 所	取 扱 所			
総 数	813	170	233	16	14	5	375	207	1,017	5,182	1,707	1,154
5倍以下	161	26	-	-	-	135	-	-	-	-	-	-
5倍を超えるもの	130	19	8	-	-	103	-	-	-	-	-	-
10倍以下	267	162	8	14	-	83	-	-	-	-	-	-
10倍を超えるもの	56	30	-	-	-	26	-	-	-	-	-	-
50倍以下	19	14	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-
100倍以下	20	18	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
150倍以下	147	134	-	-	1	12	-	-	-	-	-	-
200倍以下	9	-	-	-	1	8	-	-	-	-	-	-
1,000倍以下	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
5,000倍以下	3	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-
10,000倍以下	2802	403	16	13	5	365	-	-	-	-	-	-
10,000倍を超えるもの	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
類 別	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第1類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第2類	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
第3類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第4類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第5類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第6類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
混 在	9	-	-	1	-	8	-	-	-	-	-	-
署 别 施 設									数			
東 滩	125	64	1	1	1	58	52	350	910	731	166	
中 兵	42	19	-	-	-	23	12	45	391	92	54	
長 北	63	14	4	2	-	43	5	6	563	34	83	
須 田	64	28	6	7	-	23	14	38	800	46	90	
磨 水	88	51	-	-	-	37	16	4	556	54	126	
垂 水	67	21	4	3	3	36	31	4	428	249	73	
西 上	47	27	-	-	1	19	6	13	198	32	62	
	32	20	-	1	-	11	4	7	210	20	11	
	172	98	1	-	-	73	63	8	850	241	283	
	113	61	-	-	-	52	4	542	276	208	173	

## 23 特定事業所の危険物施設状況

(令和6年4月1日現在)

地区名	第1種 事業所		第2種 事業所	総数	危険物施設数						
	レイアウト	その他			屋外タンク貯蔵所						
					総 数	未 満	100kl 以 上	100kl 以 上	500kl 以 上		
総数	1	4	3	354	243	35	108	41			
東部第二工区	1	1	2	139	117	21	51	22			
灘浜地区	-	-	1	34	7	7	-	-			
西部第一工区	-	3	-	181	119	7	57	19			

## 23 特定事業所の危険物施設状況（続き）

地区名	危険物施設数					最大タンク		
	屋外タンク貯蔵所			製造所 取扱所	その他の 貯蔵所	容 量 (kL)	直 径 (m)	高 さ (m)
	1,000kl 以 上	5,000kl 以 上	10,000kl 以 上					
総数	43	16	-	53	58	-	-	-
東部第二工区	21	2	-	14	8	9,900	32	14.2
灘浜地区	-	-	-	19	8	85	9.9	3.6
西部第一工区	22	14	-	20	42	9,972	36	15.8

## 24 危険物施設査察結果

(令和5年度)

施 設 区 分	査 察 実 施 施 設 数	不 備 指 示 施 設 数	不 備 指 示 件 数	不 備 指 示 件 数 の 内 訳			
				無 許 可 変 更	位 置 構 造 設 備	貯 藏 取 扱	そ の 他
許 可 施 設 総 数	1,370	437	827	3	308	163	353
製 造 所	22	11	21	-	15	2	4
屋 内 貯 藏 所	206	71	142	3	56	47	36
屋外タンク貯蔵所	287	24	33	-	23	3	7
屋内タンク貯蔵所	26	6	6	-	4	-	2
地下タンク貯蔵所	114	43	77	-	22	5	50
簡易タンク貯蔵所	-	-	-	-	-	-	-
移動タンク貯蔵所	245	58	77	-	27	4	46
屋 外 貯 藏 所	71	17	23	-	11	9	3
営 業 用 給 油 取 扱 所	155	99	206	-	59	33	114
自家用給油取扱所	92	62	165	-	60	45	60
第 1 種 販 売 取 扱 所	3	3	9	-	4	-	5
第 2 種 販 売 取 扱 所	3	3	9	-	5	2	2
移 送 取 扱 所	3	1	1	-	1	-	-
一 般 取 扱 所	143	39	58	-	21	13	24
その他の施設総数	564	84	113	-	-	-	113
仮貯蔵・仮取扱所	10	-	-	-	-	-	-
少量危険物取扱所	317	75	103	-	-	-	103
指定可燃物取扱所	237	9	10	-	-	-	10

注：平成21年度より、その他の施設総数の欄を新設している。

## 25 火薬類関係施設の現況

(令和6年4月1日現在)

区分	総数	販売所	火薬庫	火薬庫外貯蔵所
総数	86	37	3	46
署別施設数				
東灘	7	5	-	2
灘	4	2	-	2
中央	22	6	-	16
兵庫	19	14	-	5
北	4	1	1	2
長田	4	2	-	2
須磨	4	1	-	3
垂水	3	-	1	2
西	12	3	1	8
水上	7	3	-	4

## 26 火薬類関係施設査察結果

(令和5年度)

区分	査察実施件数	不備指示対象数	不備指示総数	不備指示総数の内訳	
				位置構造設備	その他
総数	53	-	-	-	-
販売所	4	-	-	-	-
火薬庫	2	-	-	-	-
火薬庫外貯蔵所	-	-	-	-	-
消費場所 〔 花火 採石場他 〕	37	-	-	-	-
	2	-	-	-	-
その他	3	-	-	-	-

## 27 高圧ガス関係施設の現況

(令和6年4月1日現在)

施設区分	件数	
総 数	1,953	
第一種製造者	冷凍 冷凍以外	104 65
第二種製造者	冷凍 冷凍以外	734 183
第一種貯蔵所	21	
第二種貯蔵所	187	
販売所	604	
特定高圧ガス消費者	29	
容器検査所	26	

## 28 高圧ガス関係施設査察結果

(令和5年度)

施設区分	件数	
総 数	239	
第一種製造者	冷凍 冷凍以外	21 28
第二種製造者	冷凍 冷凍以外	78 24
第一種貯蔵所	3	
第二種貯蔵所	11	
販売所	70	
特定高圧ガス消費者	1	
容器検査所	1	
その他	2	

## 29 液化石油ガス関係施設の現況

(令和6年4月1日現在)

施設区分	件数
総 数	177
販 売 事 業 者	26
保 安 機 関	25
貯 藏 施 設	1
充 填 設 備	9
特 定 供 給 設 備	7
特定液化石油ガス設備工事事業者	109

## 30 液化石油ガス関係施設査察結果

(令和5年度)

施設区分	件数
総 数	16
販 売 事 業 者	2
保 安 機 関	2
貯 藏 施 設	0
充 填 設 備	2
特 定 供 給 設 備	0
特定液化石油ガス設備工事事業者	10

### 31 消防学校教育訓練実績

年 度	総 数	消防職員																		消防団員				
		初 任 教 育 程 度	幹部教育								専科教育										機 基 部 門 教 育 科 育			
			消防士長	消防士長	消防司令官	消防司令官	消防司令官	安全衛生管理教育リーダー	警防指揮課	特殊災害課	査察実務課	火災調査課	火災調査課	救急課	救急課	特別救助課	機械救助課	はしご自動車課						
			長	現	昇	任	現	リーダー	程	程	程	程	程	程	程	程	程	程	程					
5年間総数	2,564	1,662	232	184	32	172	33	79	41	16	55	69	148	87	21	227	82	48	115	21	902	-	491	411
令和元年度	563	293	48	30	-	29	-	14	4	16	26	-	24	-	10	48	18	-	26	-	270	-	173	97
令和2年度	442	348	64	26	-	36	-	17	-	-	-	32	32	30	-	58	-	26	27	-	94	-	-	94
令和3年度	483	324	49	31	-	44	-	18	16	-	-	-	31	32	-	49	33	-	-	21	159	-	119	40
令和4年度	548	349	39	45	32	29	-	13	9	-	29	-	33	25	-	40	-	22	33	-	199	-	108	91
令和5年度	528	348	32	52	-	34	33	17	12	-	-	37	28	-	11	32	31	-	29	-	180	-	91	89

注1：令和2年度の消防団指揮幹部科「現場指揮課程」はコロナ感染拡大により中止、安全衛生管理教育リーダー課程の教育は職員課へ移管。

注2：令和2年度の消防団基礎教育は各署で実施

注3：「警防指揮課程」は中級指揮課程を含み、はしご自動車課程は、はしご車等技能者養成課程を含む。

### 32 市民研修実績

年 度	総 数	資格講習		防災要員研修	災害奉仕研修	事業関係研修	防災体験研修	いへの安全安心のサボト	地震体験（ゆれるん出張）	VR災害疑似体験	その他講習会等
		自衛消防業務新規講習	防災再設備技術含能講習～								
5年間総数	81,644	1,980	2,428	44	465	863	15,581	17,493	28,669	14,033	88
令和元年度	22,180	393	483	14	114	475	2,849	8,020	7,254	2,553	25
令和2年度	6,773	314	471	-	43	33	1,348	806	2,408	1,329	21
令和3年度	10,264	377	522	-	100	49	1,884	1,919	3,729	1,661	23
令和4年度	16,743	445	499	-	104	88	4,641	1,204	5,615	4,128	19
令和5年度	25,684	451	453	30	104	218	4,859	5,544	9,663	4,362	-

注1：自衛消防業務新規講習、防災設備技能講習は（一財）神戸住環境整備公社が実施している。

注2：『その他の講習会等』は、防火・防災教育担当資格者講習会等の実績となっている。

注3：令和元年度から土砂災害、令和5年12月から土砂災害及び火災のVR体験を実施している。

### 33 消防音楽隊演奏実績

年 度	総 数	消防局・署 ・音楽隊	神戸市 外郭団体等	一般・ 地域団体等	防災福祉 コミュニティ	『♥いのちの コンサート』	防火 いきいき コンサート	まちかど 防火 コンサート	市外 消防関係
5年間総数	448	73	100	123	49	74	8	13	8
令和元年度	169	28	42	48	16	25	7	2	1
令和2年度	23	7	3	3	3	5	-	-	2
令和3年度	42	8	8	8	5	8	-	3	2
令和4年度	95	16	22	23	15	15	-	3	1
令和5年度	119	14	25	41	10	21	1	5	2

## 34 市民防災教育実施状況（消防署実施分）

(令和5年度)

	総 数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
対象者等(件数)														
自衛消防隊関係	238	5	15	18	9	9	26	33	48	20	10	17	28	
防災福祉コミュニティ等 住民	1,315	16	31	147	109	71	121	161	168	159	126	125	81	
自治会等住民	60	-	2	3	5	3	1	4	3	3	13	11	12	
その他	66	3	7	6	3	5	2	5	8	9	5	5	8	
参加者(人数)														
児童・学生 (園児～大学生)	46,707	1,791	1,896	2,289	2,844	863	4,939	4,615	10,393	2,376	11,487	1,453	1,761	
住民	53,460	646	8,227	1,478	1,936	3,488	2,558	6,103	7,077	3,258	6,705	6,043	5,941	
企業・従業員等	7,818	104	527	1,021	103	245	877	900	1,279	873	587	541	761	
その他	2,801	10	136	107	62	155	90	67	396	217	246	28	1,287	
実施内容(件数)														
一般講習会	8	-	2	-	1	-	1	1	2	-	1	-	-	
訓練等	消火	325	8	20	26	11	12	27	35	77	28	25	19	37
	避難	289	7	17	21	11	12	26	33	69	24	23	17	29
	通報	217	8	14	15	10	8	20	24	53	18	13	12	22
	講話	168	5	11	11	8	8	13	19	44	10	12	6	21
	救出	35	-	-	4	-	-	1	-	3	1	13	9	4
懇談・座談会	5	-	1	1	1	-	-	-	1	-	-	-	1	
見学会	147	-	3	10	4	7	8	16	53	20	7	10	9	
映画	防火	133	5	7	10	14	9	7	9	18	20	15	10	9
	震災	43	-	4	1	3	1	4	9	-	4	6	10	1
講演会	防火	8	-	-	-	2	-	-	2	3	-	-	1	-
	震災	3	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	-
その他	61	3	4	4	3	-	3	5	9	4	13	7	6	
耐震性防災訓練	水槽練	115	-	3	5	6	7	8	9	17	21	17	10	12

### 35 市民救命士講習実施状況

年度	市民救命士講習							救急 インストラクター 講習	合 計	備 考
	普通救命 コース I ・ II	心蘇生法	肺手当	ケガの 手当	小児	上級	級			
総 数	403,811	214,138	76,841	18,685	15,948	7,758	737,181			
平成 5 年度	-	9,080	-	-	-	400	9,480	市民救命士養成事業開始		
6 年度	-	10,212	-	-	-	415	10,627			
7 年度	-	15,304	1,846	-	587	294	18,031	ケガの手当法、上級市民救命士 (現上級) コース新設		
8 年度	-	15,701	3,478	-	826	141	20,146			
9 年度	-	16,093	3,708	-	699	160	20,660			
10 年度	-	14,540	3,433	-	546	184	18,703			
11 年度	-	16,163	2,988	-	601	176	19,928	10万人達成(平成11年6月)		
12 年度	-	15,254	3,632	-	520	230	19,636			
13 年度	-	15,189	4,081	-	611	225	20,106	15万人達成(平成13年12月)		
14 年度	-	21,537	3,727	-	873	211	26,348			
15 年度	-	24,731	3,795	435	730	292	29,983	小児コース新設、20万人達成(平成15年11月)		
16 年度	-	22,196	3,563	522	694	190	27,165			
17 年度	7,170	18,138	3,923	504	682	128	30,545	普通救命コース I ・ II (AEDを用いた応急手当) 新設		
18 年度	26,848	-	2,802	635	864	231	31,380			
19 年度	26,610	-	2,645	225	536	218	30,234	30万人達成(平成19年3月)		
20 年度	30,052	-	2,177	708	472	225	33,634			
21 年度	25,223	-	3,014	841	642	419	30,139			
22 年度	28,072	-	2,879	804	777	538	33,070	40万人達成(平成22年7月)		
23 年度	26,502	-	3,088	598	667	454	31,309			
24 年度	26,837	-	2,724	682	630	417	31,290			
25 年度	26,948	-	2,658	1,786	438	240	32,070	50万人達成(平成25年7月)		
26 年度	27,309	-	2,520	1,273	408	297	31,807			
27 年度	25,773	-	2,432	1,148	485	237	30,075			
28 年度	23,595	-	2,704	1,118	416	293	28,126	60万人達成(平成28年8月)		
29 年度	21,975	-	2,559	1,373	387	234	26,528			
30 年度	23,944	-	1,841	1,460	405	223	27,873			
令和元 年度	18,743	-	1,711	1,324	316	170	22,264			
2 年度	3,666	-	572	385	215	124	4,962			
3 年度	6,532	-	624	520	263	126	8,065			
4 年度	14,009	-	644	978	302	148	16,081	70万人達成(令和5年1月)		
5 年度	14,003		1,073	1,366	356	118	16,916			

注：平成17年度からの「普通救命 I ・ II」、「小児」、「上級」、「救急インストラクター講習」はAED講習を含む。

---

神戸消防の動き（令和6年版消防白書）

編集・発行 令和6年11月

神戸市消防局総務部総務課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

TEL (078)333-0119 (代)

---